

第5次能勢町地域福祉計画 (案)

令和〇(〇〇〇〇)年〇月
大阪府豊能郡能勢町

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 策定の背景.....	1
(2) 策定の趣旨.....	2
3. 計画の位置付け.....	4
(1) 法的位置付け.....	4
(2) 能勢町その他計画との関係.....	4
4. 計画の期間.....	4
第2章 統計等データから見る町の状況.....	6
1. 統計等データから見る町の状況.....	6
(1) 人口・世帯等の状況.....	6
(2) 地域で援助を必要とする人の現状.....	9
2. 地域福祉に関わる地域資源の現状.....	15
(1) 地域の援助体制の現状.....	15
3. 第4次能勢町地域福祉計画の振り返り.....	22
4. 住民アンケート調査から見る能勢町の現状.....	30
(1) 調査概要.....	30
(2) 調査結果の概要.....	30
5. 事業者・団体アンケート調査から見る能勢町の現状.....	56
(1) 調査概要.....	56
(2) 調査結果の概要.....	56
6. 地域福祉の課題.....	70
(1) 地域のつながり.....	70
(2) 移動手段の確保.....	70
(3) 生活課題の複合化・複雑化とニーズに即した相談支援につなぐ仕組み.....	71
(4) 災害時の支援体制.....	71
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	72
1. 基本理念.....	72
2. 計画の視点.....	73
(1) 人権の尊重と住民主体の福祉活動.....	73
(2) ソーシャル・インクルージョン.....	73
(3) ノーマライゼーション.....	73
3. 地域福祉の担い手と役割.....	74
(1) 住民(地域福祉の主人公).....	74

(2) 地域(社会福祉協議会、事業所、団体、地区等).....	74
(3) 行政.....	75
4. 基本目標.....	76
基本目標1 ともに助け合う.....	76
基本目標2 地域で支え合う.....	76
基本目標3 誰もが安心して生活できる.....	76
5. 施策の体系.....	77
第4章 施策の展開.....	78
基本目標1 ともに助け合う.....	78
(1) 尊重し支え合う意識づくり.....	78
(2) 福祉人材の確保と育成.....	79
(3) 見守り体制の強化.....	80
基本目標2 地域で支え合う.....	82
(1) 交流の場の充実.....	82
(2) 地域活動の支援.....	83
(3) ボランティア活動の推進.....	84
(4) 情報提供の充実.....	85
基本目標3 誰もが安心して生活できる.....	87
(1) 包括的な支援体制づくり.....	87
(2) 生きづらさを感じる人への支援.....	88
(3) 住民の権利を守る体制づくり.....	91
(4) サービスの質の向上.....	92
(5) 地域ぐるみの防災活動の推進.....	93
能勢町自殺対策計画.....	95
能勢町再犯防止計画.....	97
第5章 計画の推進.....	98
1. 計画の周知・啓発.....	98
2. 計画の推進体制.....	98
(1) 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進.....	98
(2) 能勢町社会福祉協議会との連携.....	98
3. 計画の点検・評価.....	99
資料編.....	100
1. 能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	100
2. 能勢町地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	102
3. 計画策定経過.....	103
4. 用語集.....	104

第1章 計画の策定に当たって

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが地域社会の一員として、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、「共に協力し、共に生きる地域社会の仕組み」を創り上げていくことです。

地域福祉を推進していくためには、福祉・介護サービスはもとより、保健・医療、教育、就労、住まい、文化、まちづくりに至るまで、地域社会における多様な活動分野で取り組まれることが必要です。

地域では、福祉サービスを必要とする住民及びその世帯が抱える福祉に関する課題や、福祉以外の暮らしに関わる様々な課題、さらには社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、既存制度の狭間で解決が困難な複合化・複雑化した課題が表面化しています。

こうした「地域生活課題」の解決に向けて、地域に暮らす人々が、行政や民間団体等と共に協力し、誰もが支え合い、共に生きる地域社会の仕組みを創り上げていくことが必要とされています。

そのためには、行政、地域住民、ボランティア、福祉施設、NPO、社会福祉協議会などがあらかじめプラットフォーム化し、地域社会を構成する幅広いメンバーが相互に協働して、地域の実情に応じて必要とされる多様なサービスを組み合わせ、良質かつ適切なものにしていくことが求められています。

2. 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

第4次能勢町地域福祉計画（以下「第4次計画」という。）策定以降、社会経済情勢は大きく変化しました。

① 深刻化する少子高齢化と人口減少

高齢化率の更なる上昇と人口減少に伴い、福祉サービスの需要が増大する一方で、地域における担い手や支え手の確保が困難になりつつあります。特に、高齢者や障がいのある人の孤立化防止や生活支援の維持が喫緊の課題となっています。

② 社会環境の変化と生活課題の複雑化・多様化

核家族化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進む中で、生活困窮、ひきこもり、複合的な課題を抱える世帯など、従来の分野ごとの福祉サービスでは対応が難しい複合的な生活課題が増加しています。

③ 「地域共生社会」の実現に向けた要請

国が進める「地域共生社会」の実現に向け、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、全ての住民が地域で活躍し、互いに支え合いながら自分らしく暮らせるよう、公的なサービスと住民による支え合いが一体となった包括的な支援体制の構築が求められています。

④ これまでの計画の検証と発展

第4次計画で取り組んできた地域福祉の推進状況を評価し、達成できた成果と残された課題を踏まえ、新たな時代に即した目標と方策を設定し、地域福祉の更なる充実を図る必要があります。

(2) 策定の趣旨

これらの背景を踏まえ、有識者、関係団体、各福祉施設、医療機関、住民代表等から構成される能勢町地域福祉計画推進委員会での審議を経て策定した第5次能勢町地域福祉計画は、次の点を主な趣旨として掲げ、能勢町の地域福祉を総合的に推進するための羅針盤とします。

① 「誰もが支え合い共に生きる地域共生社会」の実現

年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての住民がお互いを尊重し、支え合いながら安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

② 住民を主体とした地域福祉の推進

行政や専門機関による公的なサービスに加え、住民一人ひとりが主体となり、ボランティア活動や地区福祉委員会などの活動を通じて、地域の課題解決に積極的に参画する体制を強化します。

③ 包括的かつ重層的な支援体制の構築

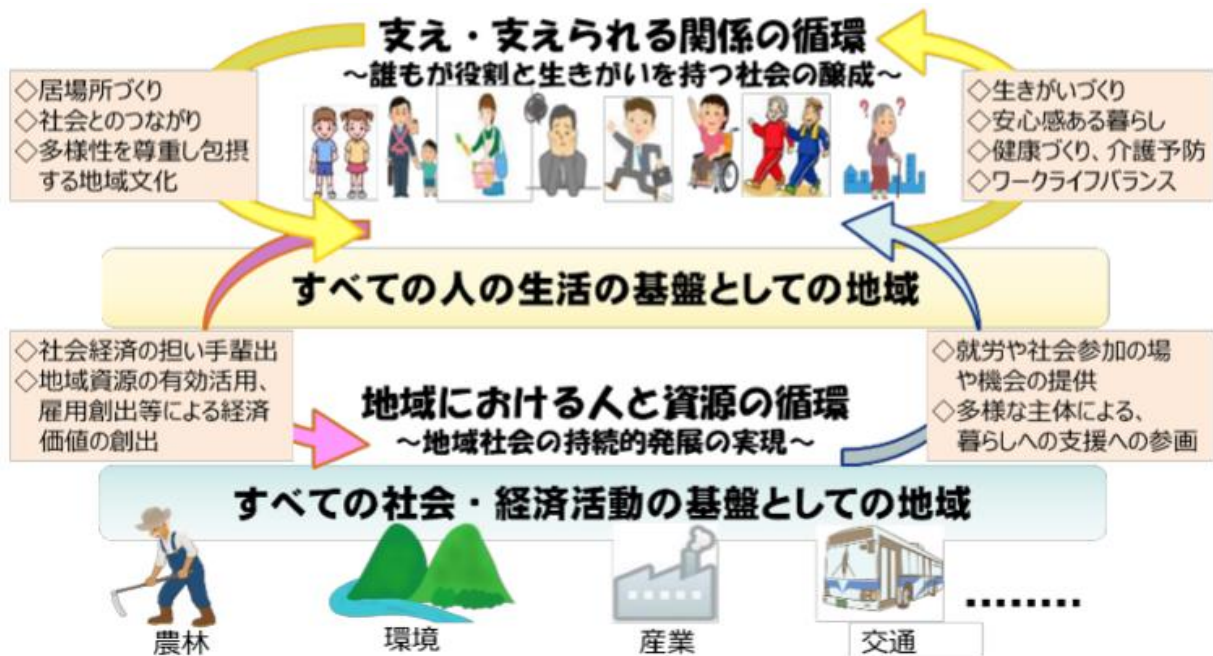
「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築のため、改正社会福祉法（令和3年4月施行）に基づく「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを踏まえ、生活上のあらゆる困りごとに対し、分野や属性にとらわれず、早期に察知し、必要な支援を切れ目なく一体的に提供できる「丸ごと」の包括的な支援体制の整備を推進します。

④ 地域の「つながり」の再構築と「居場所」の創出

住民同士の交流の場や多世代が関わり合える「居場所」を地域に創出し、人と人との「つながり」や「きずな」を再生・強化することで、住民の孤立を防ぎ、地域全体の安心感を高めます。

この計画は、行政、社会福祉協議会、関係機関、そして最も重要な主体である住民が、それぞれの役割を認識し、協働して地域福祉を推進するための共通の指針となることを目的として策定したものです。

なお、この計画の推進に当たっては、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」の理念（誰一人取り残さないこと）を踏まえて取り組むものとします。



【出典】厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて」

3. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉に関する事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」として、本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、住民参加のもとに策定したものです。

また、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」（本計画P.95）及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」（本計画P.97）を包含して策定することとします。

(2) 能勢町他計画との関係

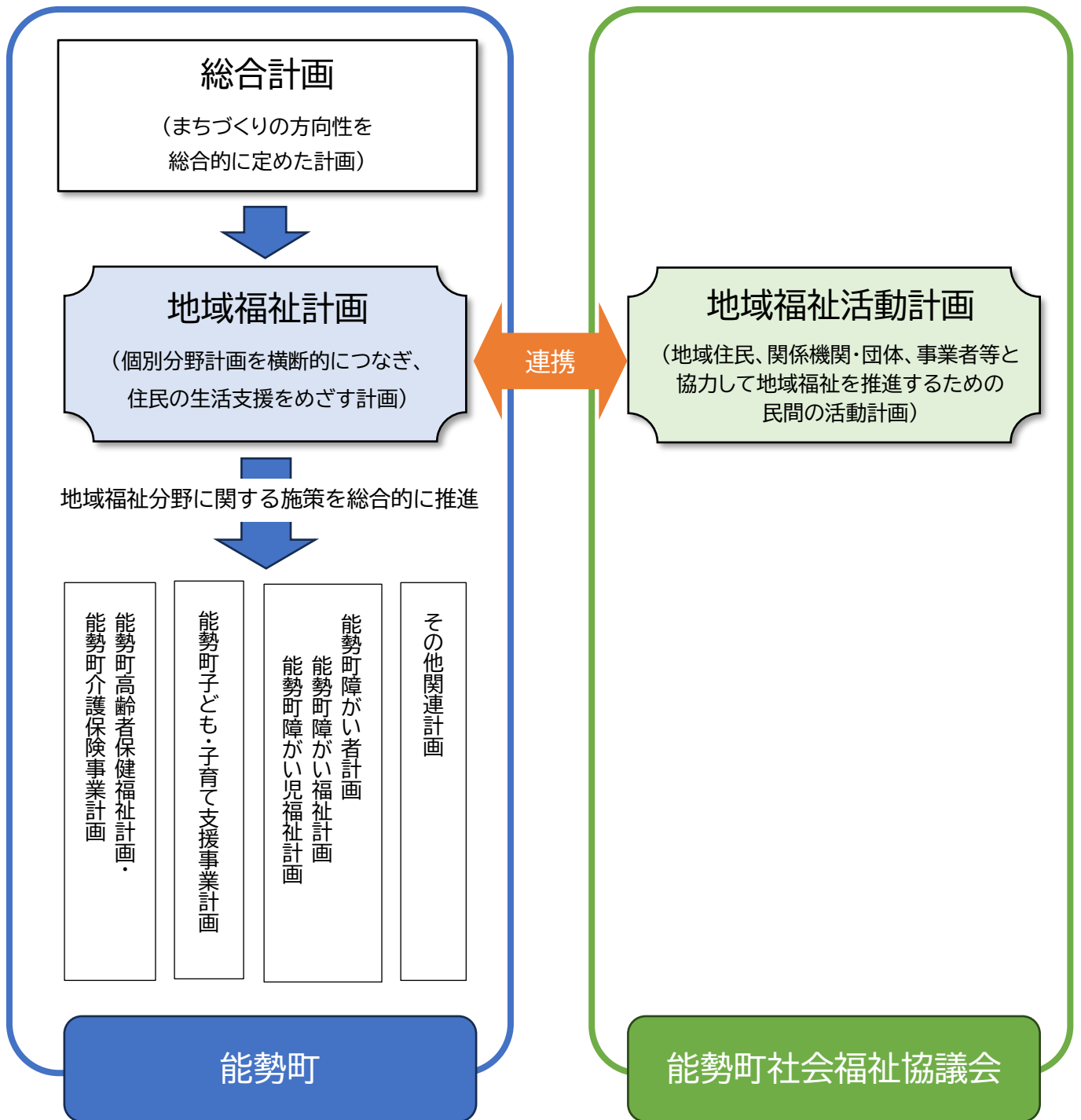
本計画は、本町のまちづくりの指針である「能勢町総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化するものです。また高齢者、障がいのある人、子ども・子育て等の福祉分野計画の上位計画として、また健康増進、防災、その他関連する各分野計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

さらに、本計画の行動計画として、町社会福祉協議会が策定する「能勢町地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあり、近年の地域における多様な地域生活課題解決のため、本計画の理念や仕組みを具現化し、第4次計画を継承した「待ちの福祉から届ける福祉」を意識した施策を盛り込むことにより、相互に補完・連携を図っていきます。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度として、令和12年度までの5年間とします。なお、国や大阪府の福祉制度や施策などの変更等に対応するため、必要に応じ計画の点検、見直しを行います。

地域福祉計画と他計画との関係（イメージ）



第2章 統計等データから見る町の状況

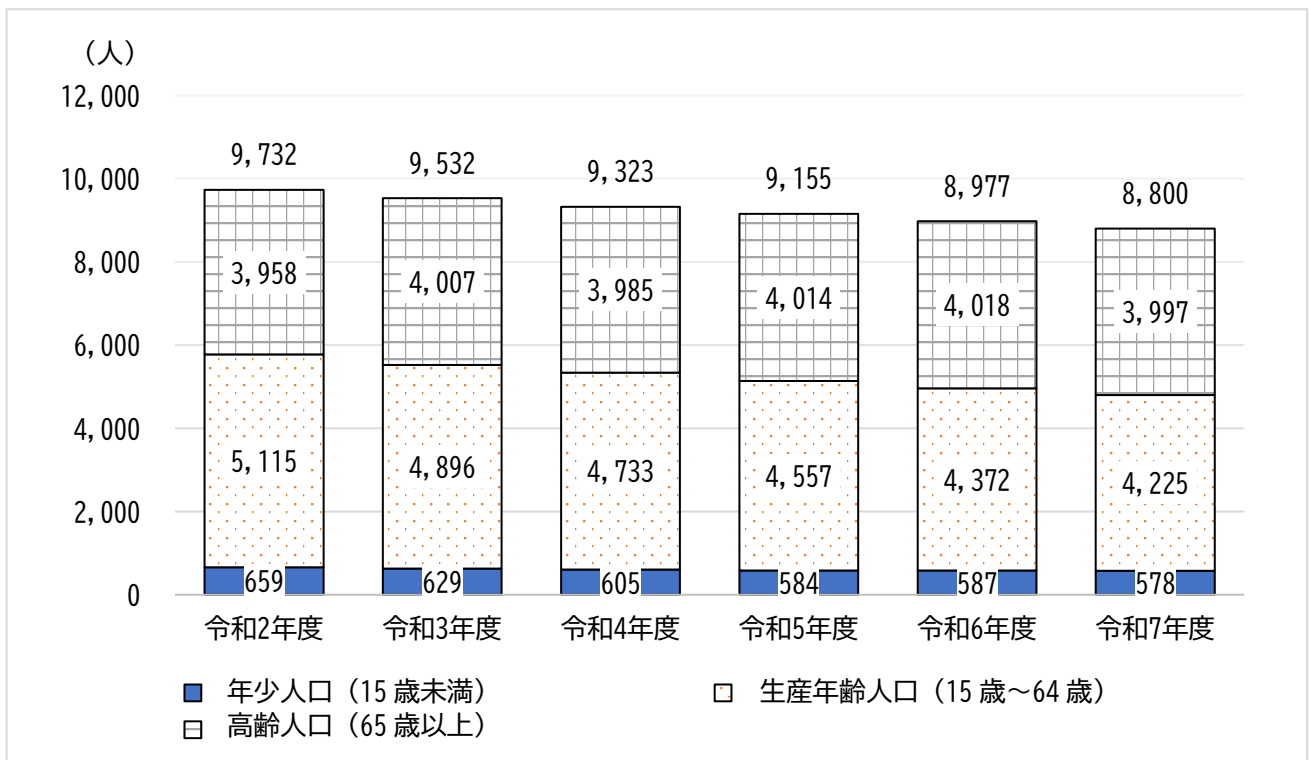
1. 統計等データから見る町の状況

(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口

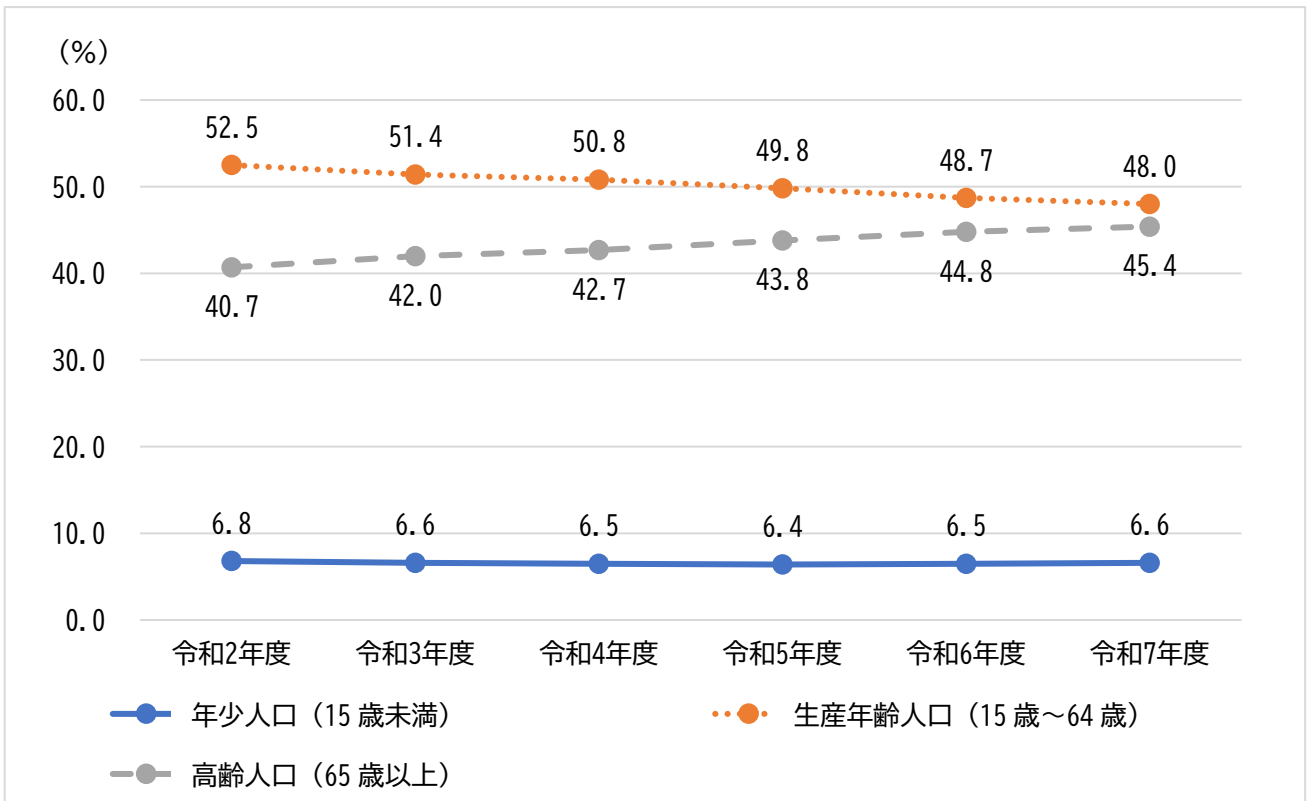
令和2年度の9,732人から令和7年度の8,800人へと減少傾向で推移しています。また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口（15歳未満）は令和2年度の659人から令和7年度の578人へと、生産年齢人口（15～64歳）は5,115人から4,225人へと、いずれも減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は、令和2年度の3,958人から令和6年度の4,018人へと増加した後、令和7年度には3,997人へとわずかに減少しましたが、令和2年度の水準（3,958人）と比較すると増加しています。

■ 総人口



資料：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

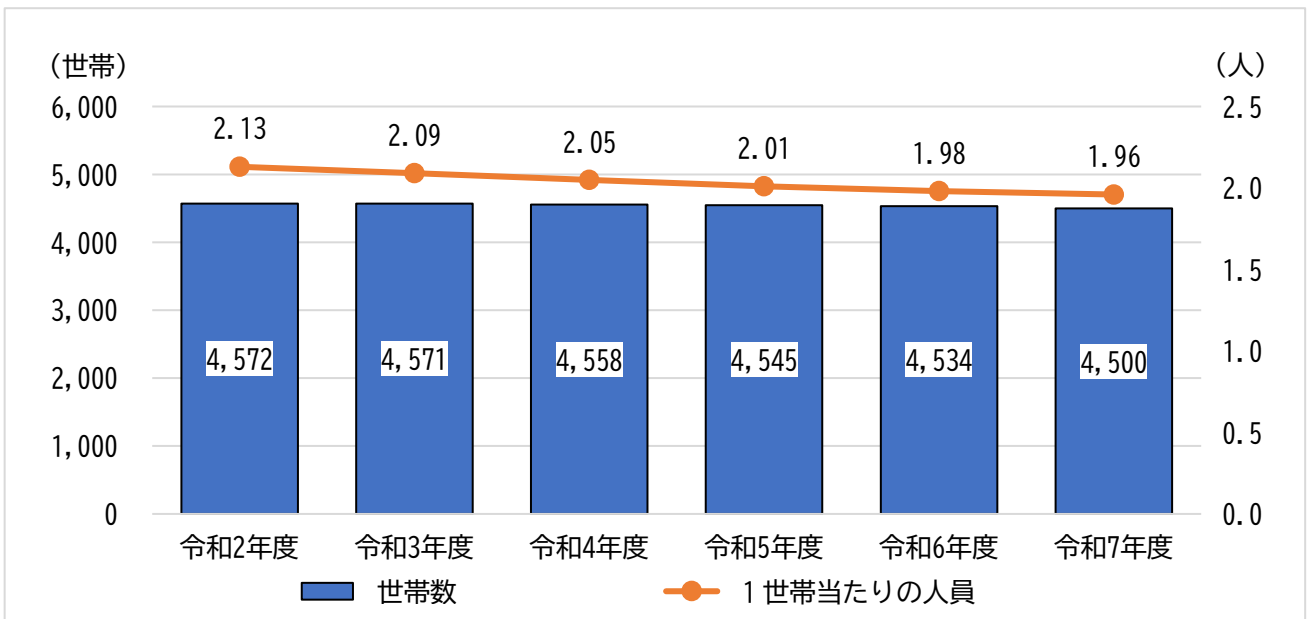
■ 年齢3区分別人口比率



資料：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

② 世帯数

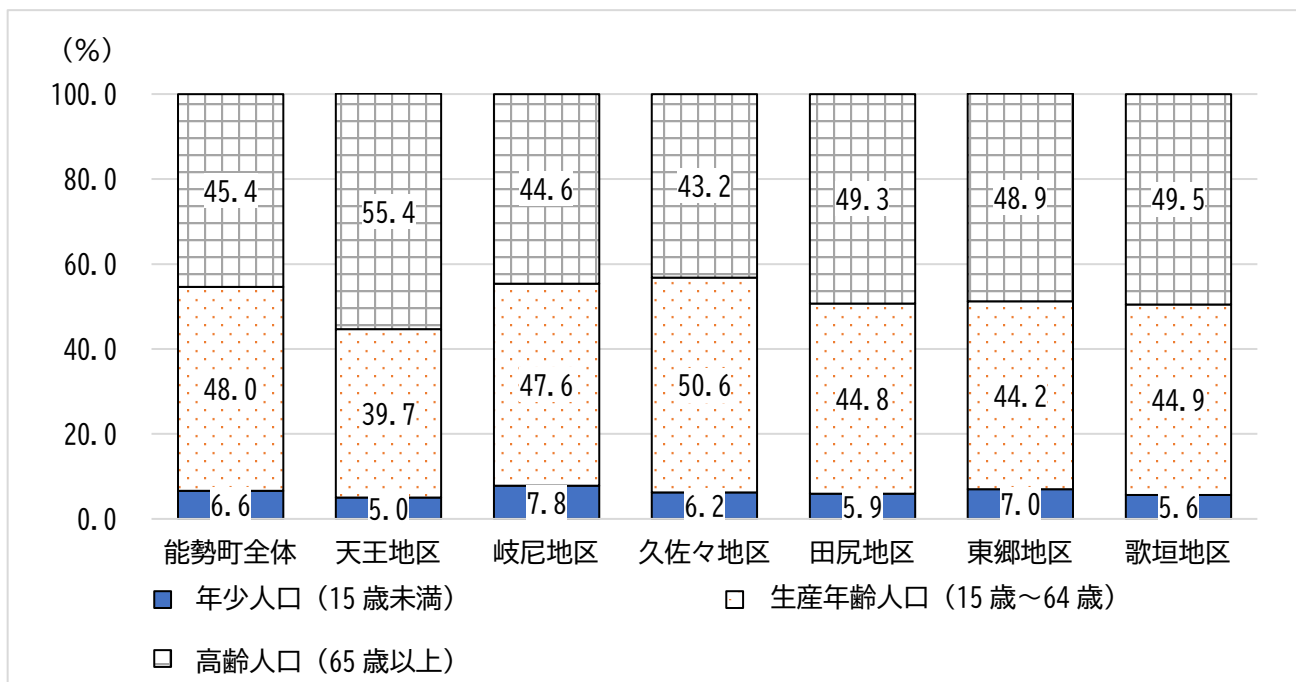
令和2年度の4,572世帯から令和7年度の4,500世帯へと減少傾向で推移しています。また、1世帯当たりの人員は令和2年度の2.13人から令和7年度の1.96人へと一貫して減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

③ 地区別人口の状況

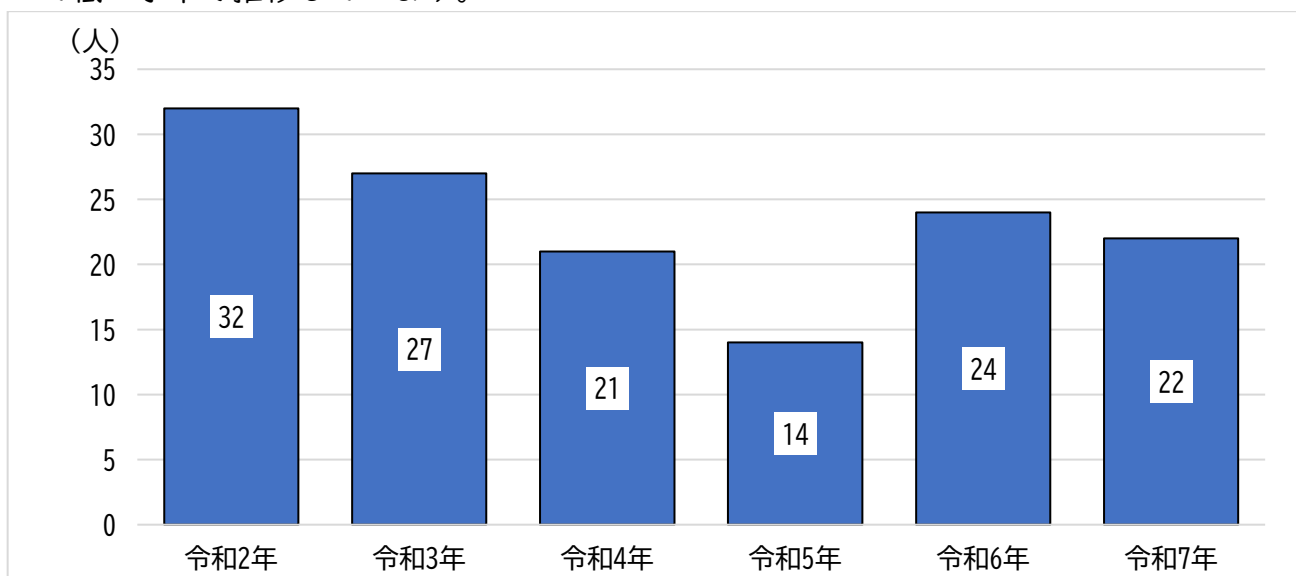
天王地区では高齢者人口（65歳以上）が総人口に占める割合（高齢化率）が55.4%と地区の中で最も高くなっており、地区により年齢構成が違ってくる状況が見られます。



資料：住民基本台帳人口（令和7年9月末現在）

④ 出生数

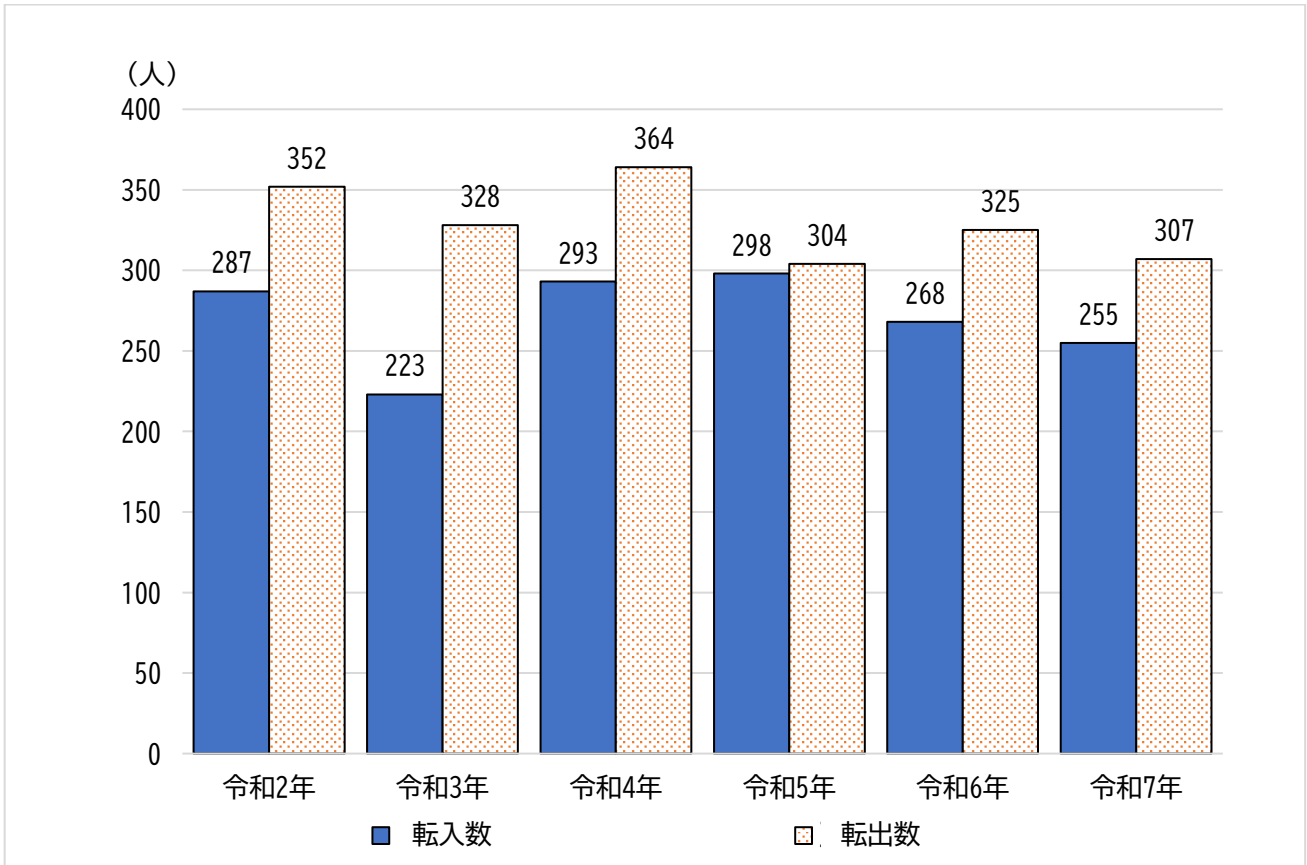
令和2年の32人から令和5年には14人まで減少した後、令和6年には24人、令和7年には22人となっており、おおむね30人前後で推移していた令和2年以前と比較して低い水準で推移しています。



資料：住民基本台帳人口

⑤ 転入数・転出数

令和2年から令和7年にかけて、一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いています。



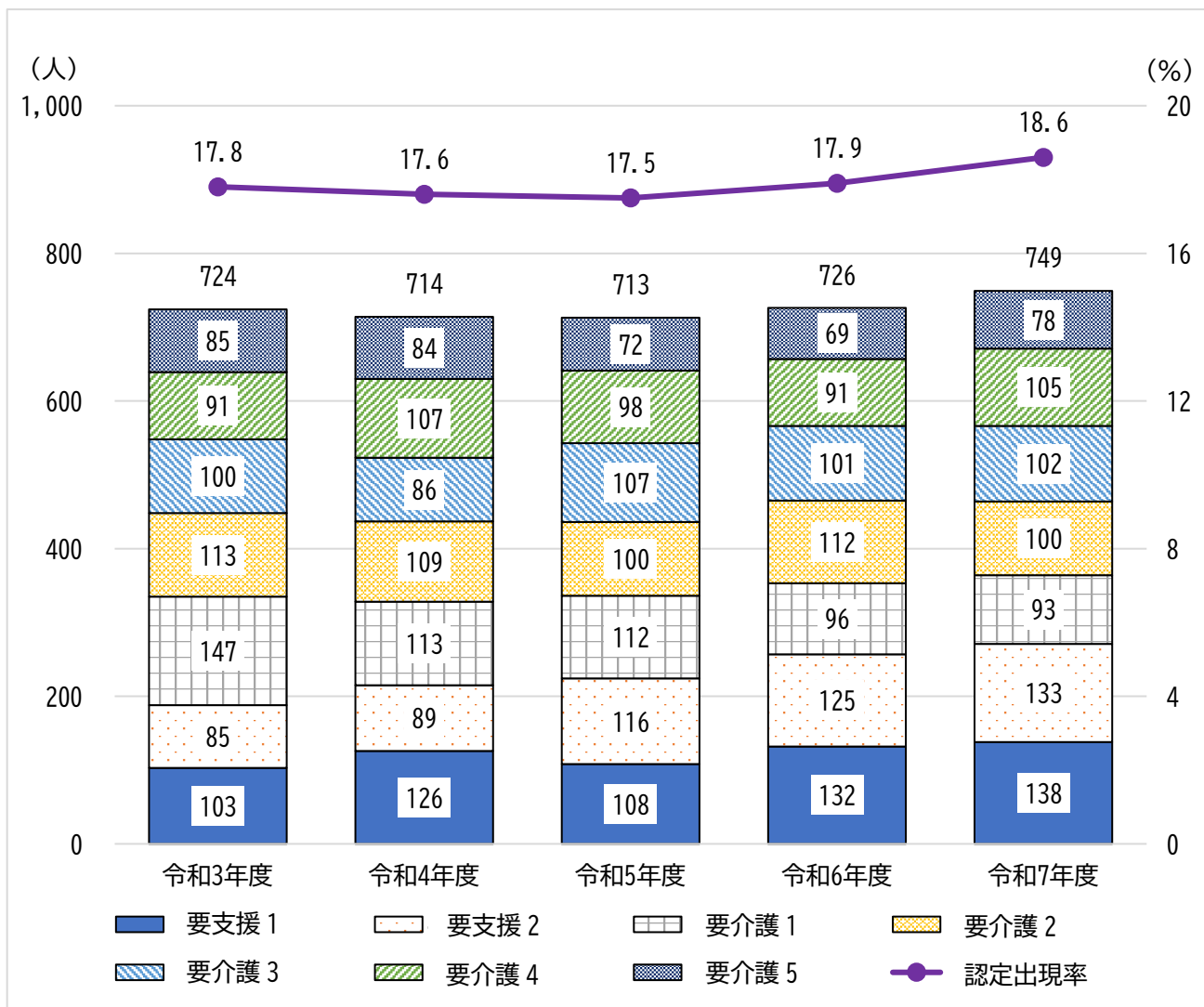
資料：住民基本台帳人口

(2) 地域で援助を必要とする人の現状

① 要支援・要介護認定者数

令和3年度の724人から令和5年度の713人までわずかに減少した後、令和7年度には749人へと増加傾向にあります。また、認定出現率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）を見ると、令和3年度の17.8%から令和7年度の18.6%へと増加傾向にあります。

内訳では、要支援1は令和7年度に138人、要支援2は133人と、令和3年度と比較していずれも増加しており、特に要支援2は令和3年度の85人から大きく増加しています。一方、要介護1は令和3年度の147人から令和7年度の93人へと減少傾向で推移しています。



資料：能勢町地域包括支援センター（各年度9月末現在）

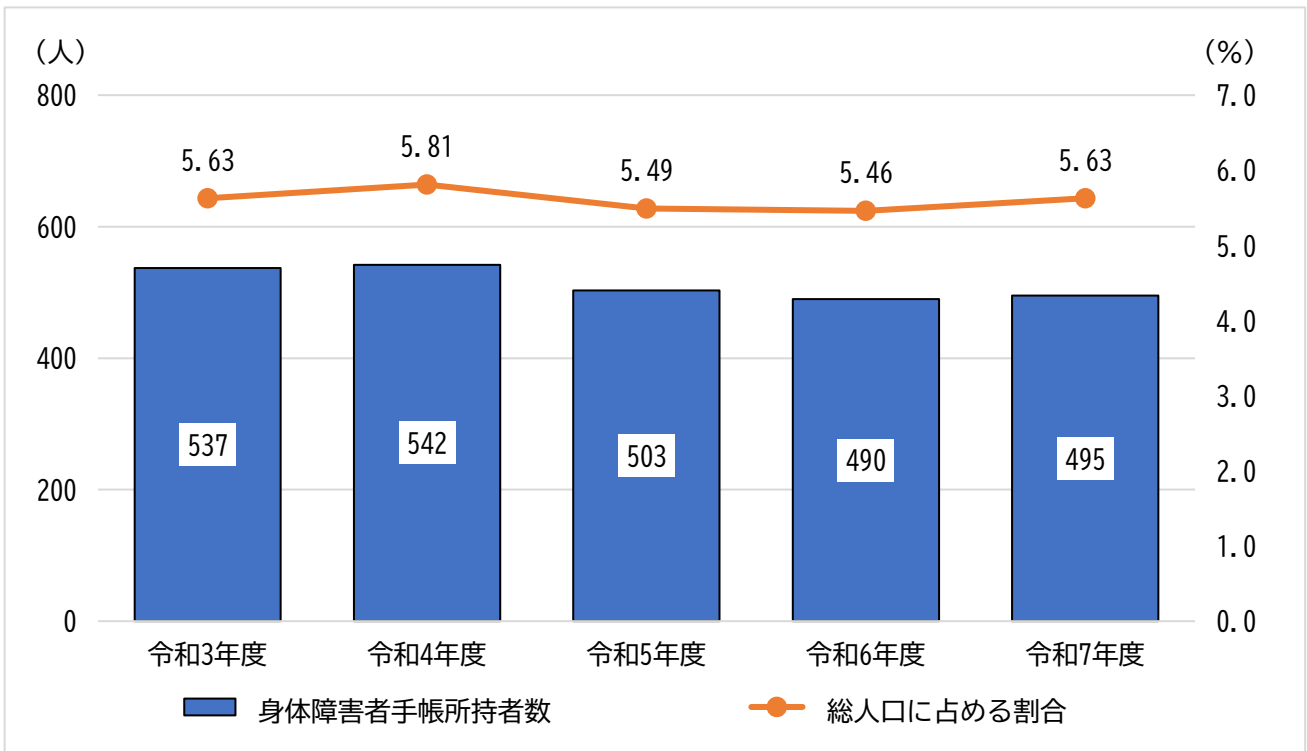
② 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和3年度の537人から令和6年度の490人へと減少傾向で推移しましたが、令和7年度は495人とわずかに増加しました。総人口に占める割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

療育手帳所持者数は、令和5年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度に204人へと大きく増加し、令和7年度は205人と横ばいで推移しています。総人口に占める割合は、令和3年度の1.24%から令和7年度の2.33%へと増加傾向にあります。

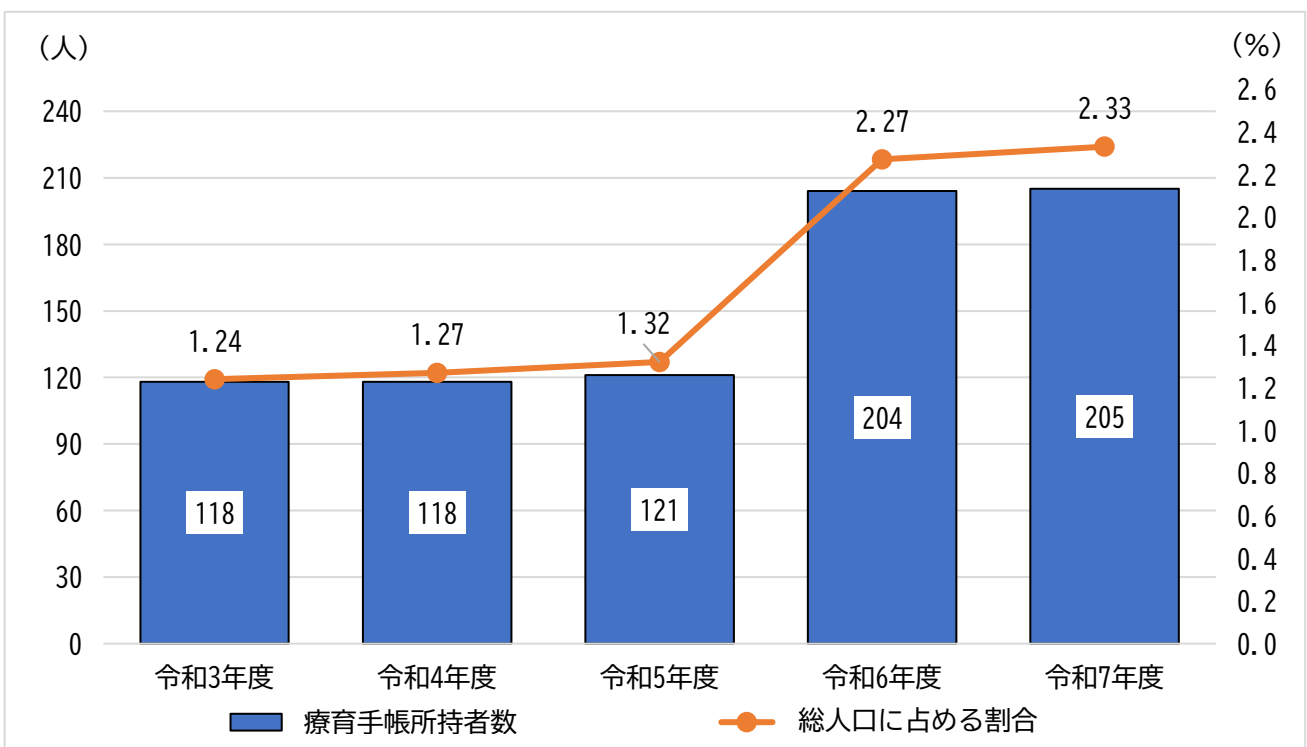
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年度の92人から増減を繰り返しながら推移し、令和6年度は102人でしたが、令和7年度には153人へと大きく増加しました。総人口に占める割合は、令和3年度の0.97%から令和7年度の1.74%へと増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数



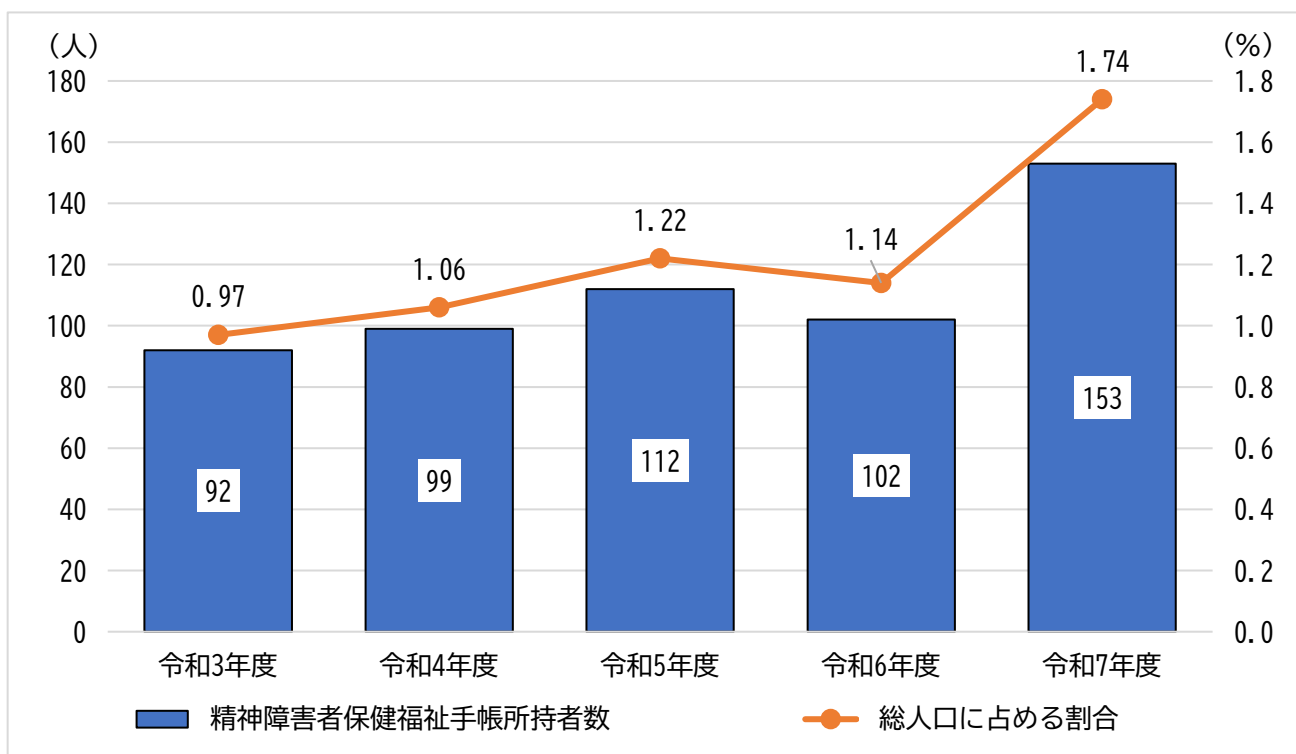
資料：能勢町（各年度 10月1日現在）

■療育手帳所持者数



資料：能勢町（各年度 10月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

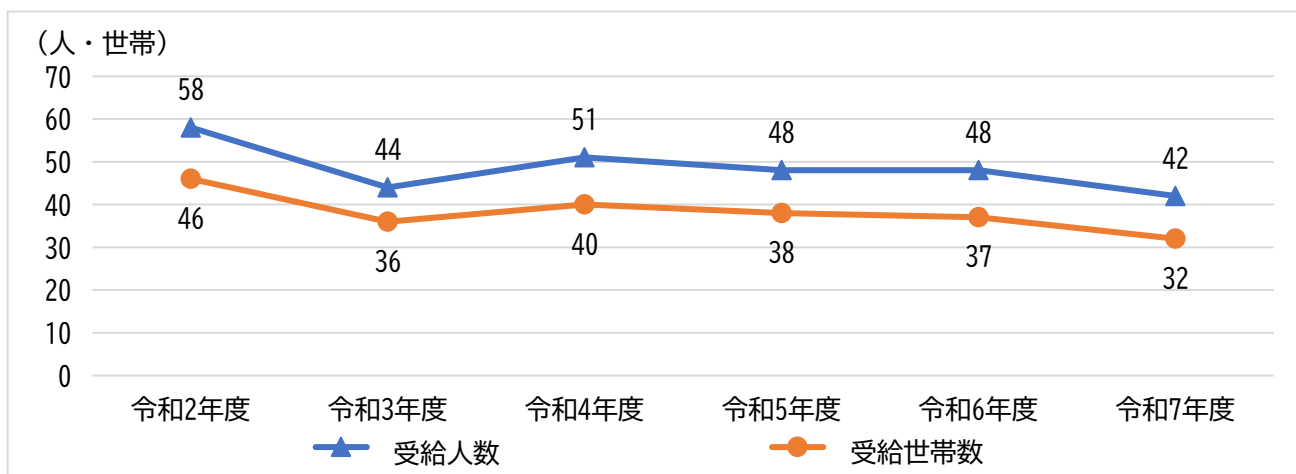


資料：能勢町（各年度10月1日現在）

③生活保護受給世帯数及び受給人数

生活保護受給世帯数は、令和2年度の46世帯から令和3年度の36世帯まで減少した後、令和4年度には40世帯へと増加しましたが、令和5年度の38世帯以降、令和7年度の32世帯まで減少傾向で推移しています。

生活保護受給人数は、令和2年度の58人から令和3年度の44人まで減少した後、令和4年度には51人へと増加しましたが、令和5年度、6年度ともに48人、令和7年度には42人まで減少しました。



資料：大阪府箕面子ども家庭センター（各年度4月1日現在）

④ 能勢町の自殺の現状

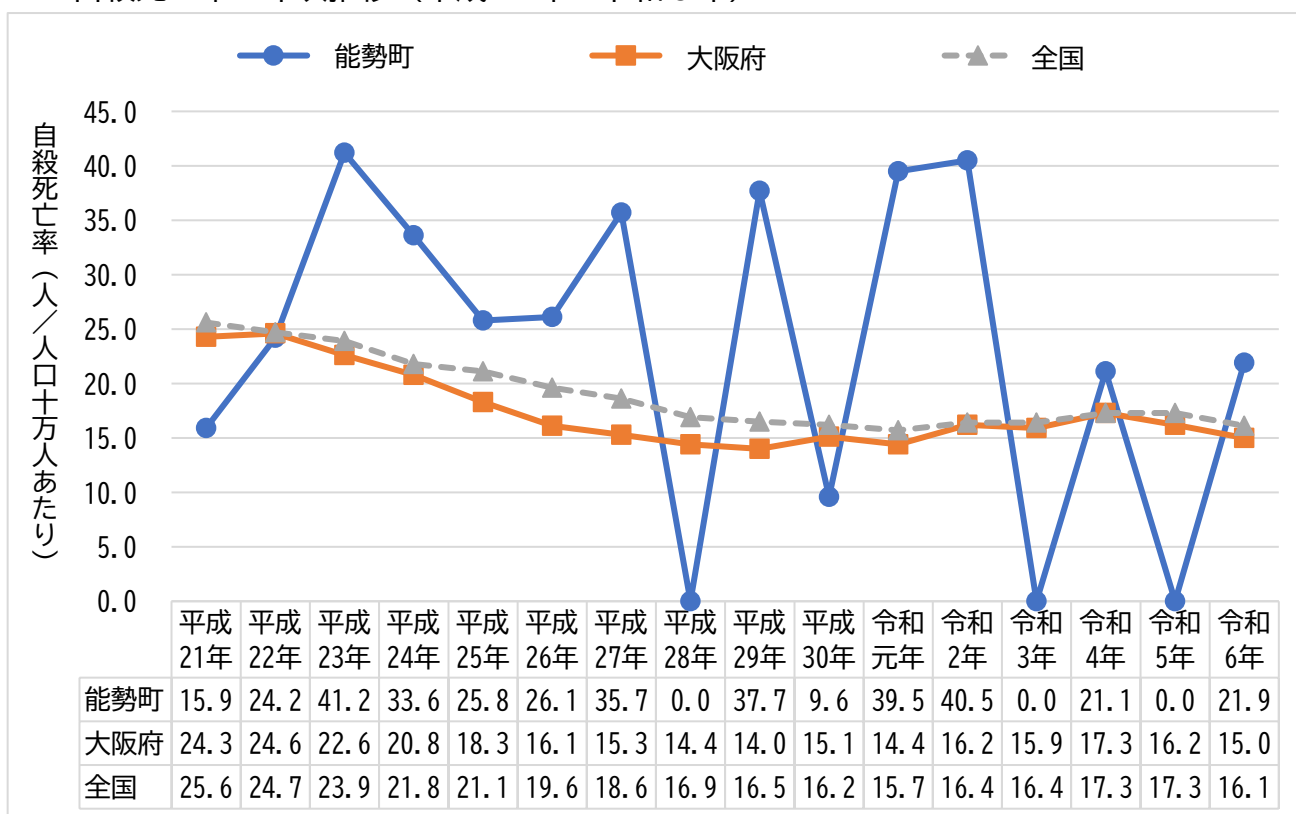
自殺死亡率の年次推移を見ると、全国平均は平成21年以降減少傾向で推移した後、令和2年から増加に転じましたが、令和6年は16.1人（人口10万人あたり）と前年よりわずかに減少しています。大阪府の平均も同様に、令和2年以降上昇傾向にありましたが、令和6年は15.0人と低下しました。

能勢町の令和6年の自殺死亡率は21.9人となっています。能勢町の場合、人口規模が小さいため、自殺者数が1名増減するだけでも自殺死亡率は大きく変動する特性がありますが、依然として全国や大阪府の平均を上回る年が多く見られます。

年齢別自殺者数（平成21年から令和6年まで）を見ると、男性では20歳代の若者から60歳以上の高齢者まで幅広い世代で自殺が多くなっています。一方、女性では80歳以上の高齢世代の自殺者が多いのが特徴です。

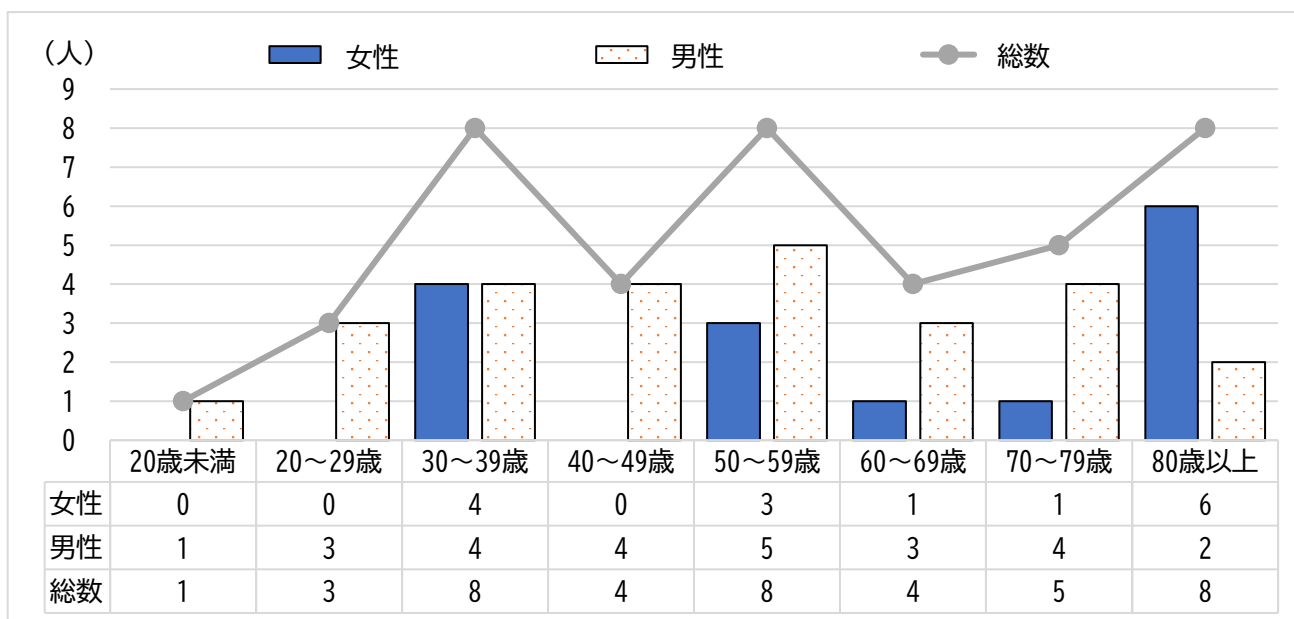
有職・無職者別自殺者数（平成22年から令和6年まで）を見ると、無職者の自殺が多くなっています。

■ 自殺死亡率の年次推移（平成21年～令和6年）



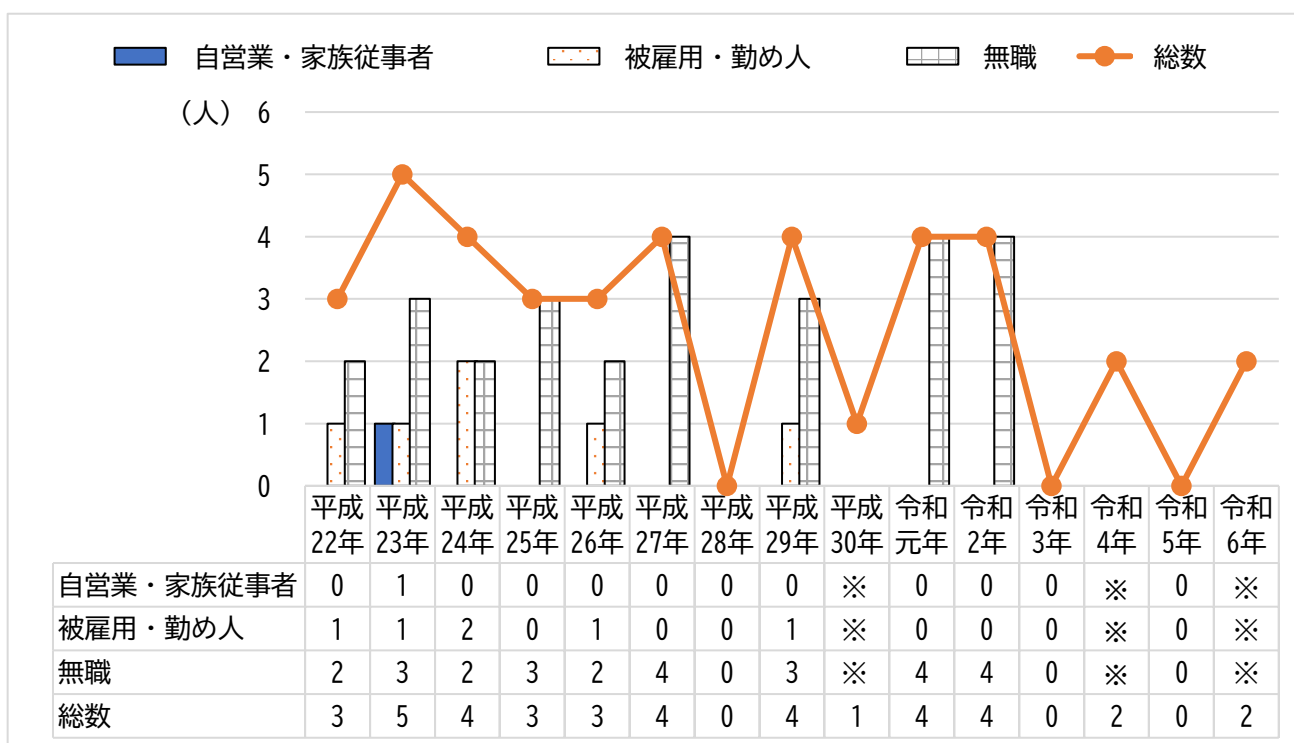
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」より福祉課作成

■能勢町における年齢別自殺者数（平成21年～令和6年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」より福祉課作成

■能勢町における有職・無職者別自殺者数（平成22年～令和6年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」より福祉課作成
 ※ 平成30年及び令和4年、令和6年については、自殺者数が2人以下の場合は個人識別されないよう内訳の公表がないため空白となっている。

2. 地域福祉に関わる地域資源の現状

(1) 地域の援助体制の現状

① 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員が対応した相談件数を見ると、令和2年度の総件数は664件で、令和3年度には862件に増加しましたが、令和4年度以降減少傾向となり、令和6年度は616件となっています。内容別では、「その他」を除くと「日常的な支援」が最も多く占めています。

■ 民生委員・児童委員対応相談件数（内容種別）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅福祉	8	8	6	18	7
介護保険	1	7	2	13	13
健康・保健医療	10	12	21	23	22
子育て・母子保健	19	10	10	0	1
子どもの地域生活	1	1	11	21	29
子どもの教育・学校生活	6	0	0	0	0
生活費	11	5	2	1	2
年金・保険	3	2	1	2	0
仕事	3	4	9	0	0
家族関係	13	6	3	20	69
住居	10	8	2	4	4
生活環境	37	46	37	20	15
日常的な支援	230	279	166	166	185
その他	312	474	422	361	269
合計	664	862	692	649	616

資料：福祉行政報告例

② 能勢町地域包括支援センター相談内容別件数

地域包括支援センターにおける相談件数を見ると、高齢者総合相談は令和2年度の1,014件から令和4年度には2,777件に増加した後、令和6年度には1,694件へと減少しました。権利擁護相談は令和2年度の51件から令和3年度には539件と大きく増加し、その後は令和6年度の341件まで緩やかに減少しています。全体の合計件数は、令和4年度の3,133件をピークに、令和6年度には2,035件へと減少しました。

■ 能勢町地域包括支援センターにおける相談件数（内容別）

（単位：件）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者総合相談	医療・保険	12	34	149	42	74
	介護サービス、介護相談	551	623	856	847	786
	認知症	157	286	537	473	470
	福祉施設	0	56	130	26	36
	その他	294	141	1,105	407	328
	小計	1,014	1,140	2,777	1,795	1,694
権利擁護相談	成年後見	12	419	52	174	67
	虐待	39	88	224	31	252
	消費者被害	0	32	80	145	22
	小計	51	539	356	350	341
合計	1,065	1,679	3,133	2,145	2,035	

資料：能勢町地域包括支援センター



③ 総合相談センター

保健福祉センターに設置している総合相談センターの対象者別相談件数（延べ件数）を見ると、令和2年度の55件から令和4年度の90件まで増加した後、令和5年度及び令和6年度はいずれも68件へと減少しています。相談対象者別では、「その他」を除くと「高齢者」が多くを占める傾向が続いています。

相談内容別では、「その他」を除くと「生活に関する身近な相談」が多くを占めています。

■総合相談センターの対象者別相談件数

(単位：件)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数
高齢者		19	14	16	16	34	31	28	27	19	19
内 訳	ひとり暮らし高齢者	11	7	2	2	7	6	3	2	3	3
	高齢者のみの世帯	8	7	14	14	10	9	5	5	3	3
	その他不明	0	0	0	0	17	16	20	20	13	13
障がい者		4	4	7	7	6	4	0	0	5	5
内 訳	身体障がい者	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	1	1	1	1	2	1	0	0	2	2
	精神障がい者	3	3	5	5	4	3	0	0	3	3
子育て中の親子		2	1	1	1	0	0	2	2	0	0
ひとり親家庭の親子		0	0	0	0	5	3	0	0	0	0
青少年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DV 被害者		0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
ホームレス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国人(中国帰国者を含む)		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他		30	28	39	35	45	38	37	34	44	44
合計		55	47	65	61	90	76	68	64	68	68

資料：総合相談センター

■総合相談センターの相談内容別相談件数

(単位：件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数	延べ 件数	件数
福祉制度・サービスに関する相談	2	2	1	1	4	2	4	1	5	5
生活に関する身近な相談	10	9	12	12	14	12	16	15	16	16
健康・医療に関する相談	6	5	2	2	1	1	0	0	0	0
生活費に関する相談	12	9	11	11	19	17	6	6	1	1
就労に関する相談	1	1	2	2	7	3	1	1	2	2
財産管理・権利擁護に関する相談	11	11	1	1	4	4	4	4	5	5
消費者被害に関する相談	1	1	2	1	0	0	0	0	1	1
多重債務に関する相談	1	0	0	0	2	1	0	0	2	2
DV・虐待に関する相談	1	1	3	3	4	2	0	0	0	0
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
住宅に関する相談	3	2	9	8	7	6	9	9	1	1
子育て・子どもの教育に関する相談	2	1	0	0	1	1	1	1	0	0
その他	5	5	22	20	27	27	26	26	35	35
合計	55	47	65	61	90	76	68	64	68	68

資料：総合相談センター

④ 養護相談

養護相談件数を見ると、令和2年度の24件から令和6年度の55件へと増加傾向で推移しています。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談件数	24	28	29	49	55

資料：能勢町

⑤ 生活困窮者の相談

生活困窮者相談受付件数を見ると、令和2年度の64件から令和3年度の69件に増加した後、令和6年度には19件へと減少傾向で推移しています。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活困窮者相談受付件数	64	69	38	20	19

資料：大阪府箕面子ども家庭センター

⑥ 子どもの未来応援センターで行う支援

児童への家庭訪問件数（訪問延べ件数）を見ると、令和2年度の228件から令和5年度の209件まで減少傾向で推移した後、令和6年度には218件へと増加に転じています。

子育て支援モバイルサービス登録者数を見ると、令和2年度の278人から令和6年度の422人まで一貫して増加傾向で推移しています。

■児童への家庭訪問件数

(単位：訪問延べ件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問件数	228	217	220	209	218

資料：子どもの未来応援センター

※ 対象者は「5歳児～6年生」

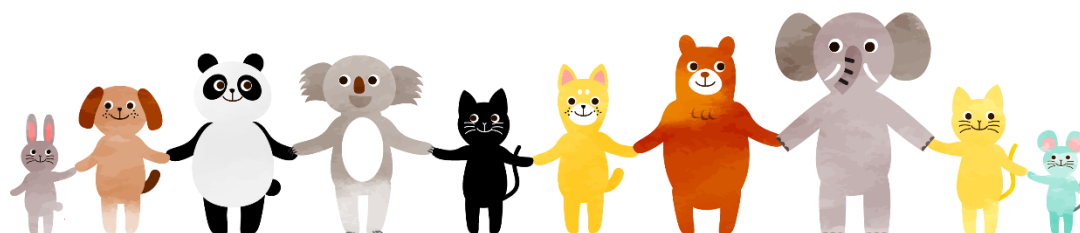
■子育て支援モバイルサービス登録者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援モバイルサービス登録者数	278	311	346	366	422

資料：子どもの未来応援センター

※ 人数は各年度末時点



⑦ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）への相談

CSW への相談件数（相談延べ件数）を見ると、令和2年度の178件から増減を繰り返しながら、令和6年度には102件へと全体として減少傾向で推移しています。相談対象者別では、「高齢者」と「障がい者」が多くを占めています。

相談内容別では、「福祉制度・サービスに関する相談」、「生活に関する身近な相談」が多くを占める傾向にあります。

■CSWの対象者別相談件数

（単位：相談延べ件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		延べ件数	延べ件数	延べ件数	延べ件数	延べ件数
高齢者		56	87	69	82	41
内訳	ひとり暮らし高齢者	46	77	52	61	36
	高齢者のみの世帯	10	10	16	12	5
	その他	0	0	1	9	0
障がい者		40	16	32	20	32
内訳	身体障がい者	15	2	1	1	6
	知的障がい者	25	14	18	0	20
	精神障がい者	0	0	13	19	6
子育て中の親子		0	0	1	1	6
ひとり親家庭の親子		0	0	2	0	3
青少年		0	0	0	0	3
DV 被害者		0	1	0	0	0
ホームレス		0	0	0	0	0
外国人(中国帰国者を含む)		0	0	0	0	0
その他		82	31	65	39	17
合計		178	135	169	142	102

資料：能勢町

■CSW の相談内容別相談件数

(単位：相談延べ件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	延べ件数	延べ件数	延べ件数	延べ件数	延べ件数
福祉制度・サービスに関する相談	44	38	38	7	8
生活に関する身近な相談	56	37	42	31	30
健康・医療に関する相談	15	17	4	7	10
生活費に関する相談	43	0	4	26	7
就労に関する相談	2	1	13	6	11
財産管理・権利擁護に関する相談	0	3	0	11	5
消費者被害に関する相談	0	0	2	0	0
多重債務に関する相談	0	0	1	7	0
DV・虐待に関する相談	0	1	6	0	0
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	0	0	1	16	1
住宅に関する相談	3	11	4	2	6
子育て・子どもの教育に関する相談	2	0	0	0	0
その他	13	27	54	29	24
合計	178	135	169	142	102

資料：能勢町



3. 第4次能勢町地域福祉計画の振り返り

第4次計画は、平成30年に施行された改正社会福祉法に基づき、市町村に努力義務が課された包括的な支援体制の構築を目指し、また「待ちの福祉から届ける福祉へ」という理念を掲げて推進しました。その実績は以下のとおりです。

基本目標1 ともに助け合い、支え合う地域づくり

(1) 尊重し支え合う意識づくり

施策内容	施策の展開	実績
①地域のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつや声かけ、地域の行事や伝統行事などを通じたつながりづくり。 ● 子どもから高齢者まで自然に助け合い、支え合いのできる関係づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「あいさつ運動」や「黄色いハンカチ事業（しあわせ守り隊員）」を行うことにより、地域のつながりづくりや見守りに努めました。 ● 「ファミリー・サポート・センター」事業では、ボランティア同士の意見交換等を図る機会を設けました。
②お互いを尊重し合える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● お互いを尊重し合うためには、お互いのことをよく知る。 ● 高齢者、障がいのある人や子育て家庭など支援を必要とする人やLGBTの方等への理解を深める啓発活動の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる明るい社会を目指す「社会を明るくする運動」には、町内関係団体に参画いただき取組を行いました。

(2) 交流の場の充実

施策内容	施策の展開	実績
①イベントによる交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢、性別、障がいの有無を問わずだれもが参加できるイベントを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍で開催中止のイベントも多くありましたが、令和5年度以降は「おおさかのてっぺんフェスティバル」や「子育て講演会」などを再開しました。

<p>②福祉施設等の事業への参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設等が開催する事業の周知を行うことで、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●チラシを本町庁舎内で配架する等により、団体が実施する事業の周知に協力しました。
<p>③交流できる場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ悩みを持つ人の交流の場づくり。 ●地域で気軽に話し合える関係づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が集う場として、「いきいき百歳体操」や「オレンジカフェ」の支援を行いました。 ●町施設(子育て支援センター、保健福祉センター)の一般開放を行いました。また、子育て家庭が交流できる場として、子育てサロン「にこにこ」の開設支援を行いました。
<p>④各福祉団体と福祉施設等の連携による交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作り、それぞれの活動への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で開催中止となっていましたが、令和5年度から「能勢ふれあいフェスタ」を再開しました。

(3) 福祉人材の育成

施策内容	施策の展開	実績
<p>①福祉分野の人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉に関する講座・学習機会等の提供により活動する人材の育成・確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の「いきいき百歳体操」の運営や、「介護予防サポーター」の役割を担う世話人に対して、体操の効果・目的の理解のため、また各地区の活動内容や情報共有のための取組として、令和4年度から「もっとずっと！いきいき百歳体操」を実施しています。

<p>② 学校における社会貢献活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校、中学校、高等学校等での「ボランティア活動等社会貢献活動」を充実する。 ● 学校と福祉団体・施設等が連携した社会貢献活動の場を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会貢献活動として、児童・生徒による学校周辺の清掃活動を実施しました。 ● コロナ禍では中止することもあった福祉施設との交流活動や能勢ささゆり学園8年生の地域事業所インターンシップにおいて、社会福祉施設の体験をコロナ禍後から再開しました。
<p>③ 地域における福祉教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民、関係機関が連携した地域での福祉教育の充実を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「保育所の福祉施設の訪問」は、コロナ禍以降実施が見送りになっています。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 見守り体制の強化

施策内容	施策の展開	実績
<p>① 地域における見守り体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉団体及び施設などにより実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員が、委員の資質向上につながるよう、研修の実施や委員間の意見交流を行う機会を設けました。 ● 「認知症 SOS ネットワーク」や「緊急通報装置設置事業」を実施することで、緊急時等における支援を速やかにできる体制づくりを行いました。

(2) 地域活動の支援

施策内容	施策の展開	実績
<p>① 様々な団体のつながりづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関係者を対象とする研修会、講演会を開催し、地域団体相互の交流・連携を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域ネットワーク活動リーダー研修会、地区福祉委員会合同研修会を開催し、各地区福祉委員会等の支援を行いました。

(3) ボランティア活動の推進

施策内容	施策の展開	実績
① ボランティア講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者をはじめ、より多くの住民がボランティア活動に参加できるように研修や講習会の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 能勢ささゆり学園の児童や民生委員児童委員協議会等に対して「認知症サポーター養成講座」を実施することで、受講者に対して認知症の周知・啓発を行いました。 ● 「食育ボランティア養成講座」を開催し、令和7年のボランティア登録者数は12人となっています。
② ボランティアが活動しやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年者層や勤労者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備する。 ● 町内で行われているボランティア活動の情報を提供し、支援を必要とする人につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ボランティアセンター」において、ボランティアの募集やコーディネート、活動の後方支援を行うことで、活動に参加しやすい環境づくりに寄与しました。

(4) サービスの質の向上

施策内容	施策の展開	実績
① 適切な福祉サービスを選択・活用できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設の職員等のスキルアップに向けての研修会や事例収集等に取り組み、サービスの質を向上させる。 ● 提供されている福祉サービスを利用者が多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、活用できるような仕組みづくりを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉人材のスキルアップのための研修会を実施しました。 ● 自立支援協議会において、地域生活支援拠点（面的整備）の整備を行いました。

<p>② 福祉サービスの提供事業者等の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢福祉、障がい福祉、子育て支援の各分野において、各事業者、関係機関の連携を促進し、支援を必要とする方に対し、福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の各種届出、介護保険関係の申請等、オンライン申請が可能となりました。
---------------------------	--	--

(5) 情報提供の充実

施策内容	施策の展開	実績
<p>① 福祉サービスの情報の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各福祉サービスの情報を広報誌やホームページ、情報ポータルサイトなどにより広く発信し、支援の必要な人が適切に福祉サービスを選択できる体制を整備する。 ● 情報入手が困難な人への配慮として「地域のつながり」を利用した情報提供により、誰もが適切に福祉サービスが受けられるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報「のせ」では、福祉サービスや相談窓口などの情報を掲載しました。 ● ホームページやパンフレットにより、支援の必要な人が適切なサービスを利用できるように努めました。
<p>② 地域活動等に関する情報の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の地域活動団体の活動内容や、ボランティアに関する相談窓口について情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会によるボランティア支援や各団体の活動についての周知啓発活動を支援しました。 ● 民生委員児童委員協議会の活動の周知のため、ホームページの掲載やポスター作製等の支援を行いました。

基本目標3 誰もが安心して生活できるまちづくり

(1) 相談・支援体制の充実

施策内容	施策の展開	実績
① 相談窓口の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気軽に相談できる窓口として、各種相談窓口の周知及び利用者の利便性の向上に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合相談センター」や「基幹相談支援センター」、「地域包括支援センター」などの窓口を設けて、課題を抱える住民の相談に対応しました。
② 専門機関の連携（包括的な相談支援体制）	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の生活課題とそれに応じた福祉サービスが適切に利用できるよう、各種相談機関の連携を強化し、個人情報保護に配慮しながら情報提供や共有を行い、包括的な相談支援体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合相談センター」などの窓口や「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」といった専門職が把握した相談に対し、関係機関が連携し、情報共有を行いました。

(2) 生活困窮者への支援

施策内容	施策の展開	実績
① 生活困窮者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● “待ちの福祉から届ける福祉”へ、アウトリーチ（外に手を伸ばす）型の情報提供・支援体制づくり（外から見え“づらい”を発見するための入口支援）。 ● 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのある人の自立に向けた支援を、大阪府（子ども家庭センター）と連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮に関する相談は、大阪府箕面子ども家庭センターに設置されている大阪府自立相談支援機関「はーと・ほっと相談室」と連携し必要な支援につなぎました。 ● 子どもの貧困対策強化促進事業では、学校で行われる学校版スクリーニング会議に子どもの未来応援センター職員も出席し、各家庭の課題把握、支援方針の検討を行いました。

(3) 住民の権利を守る体制づくり

施策内容	施策の展開	実績
①成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村計画策定の努力義務を規定していることから、成年後見制度利用に関わる施策の計画的な推進に努める。 ● 認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の権利を擁護する仕組みとしての成年後見制度の周知及び利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携しつつ、必要な方への広報啓発を行いました。
②虐待やDVを見逃さないネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)の早期発見に努める。 ● 障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども関係機関連絡協議会を開催し、関係機関と連携し、要保護児童等の早期把握や必要な支援を提供するよう努めました。 ● 町窓口には障がい者虐待防止センターを設けて、24時間体制で虐待の疑いのある事案の受付を行いました。
③日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知と利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度等の周知を通じ、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促しました。

(4) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

施策内容	施策の展開	実績
①緊急時・災害時の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時支援が必要な人への支援体制の強化。 ● 避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の積極的な実施を促し、災害時の救助や安否確認を迅速に図れる体制の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿を令和4年度及び令和7年度に更新しました。 ● 避難訓練の実施の一助として、自主防災組織等を対象にした防災研修会を実施しました。
②見守り活動を通じた防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での犯罪・事故を防止するため、地域の団体による高齢者、障がいのある人や子どもの見守り活動を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での犯罪・事故を防止するため、地域の団体による高齢者、障がいのある人や子どもの見守り活動を推進しました。

民生委員・児童委員にご意見をいただきました

「第4次能勢町地域福祉計画の振り返り」は、民生委員・児童委員にもご意見をいただき作成しました。

また、本節では掲載することができなかつたご意見についてもこちらで紹介します。

● 「地域の担い手」の負担と役割理解

特定の役に役割が集中している／どのような役割なのかよく分からない役がある 等

● 地域住民への広報と意見聴取

地域福祉計画の内容をよく知らない／計画の策定・推進に当たっては地域住民の声をに入れて進めてほしい 等

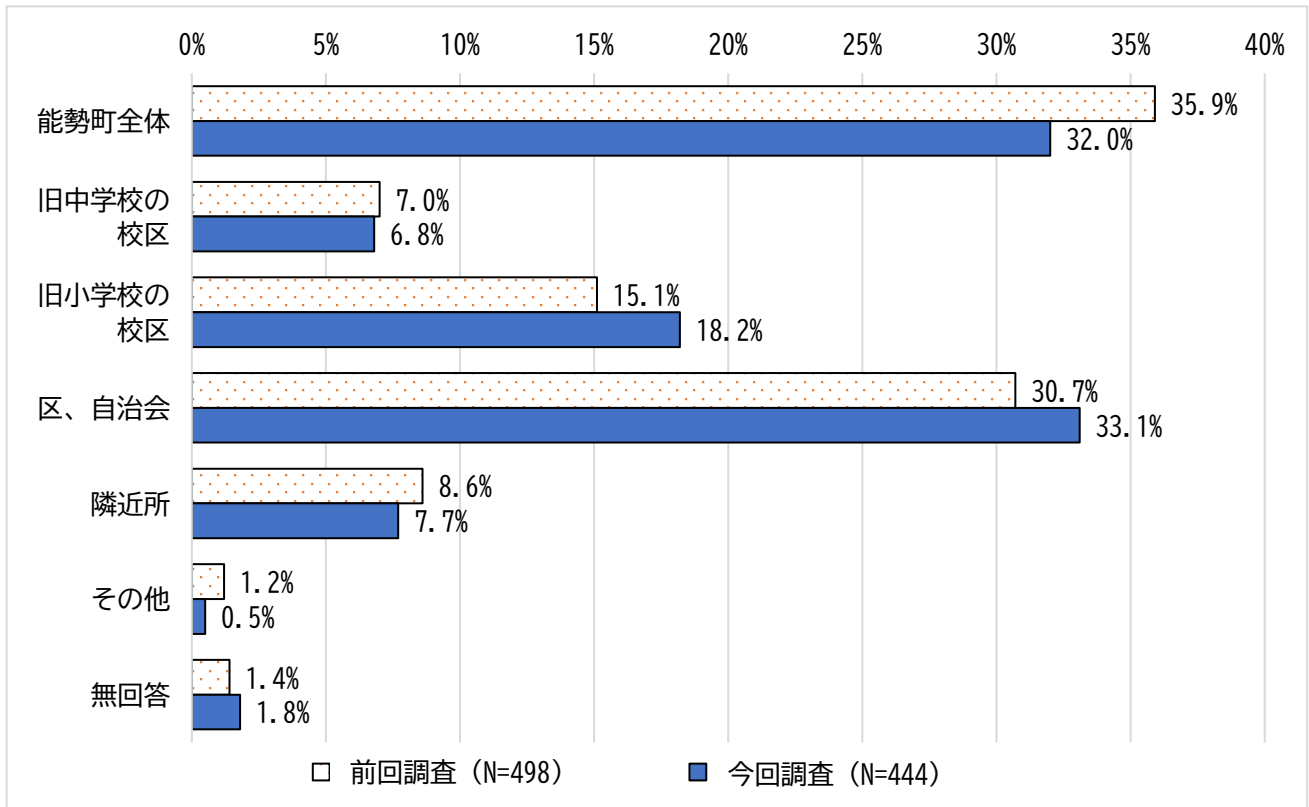
4. 住民アンケート調査から見る能勢町の現状

(1) 調査概要

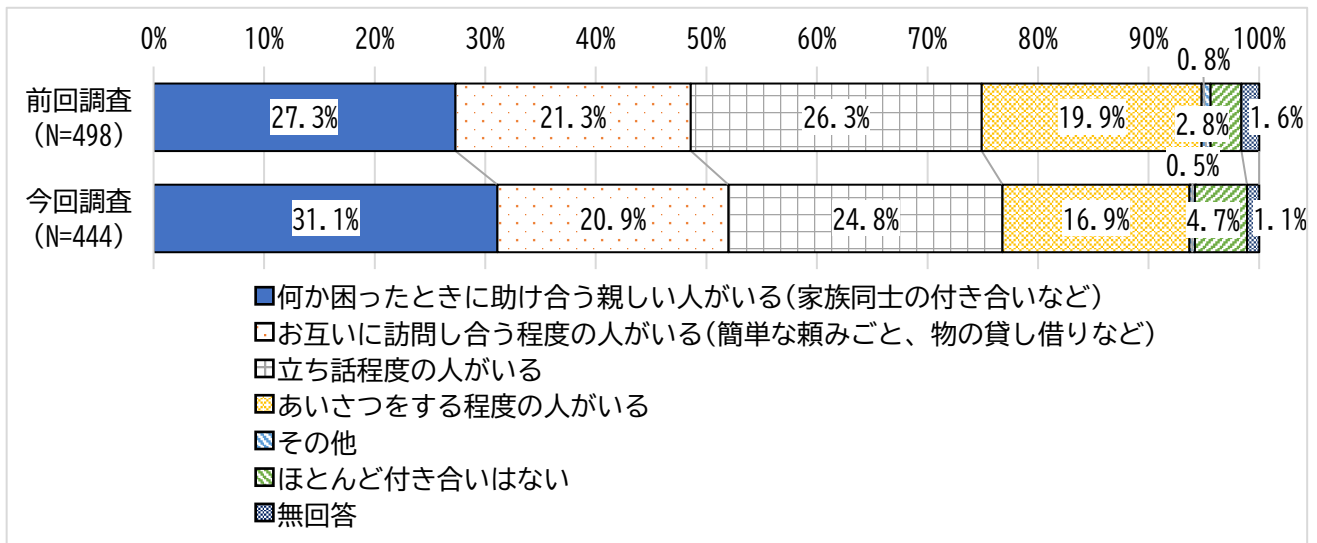
- ① 期 間 令和7年3月5日～令和7年3月31日
- ② 対 象 町内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に抽出した1,000名
- ③ 方 法 郵送又はインターネット（Web調査）による無記名回答
- ④ 回収数 444人（郵送：394人、インターネット（Web調査）：50人）

(2) 調査結果の概要

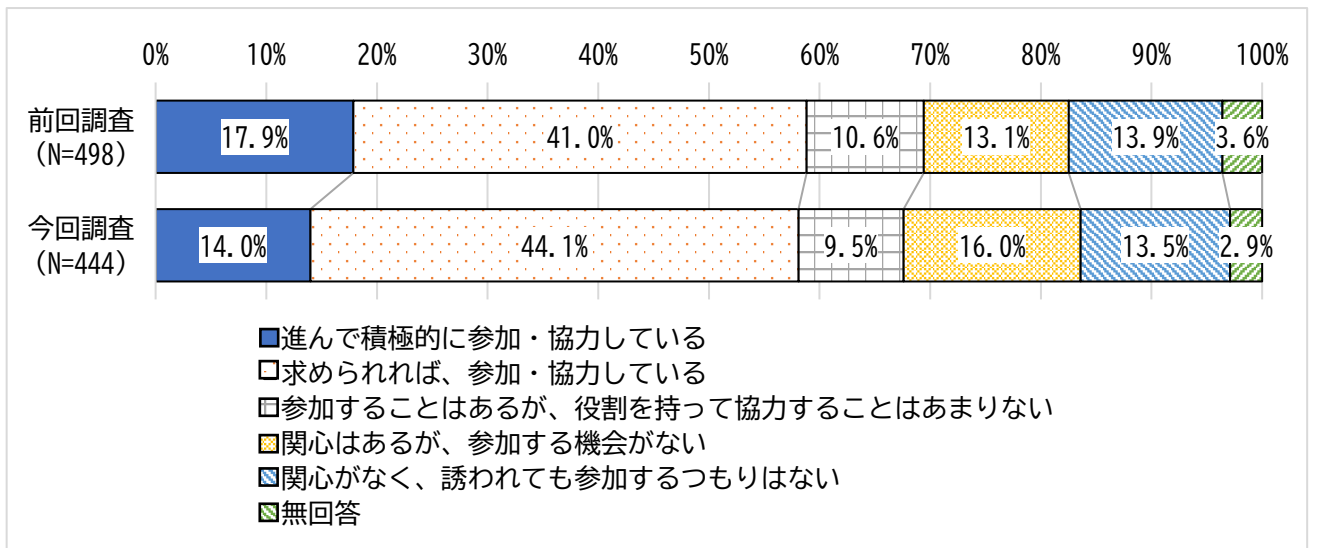
問 あなたにとって、地域とはどのような範囲をイメージしますか。（○は1つ）



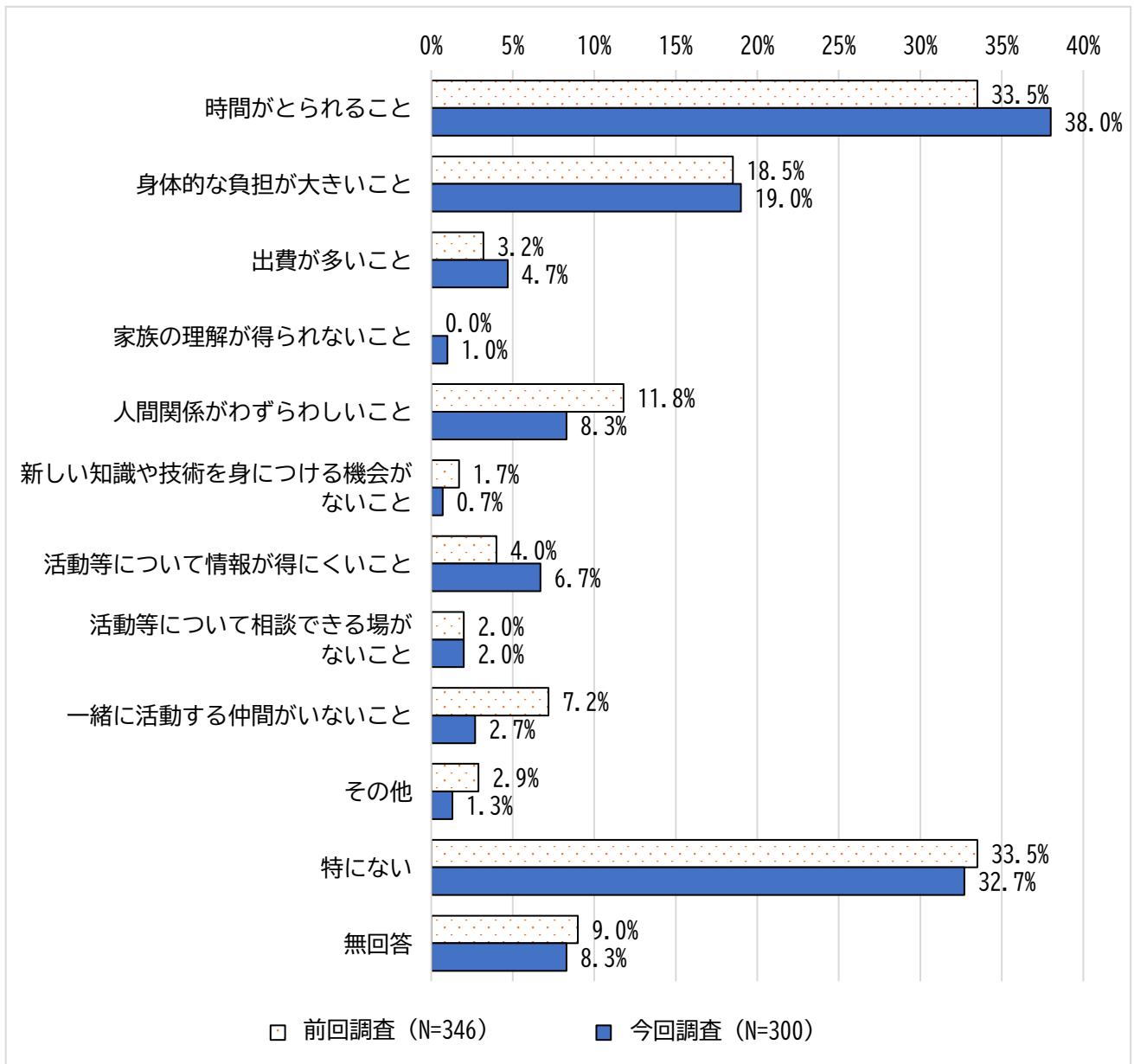
問 あなたと、ご近所の人との関係は次のどれに近いですか。(○は1つ)



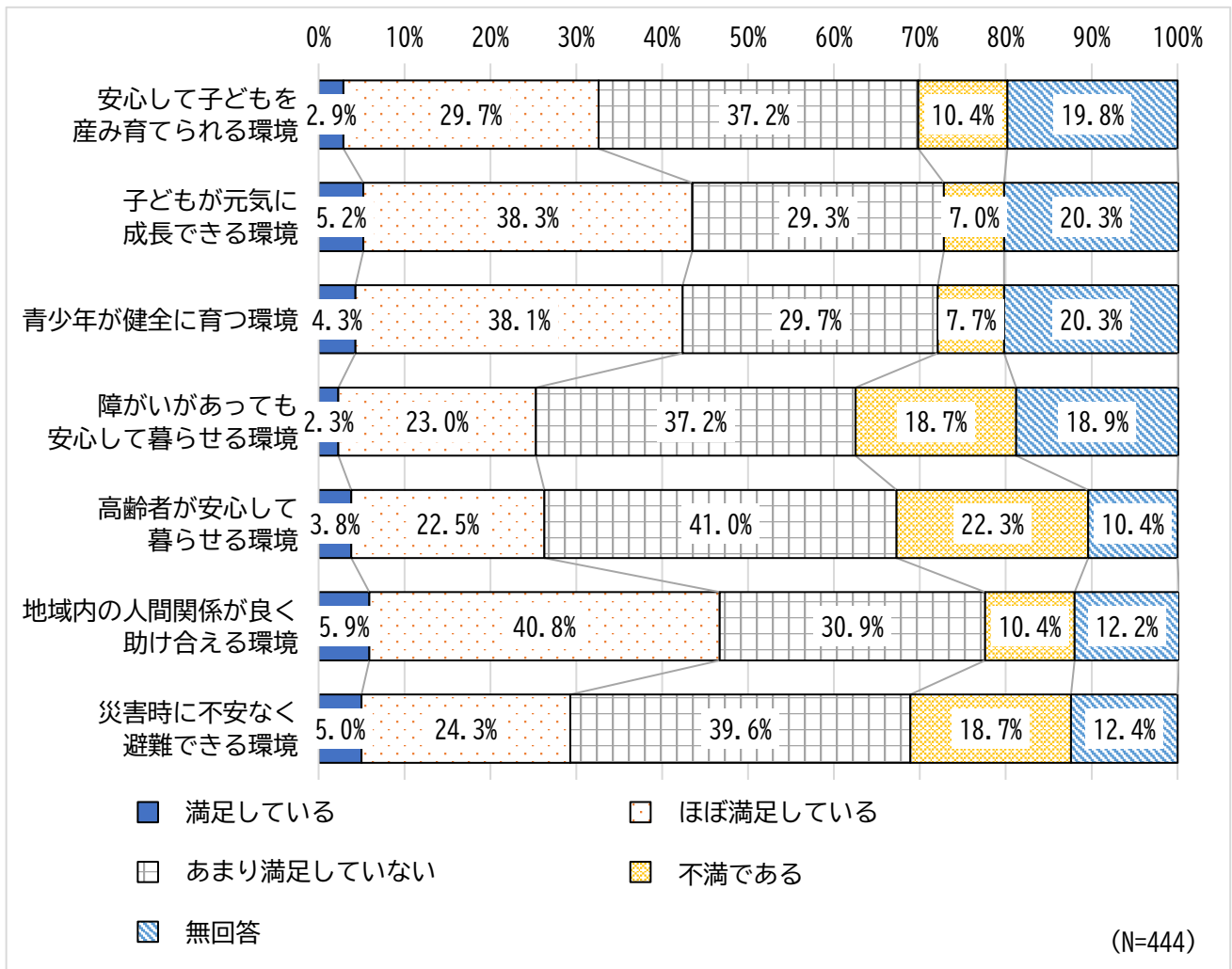
問 あなたは、地域の行事、地域活動等に参加していますか。(○は1つ)



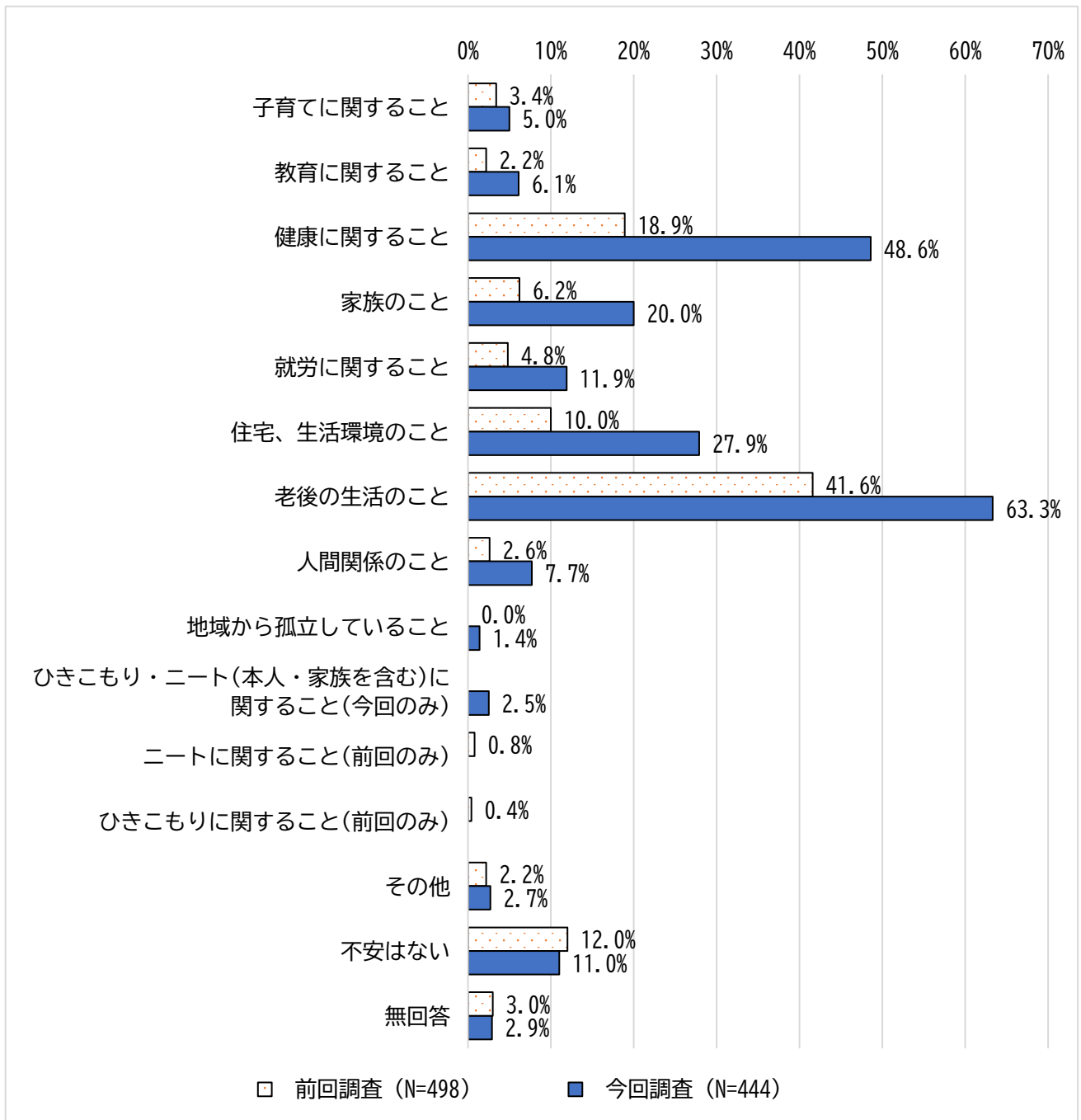
問 行事や活動に参加して、あなたが特に負担に思われたことは何ですか。(○は2つまで)



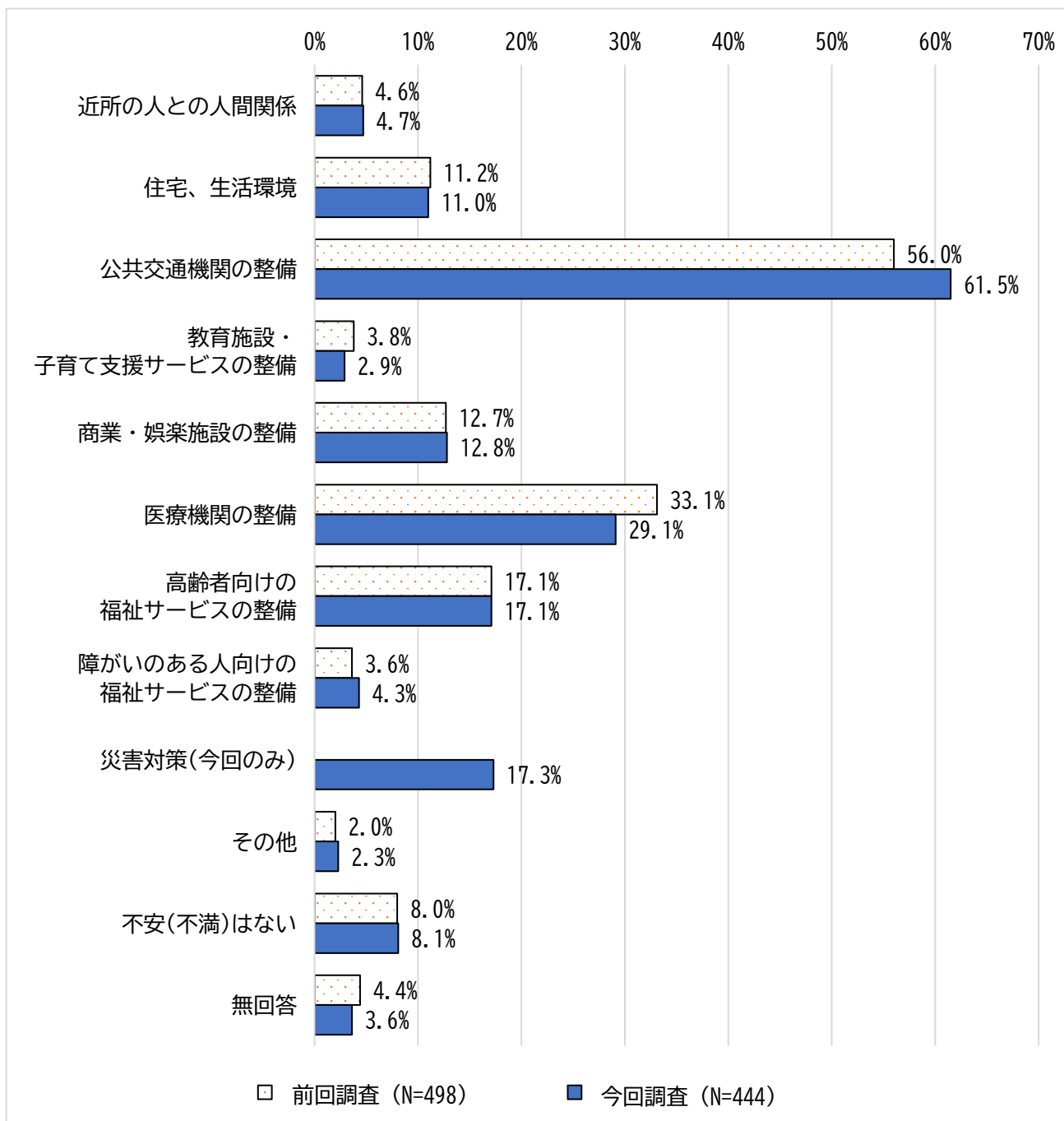
問 あなたが現在住んでいる地域環境に満足していますか。(それぞれ○は1つ)



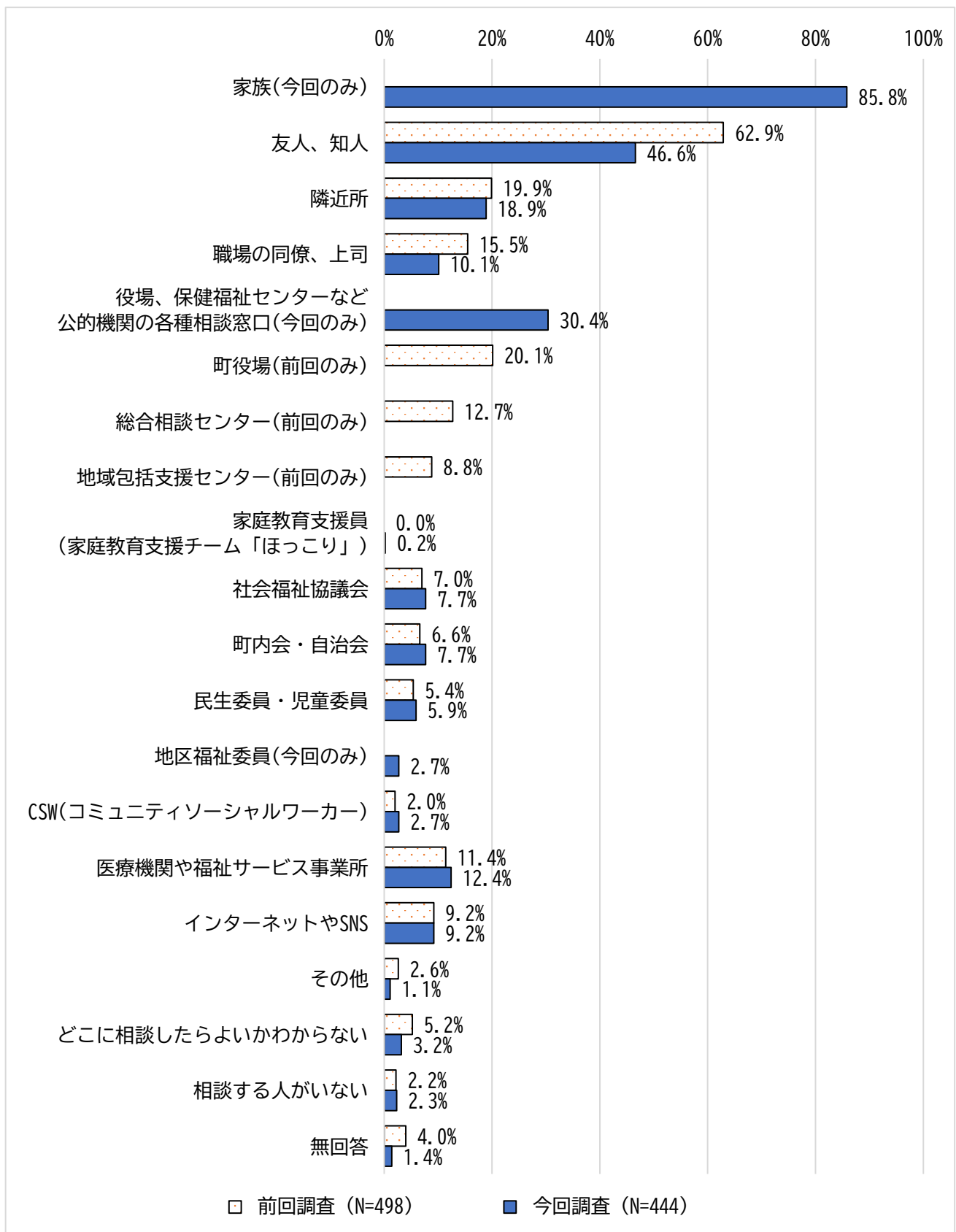
問 あなたが、自分自身のことと現在不安に思っていることは何ですか。(〇はいくつでも)



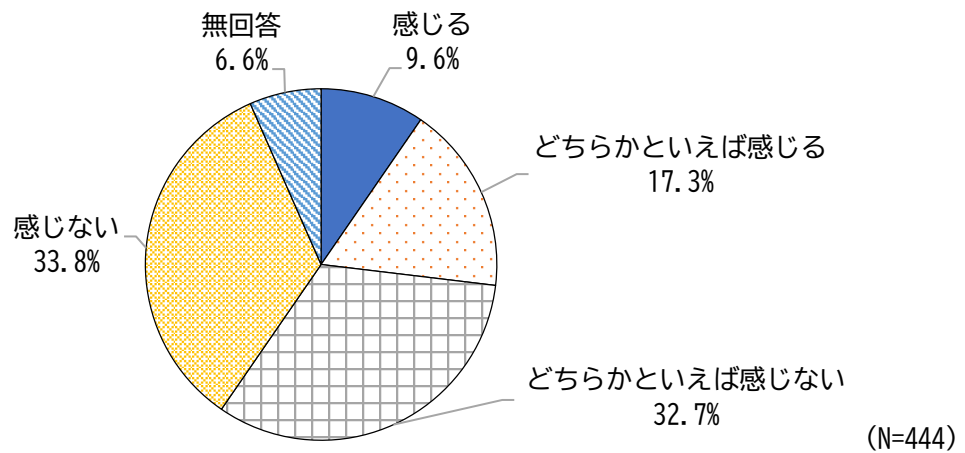
問 あなたが、住んでいる地域の中で特に不安（不満）に感じていることは何ですか。
 (〇は2つまで)



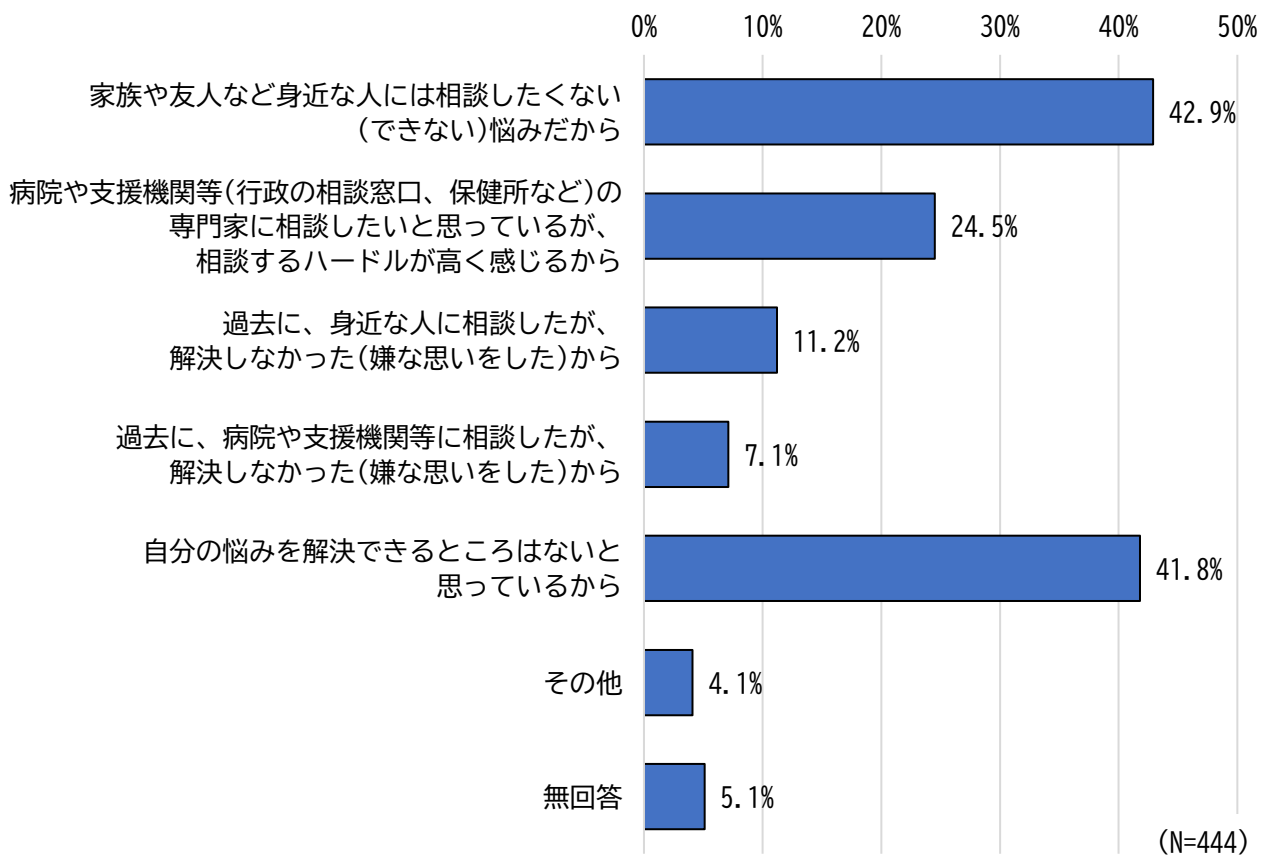
問 もし、あなた自身が様々な場面で困ったとき、誰に相談しますか。(〇はいくつでも)



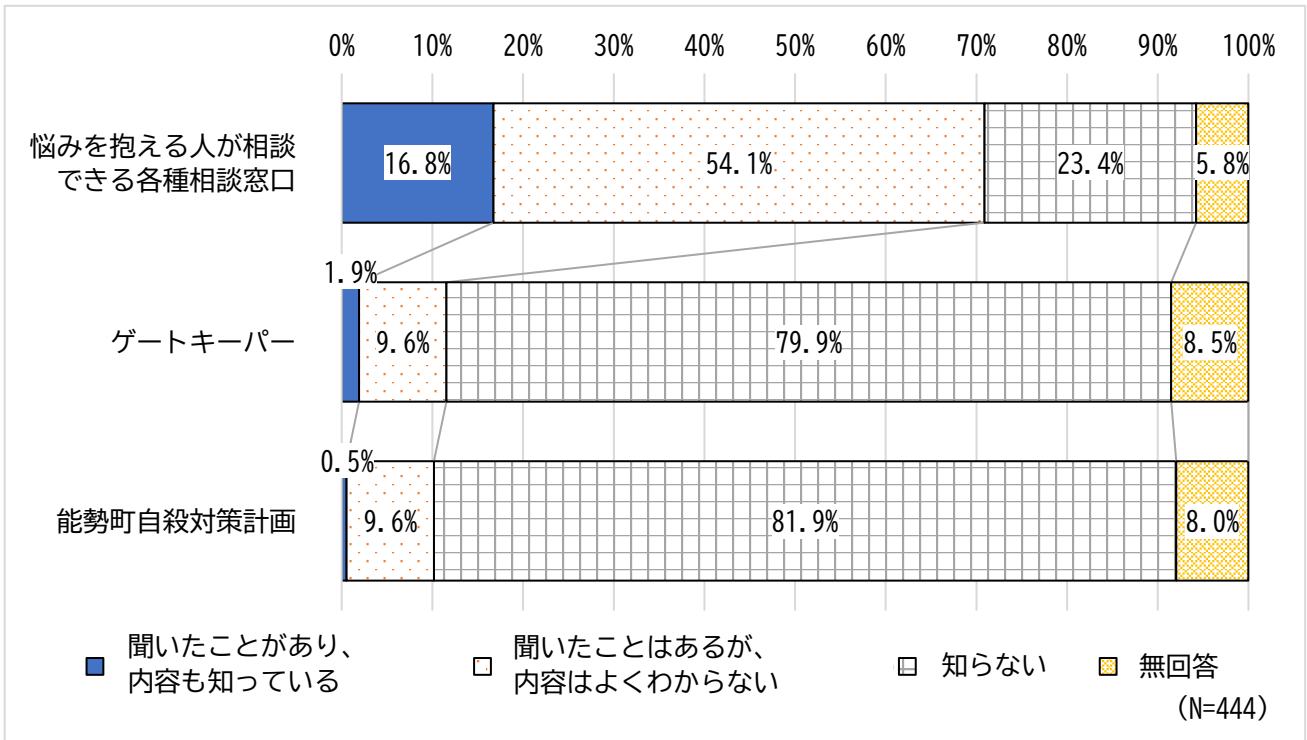
問 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。
(○は1つ)



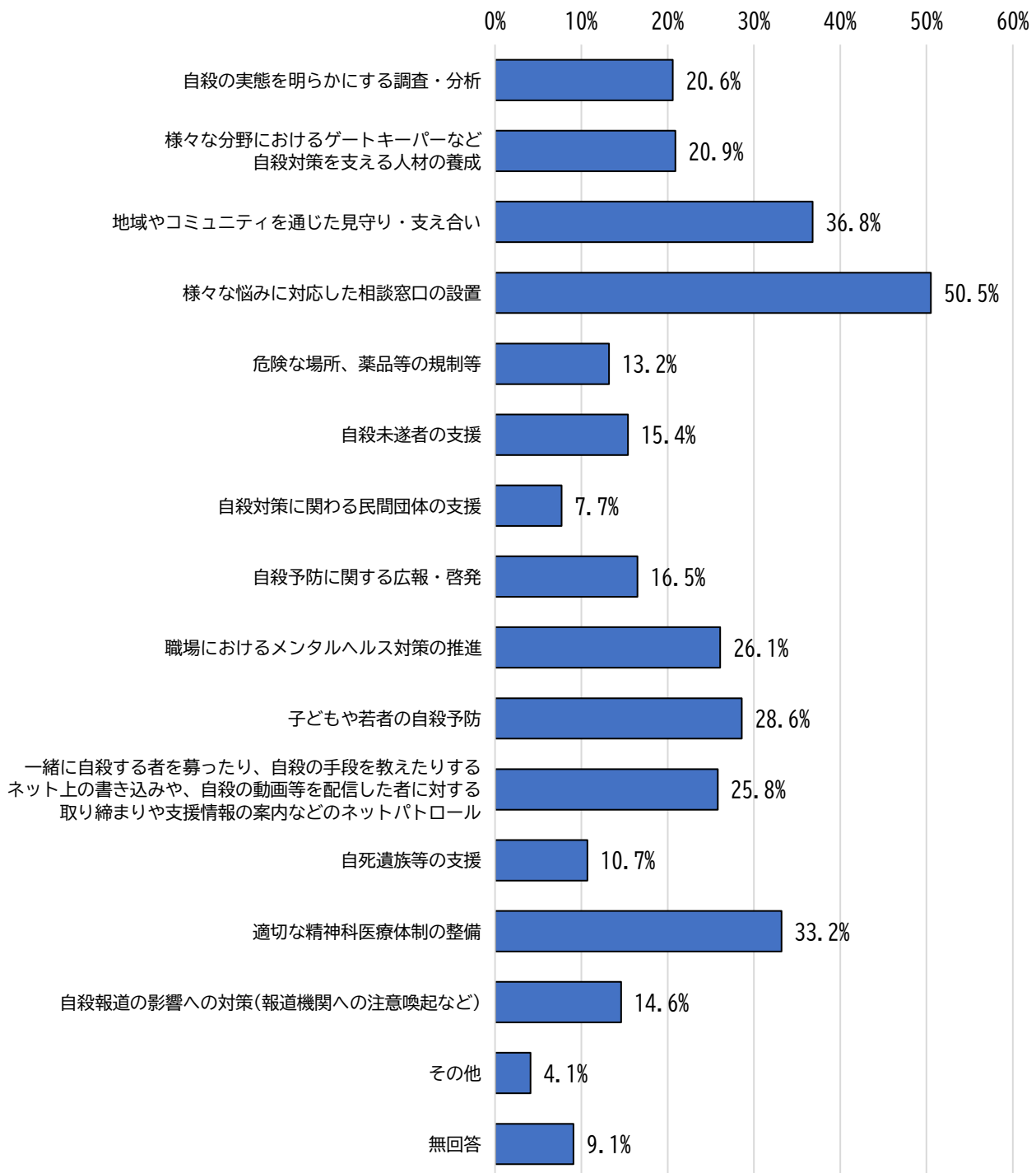
「感じる」、「どちらかといえば感じる」を回答した方に
問 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由は何ですか。(○はいくつでも)



問 あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていますか。
 (それぞれ○は1つずつ)

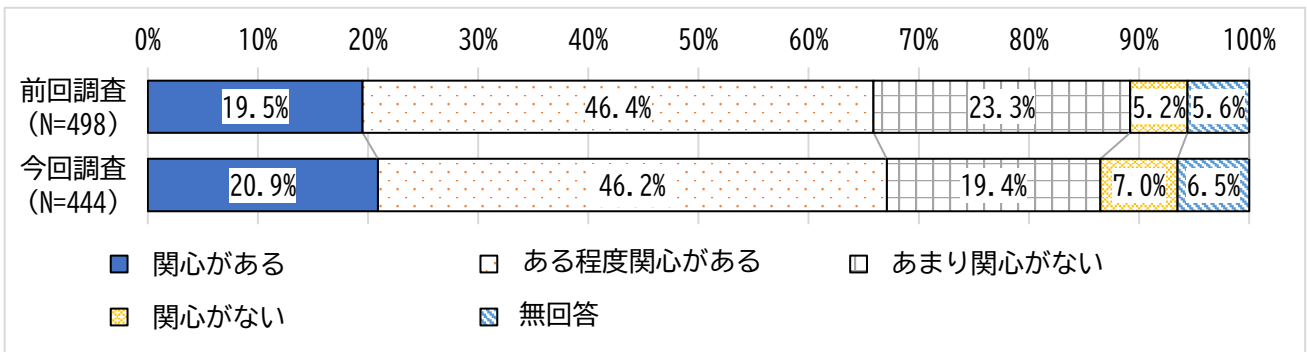


問 あなたは、社会全体における自殺対策としてどのようなことが有効であると思いますか。(〇はいくつでも)



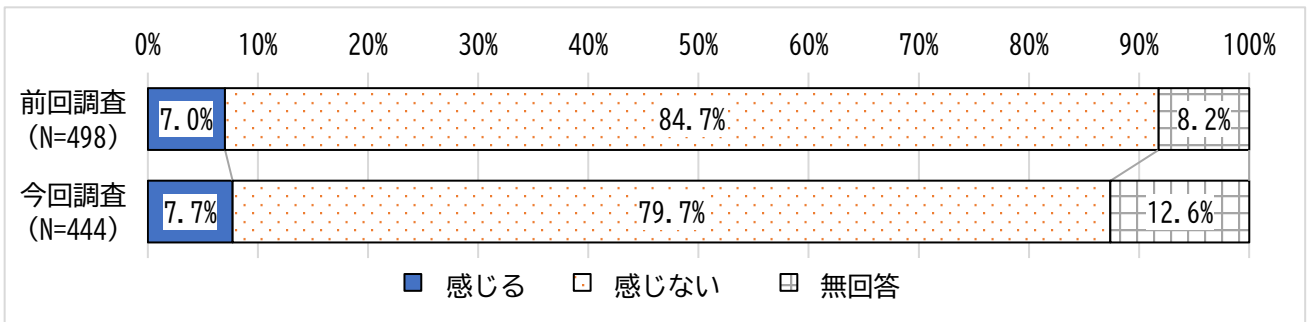
(N=444)

問 あなたは、福祉（自助、互助、共助、公助）に関心をお持ちですか。（○は1つ）

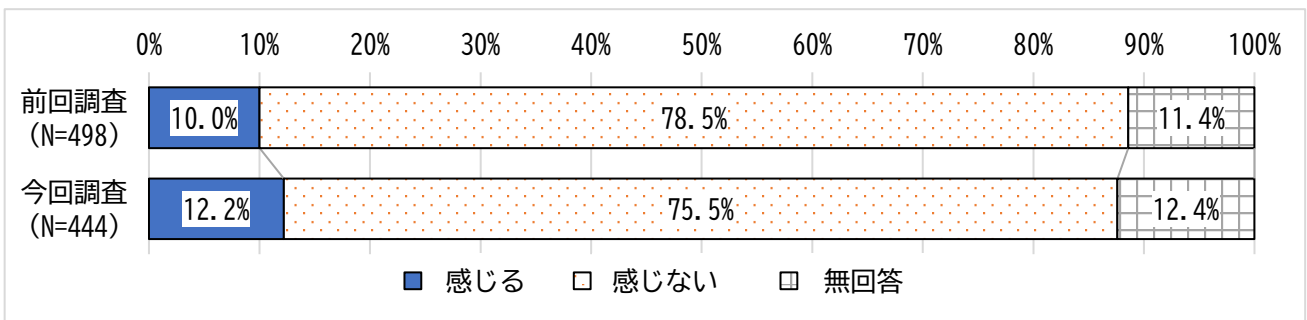


問 あなたは地域社会の中で、支援が必要な方（高齢者、障がいのある人）や LGBTQ の方に対して特別なへだたりを感じますか。（①～③でそれぞれ○は1つずつ）

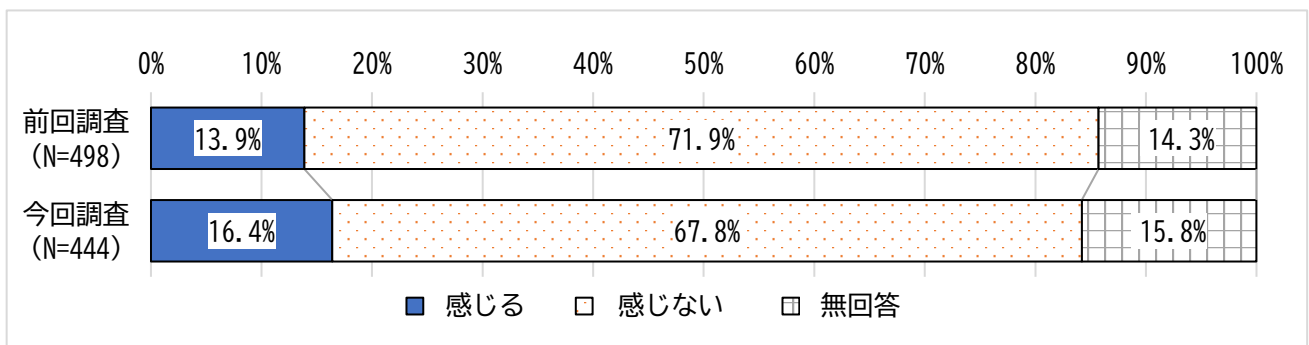
① 高齢者



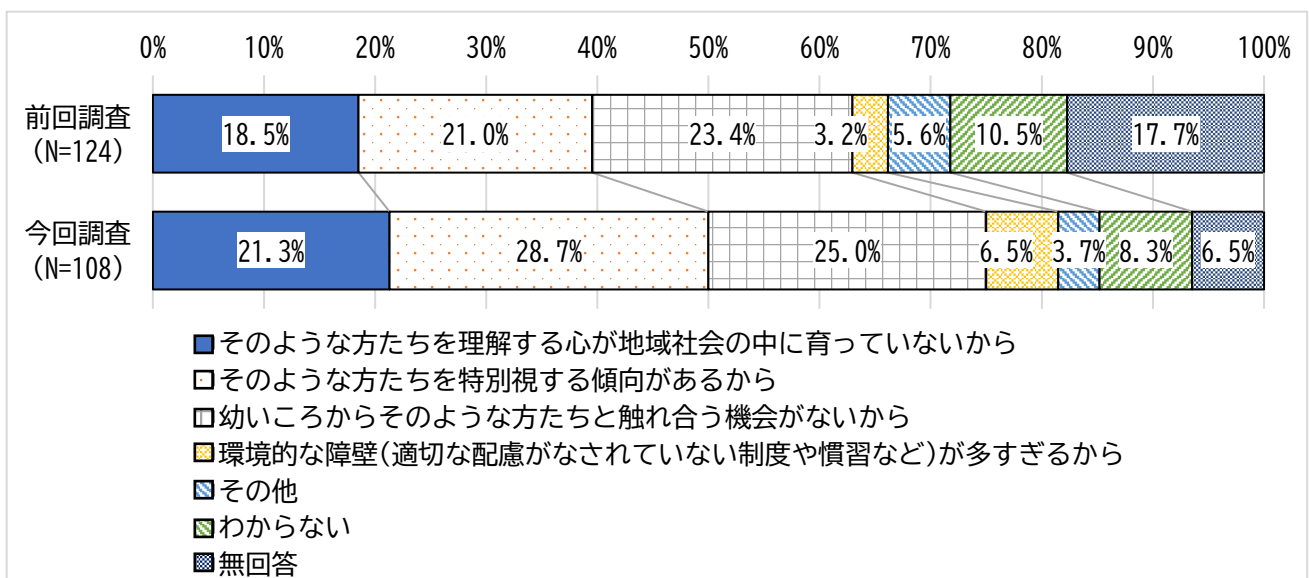
② 障がいのある人



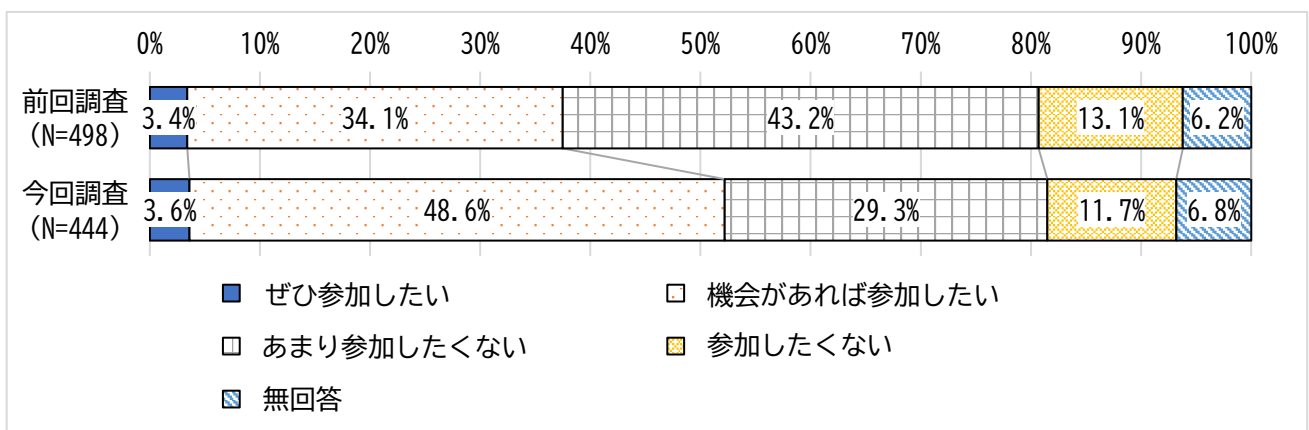
③ LGBTQ



①～③のいずれかで「感じる」を回答した方に
 問 その原因のうち、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

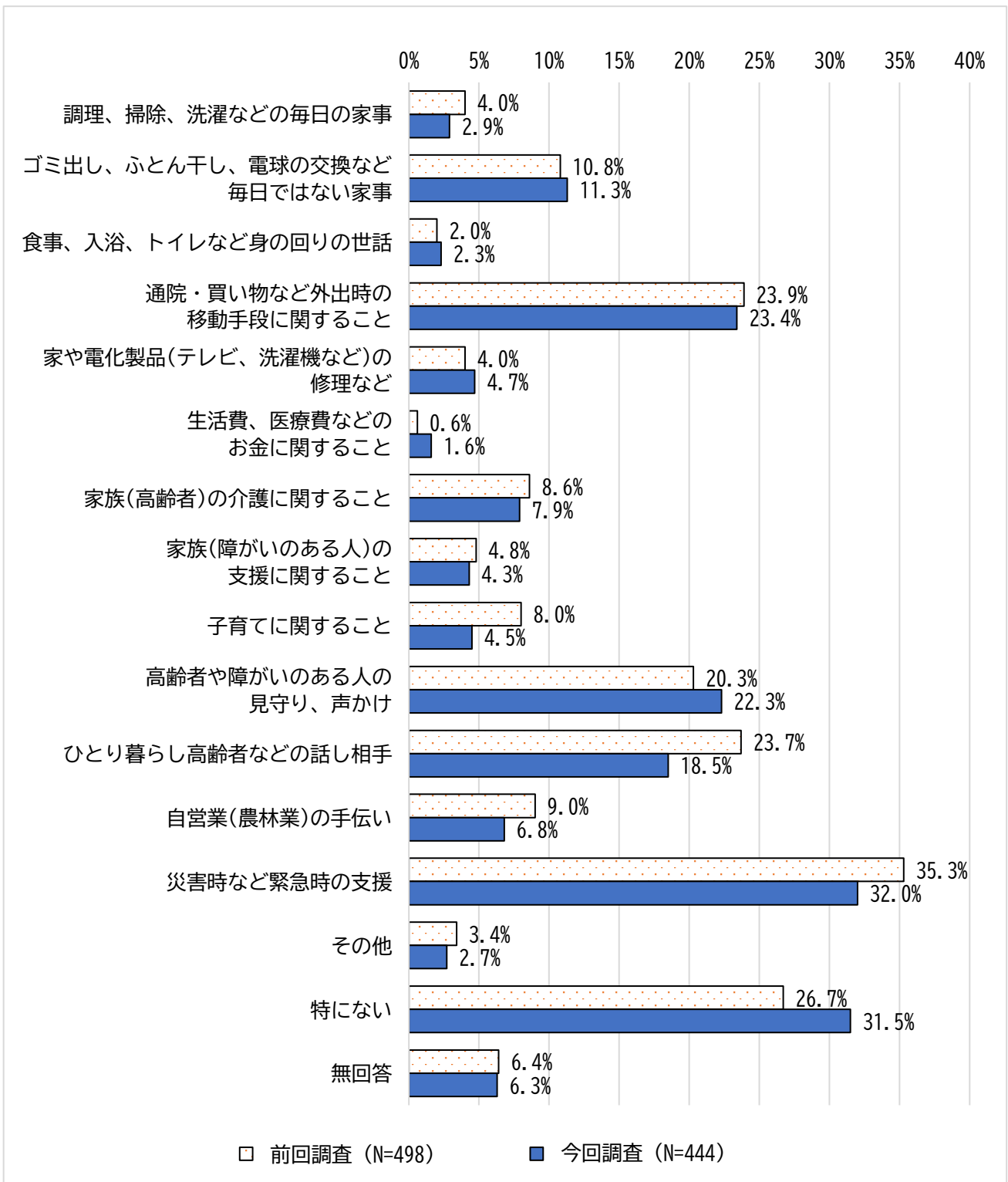


問 あなたは、高齢者や障がいのある人を地域で支え合い、見守る活動があれば、参加したいと思いますか。(○は1つ)

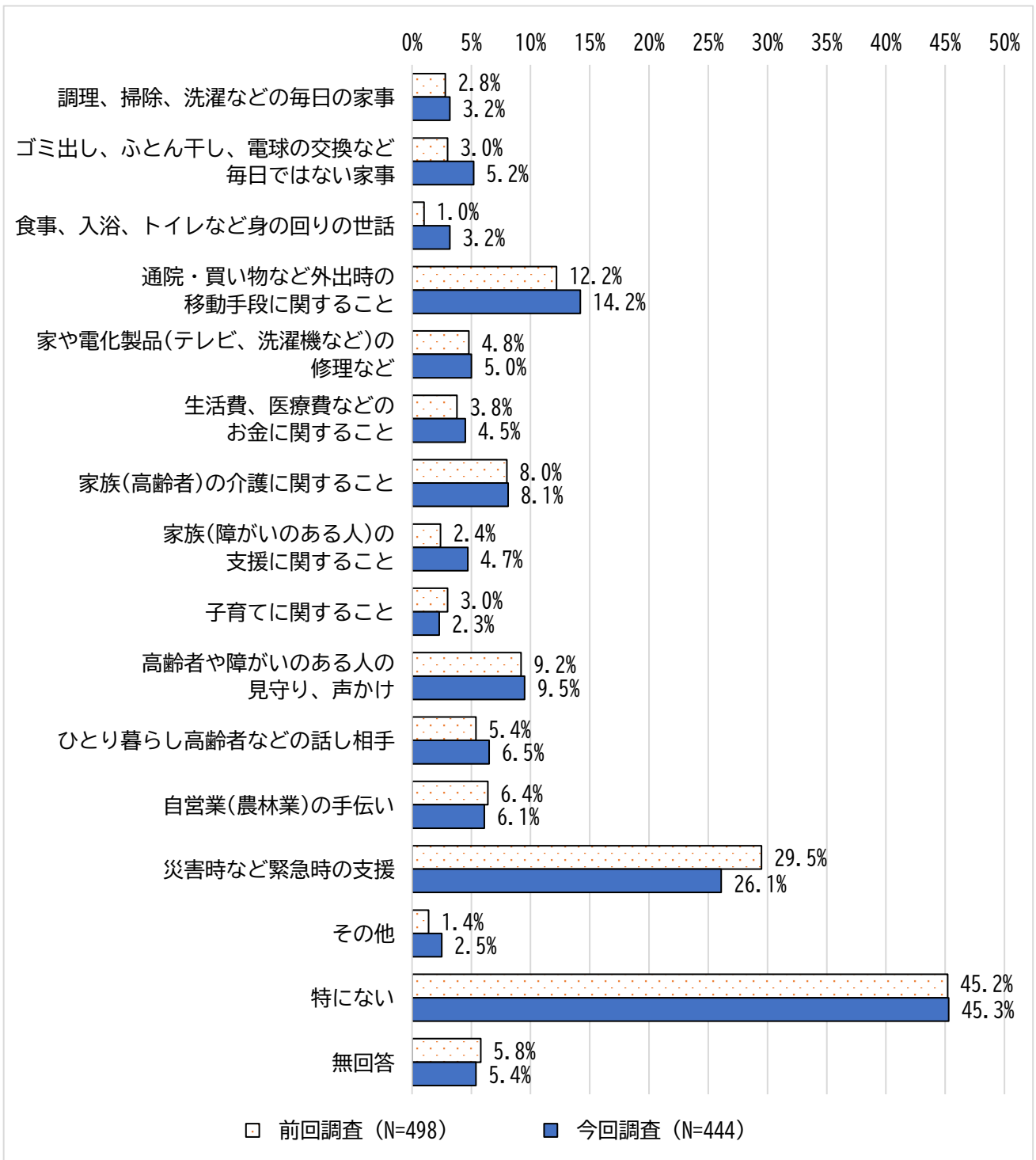


問 今後、ご近所とのお付き合いの中で、手助けしたい、手助けしてほしいと思うことはありますか。

(1) 手助けしたいこと(○はいくつでも)

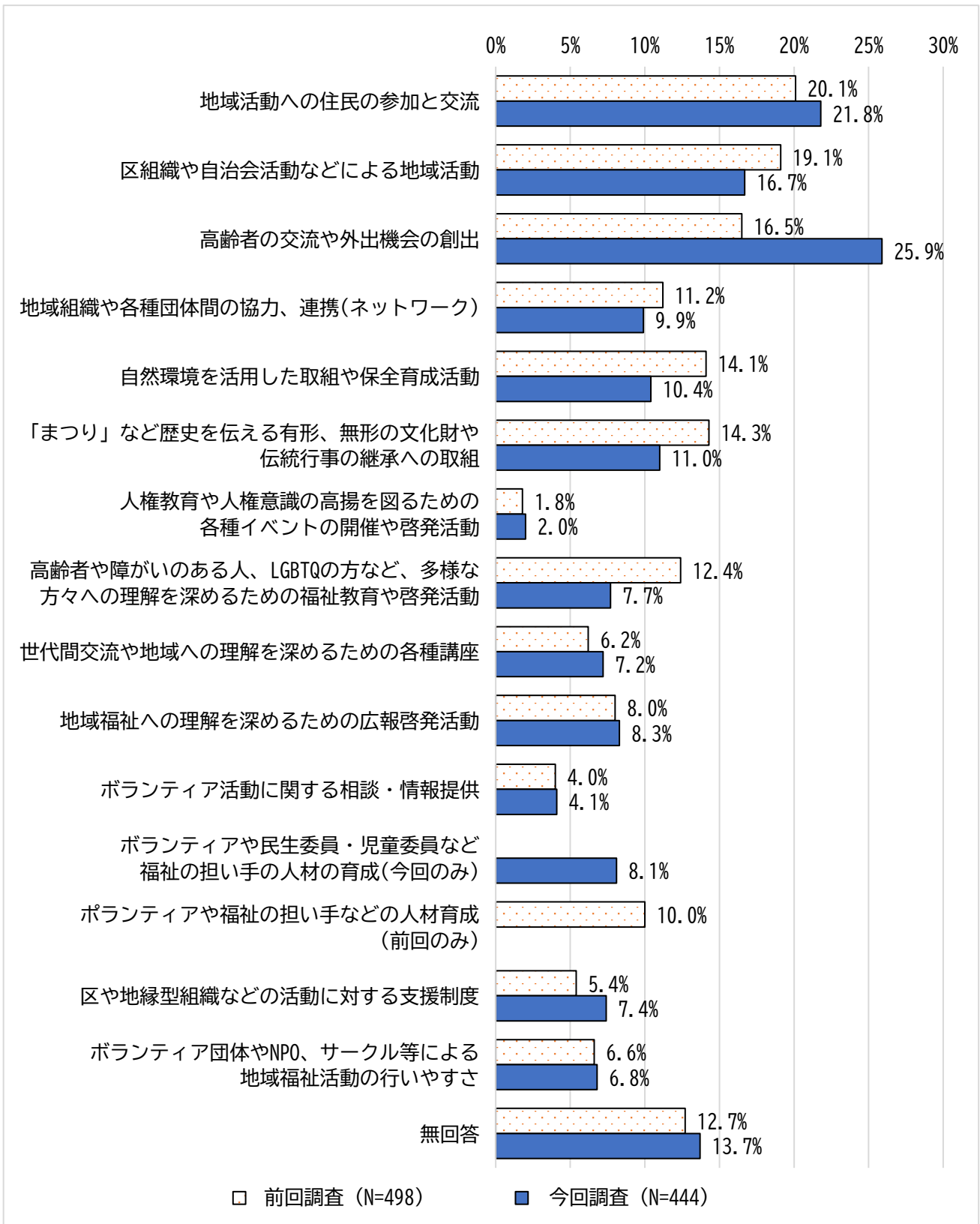


(2) 手助けしてほしいこと(○はいくつでも)

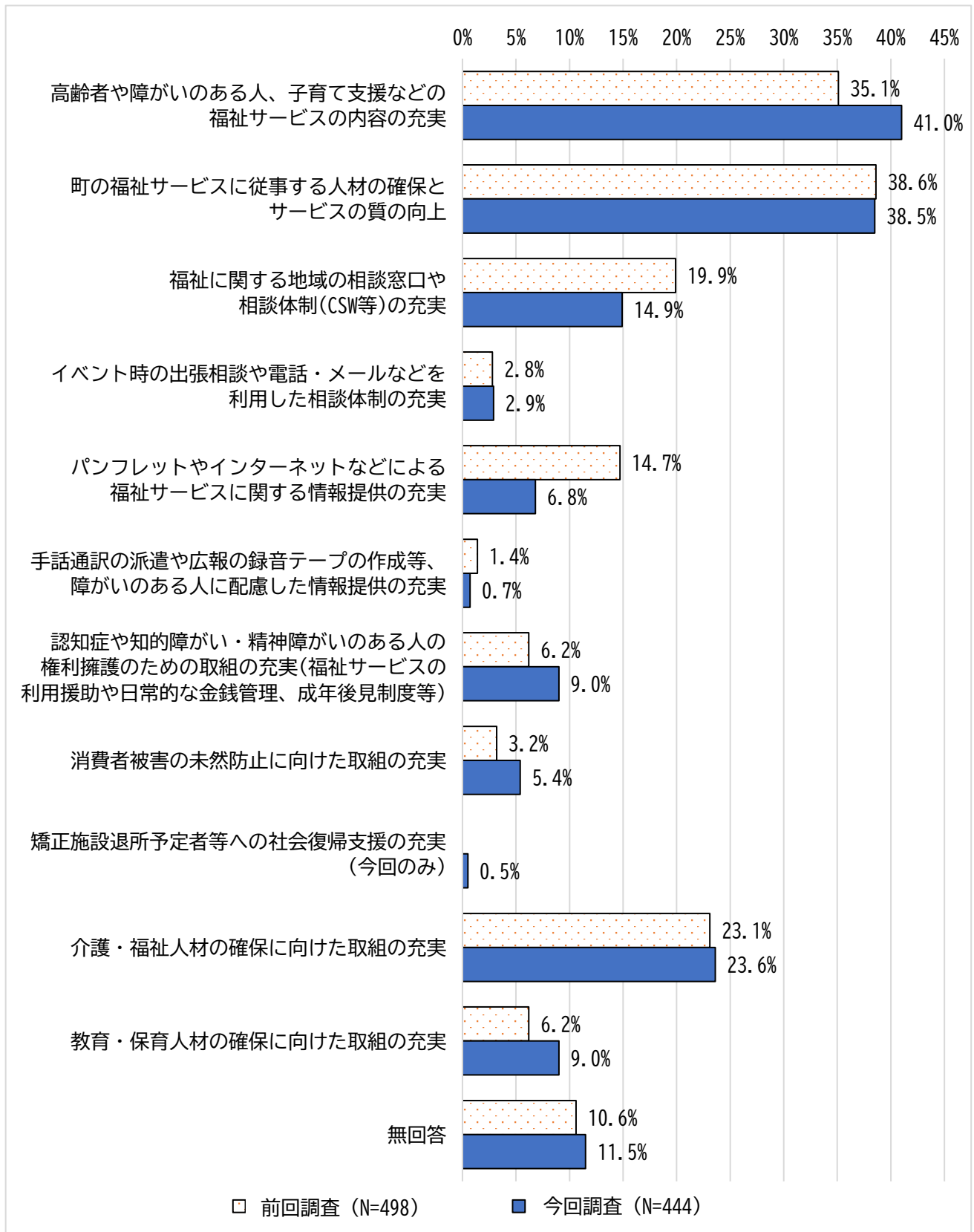


問 あなたは、今後の能勢町の地域福祉の推進に重要だと思うことは何ですか。

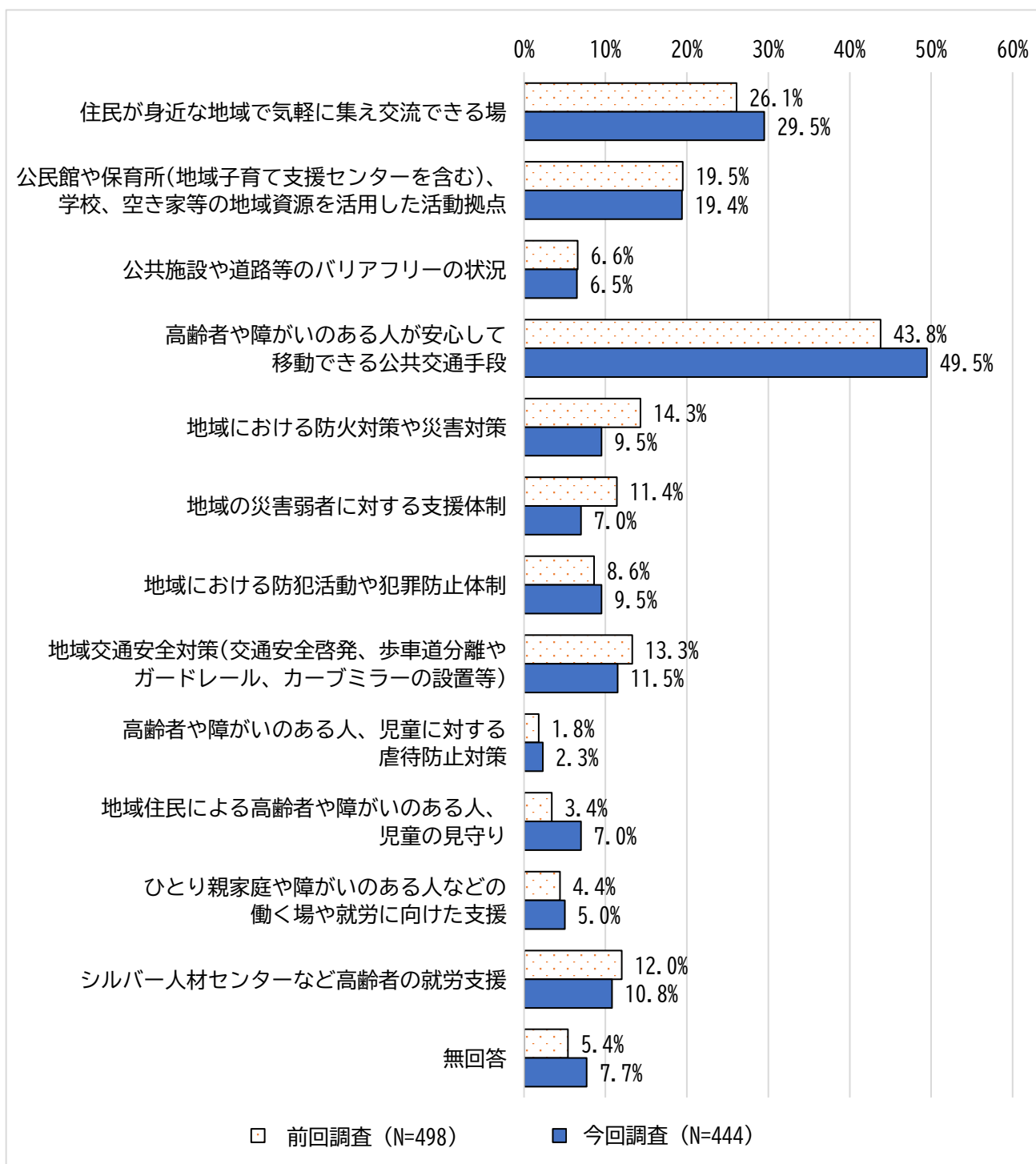
(1) 「ともに助け合い、支え合う地域づくり」について重要なもの（○は2つまで）



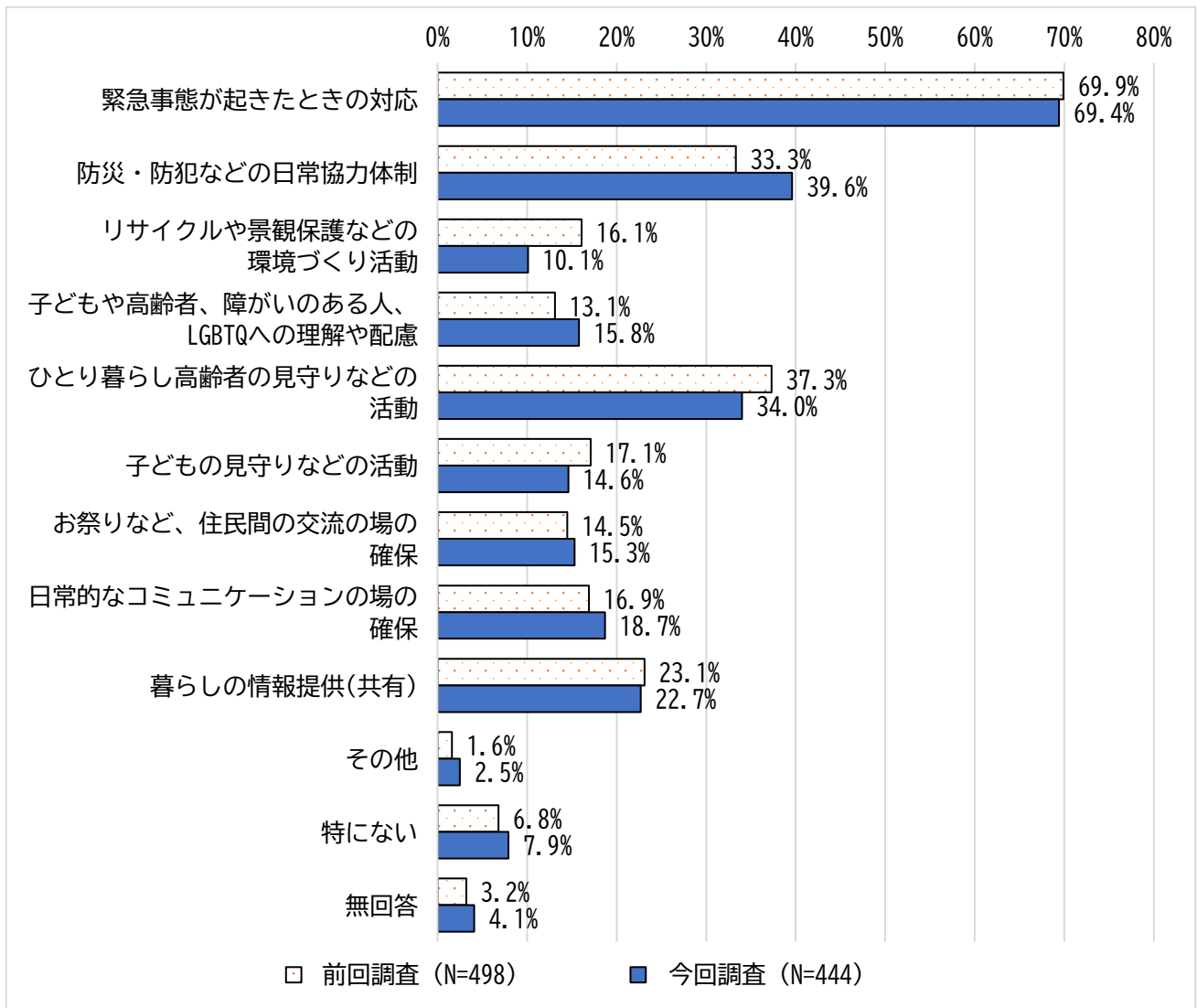
(2)「地域で支え合う仕組みづくり」について重要なもの(○は2つまで)



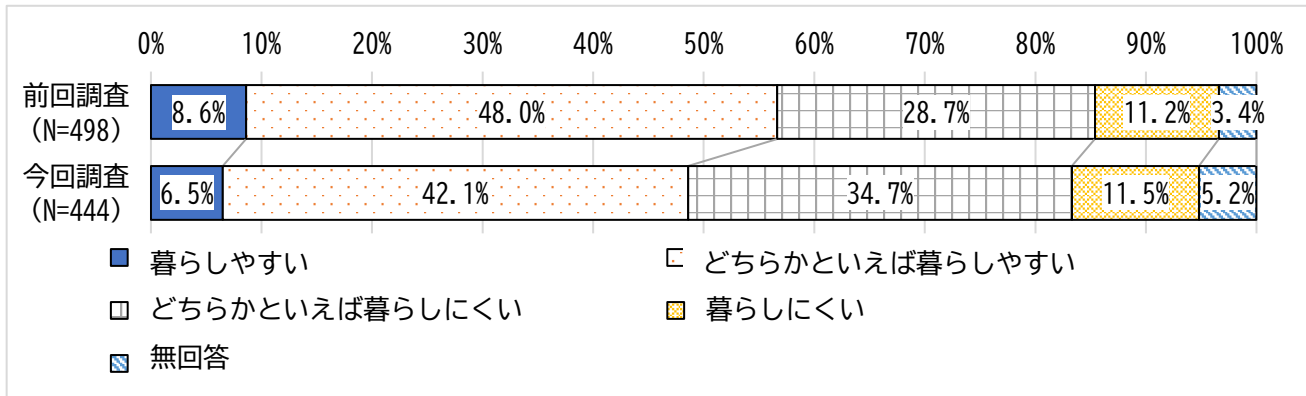
(3)「誰もが安心して生活できるまちづくり」について重要なもの(〇は2つまで)



問 あなたが、近隣や地域に期待することは何ですか。(〇はいくつでも)



問 あなたやあなたの家族にとって、能勢町は「暮らしやすいまち」だと思いますか。
(○は1つ)



問 それは、どのような理由からですか。

「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」と答えた方

- 自然や生活環境に関すること
 - 周囲が山に囲まれ自然が満喫できるところです。
 - 自然が美しい。街でなくなりつつある素朴な日本の良さが残っている。
 - 自然に囲まれて空気が良いので体にもやさしい環境、子育てしやすい。
- 近所の方に関すること
 - 近所の人たちが穏やかで親切。
 - 地域のつながりが濃厚すぎるのが嫌（消防団の強制参加や、その中でのいじめなど）で懸念していたが、実際移り住むと全くそのようなことはなく、一人が好きな私にとっては暮らしやすい。
- 能勢町の立地面に関すること
 - 車があれば都会に出やすい土地。
 - 自動車が必須ではあるが、都会へのアクセスも可能である点。

「どちらかといえば暮らしにくい」「暮らしにくい」と答えた方

- 移動手段に関すること
 - 自然環境はとてもいいですが車が運転できなくなると暮らしづらくなる。
 - 町外への移動手段の要のバスの本数が少なすぎて、高校生、就職等の人生の節目で移住する選択を選ばないといけない人が多いと思います。町が好きでも住み続けるににくい。
 - 車を運転できる間はよいですが、車の運転ができない学生や高齢者のことを思うと、通学、通勤、買い物には不便なので。

■ 商業施設や医療機関に関すること

- 東地区にはコンビニやスーパーが一つもないので買物が大変。
- 病院、スーパーが少ない。

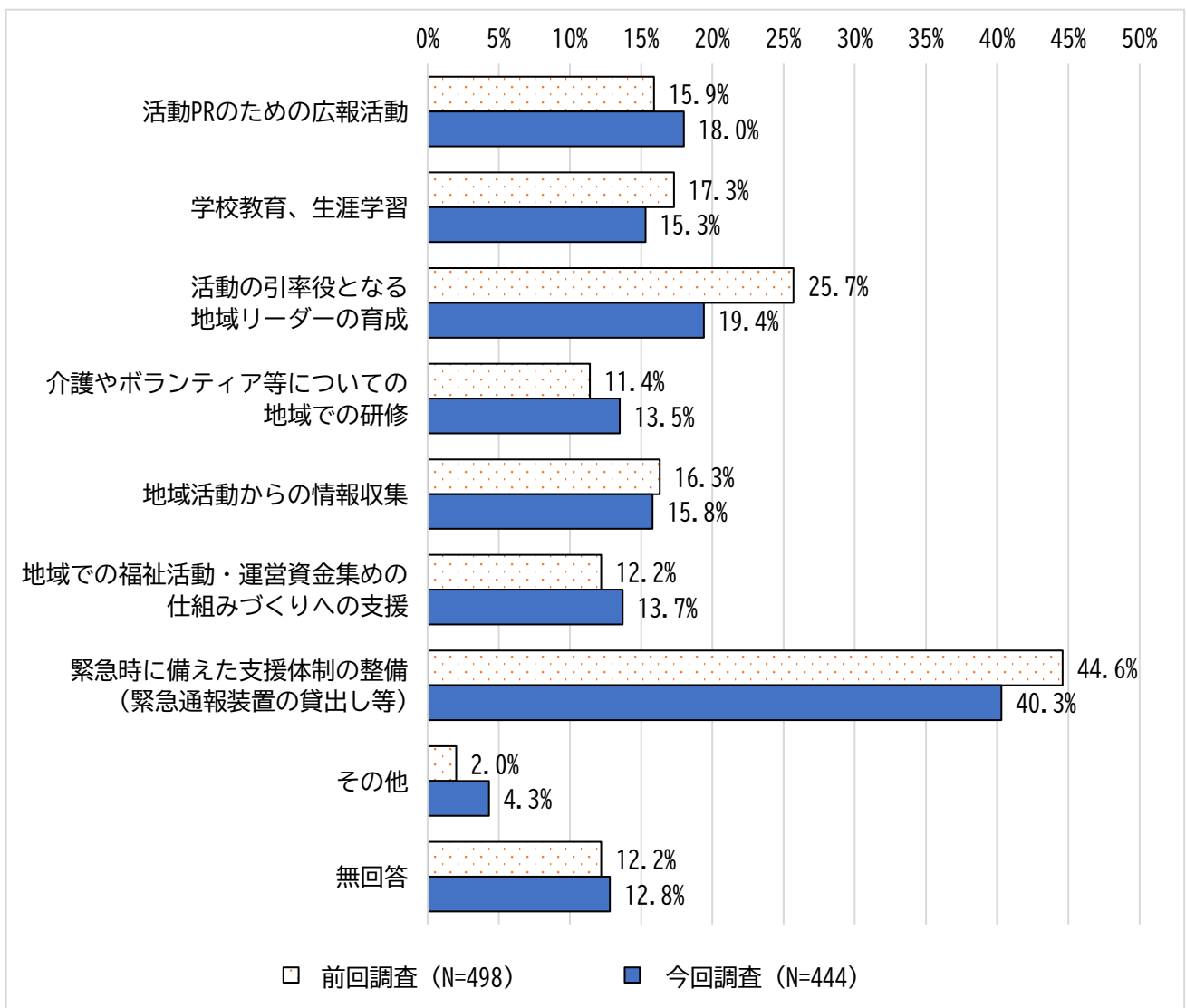
■ 行政サービスに関すること

- ゴミの分別が複雑すぎる。
- 緊急車両（消防車、救急車）の到着がとても遅く、救急病院も遠いので、救急医療にとても不安。

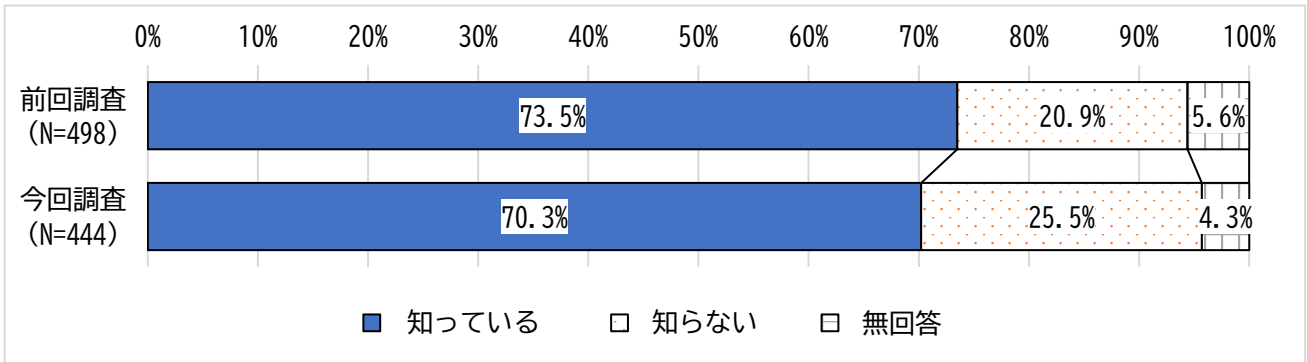
■ 人口減少に関すること

- 人口減が示すように、住民サービスの低下も顕著となり、ますます人の交流が疎遠になっているように感じる。

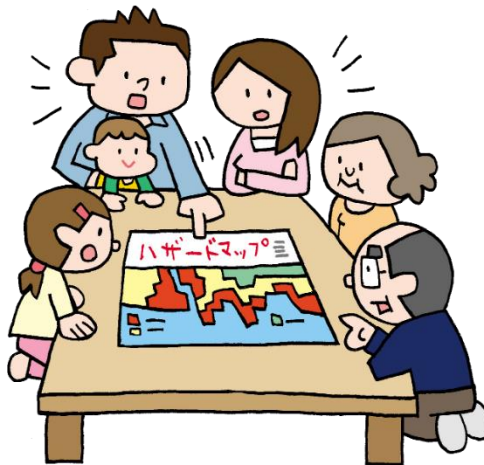
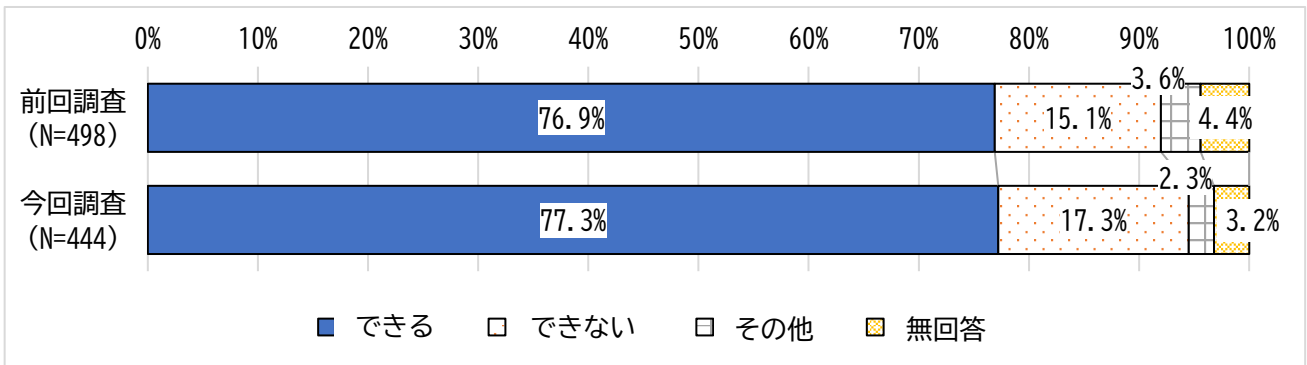
問 近隣や地域の中で助け合い活動を進めていくに当たり、行政が行う支援としてどのようなものが重要だとお考えですか。(〇は2つまで)



問 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたは自分自身がどこに避難すればいいか
 知っていますか。(〇は1つ)

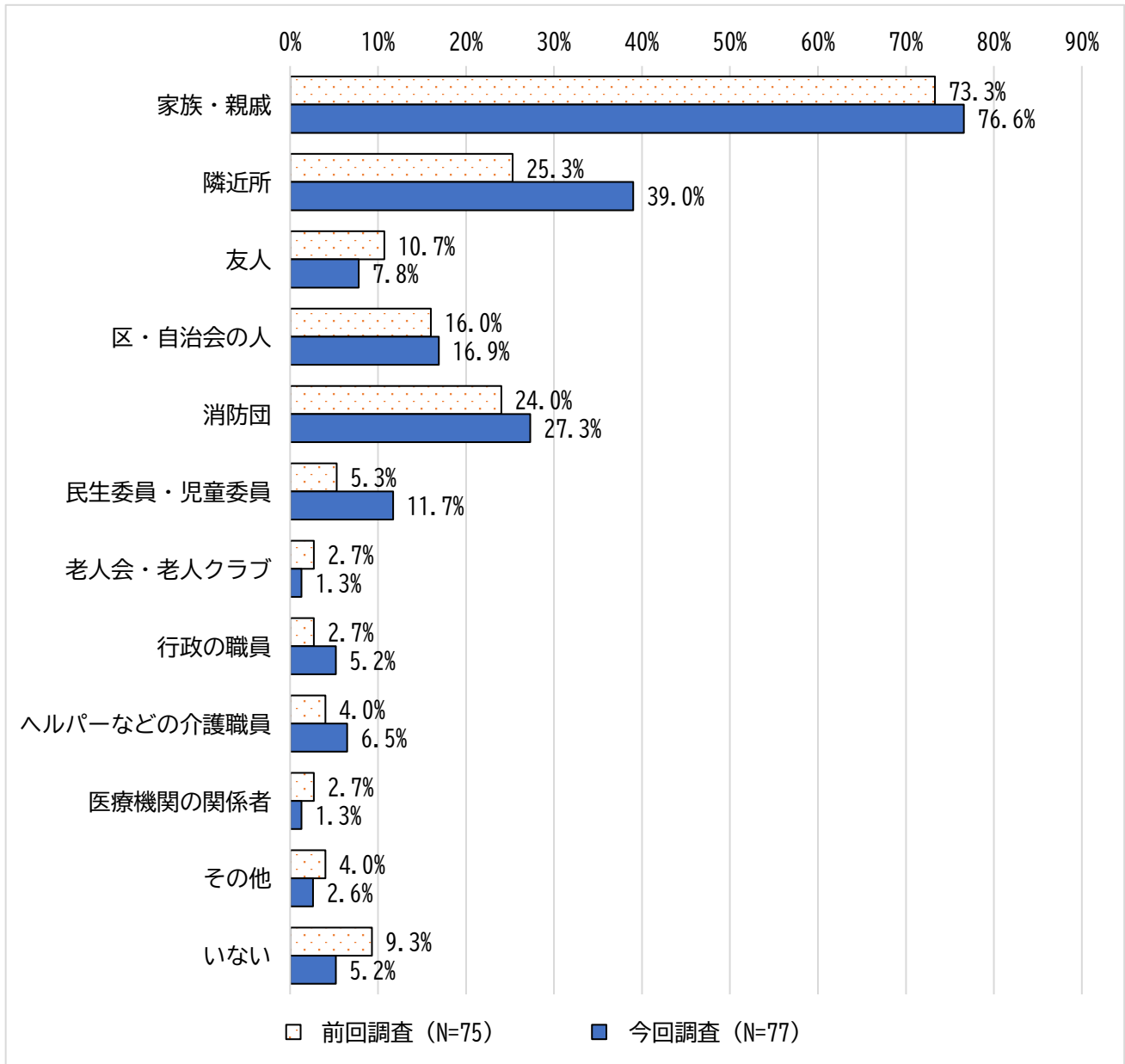


問 風水害や地震などが起こったとき、あなたは、一人で避難できますか。(〇は1つ)

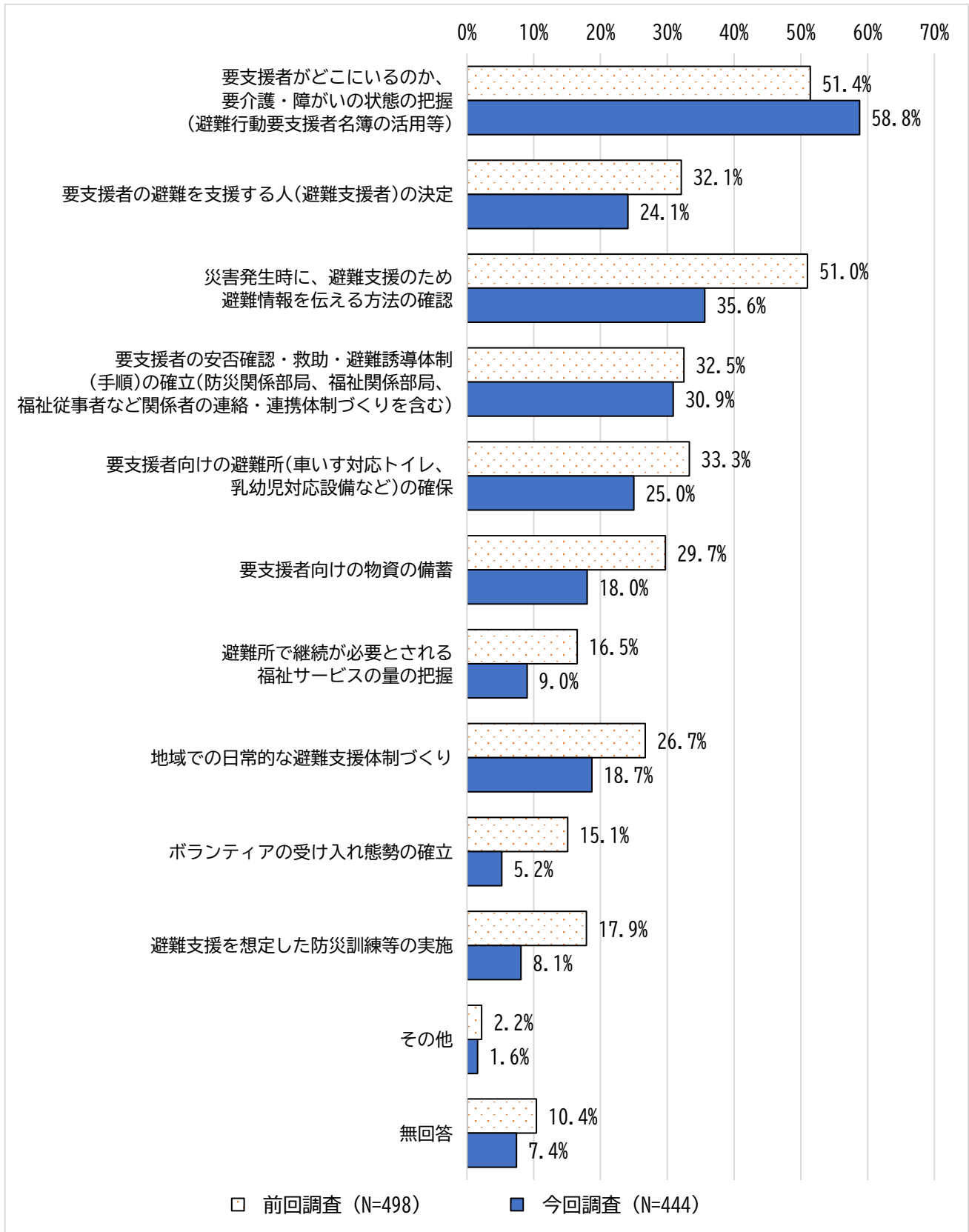


「できない」を回答した方に

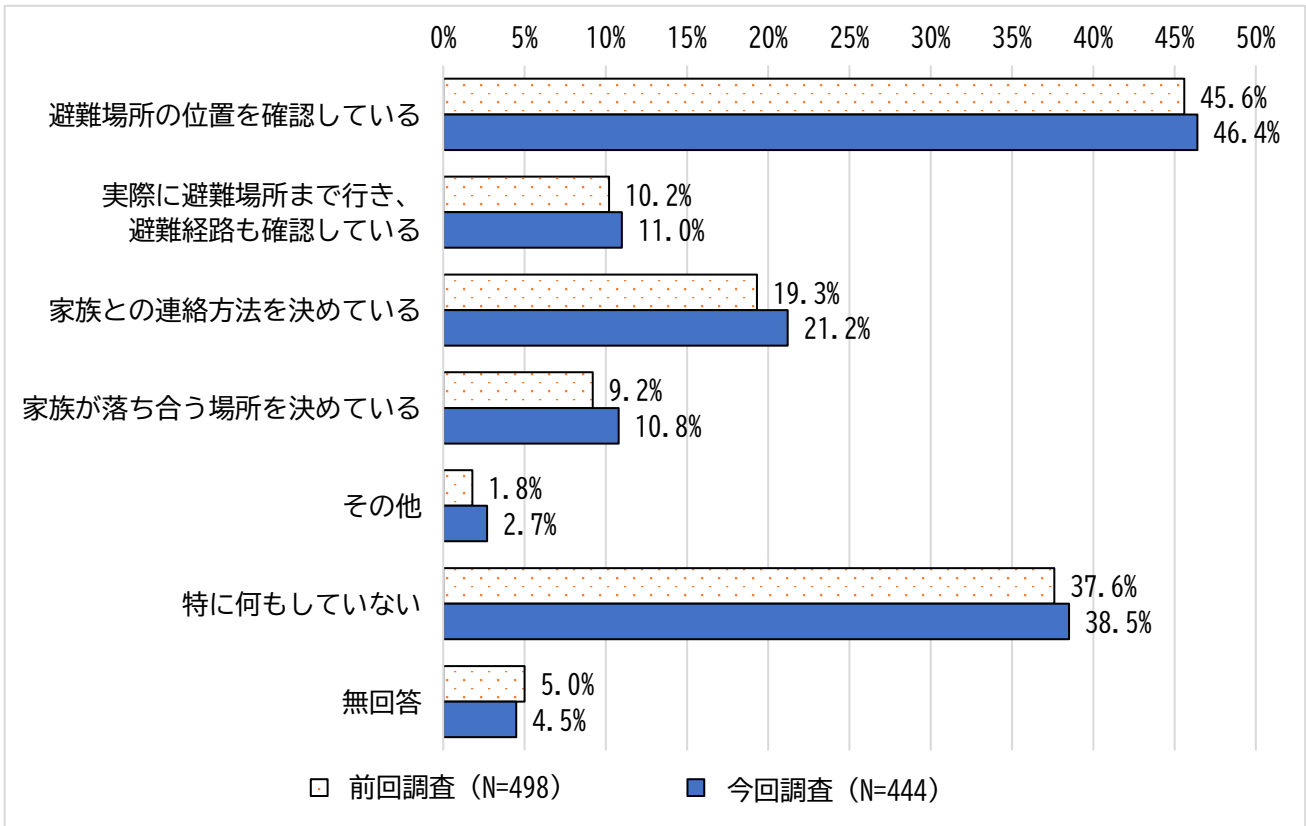
問 その際、誰が避難を手助けしてくれますか。(〇はいくつでも)



問 災害時に支援を必要とする人(避難行動要支援者。以下「要支援者」と言います。)への支援対策として、必要性が高いのは何だと思えますか。(〇は3つまで)

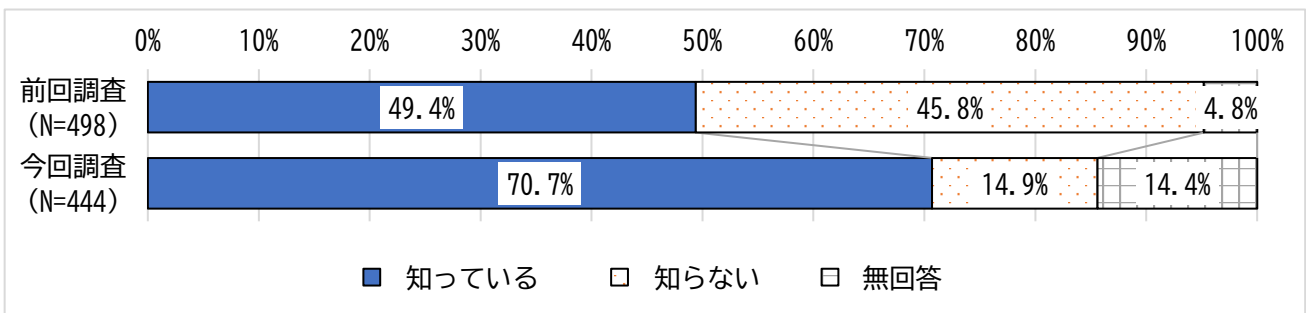


問 あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。(〇はいくつでも)

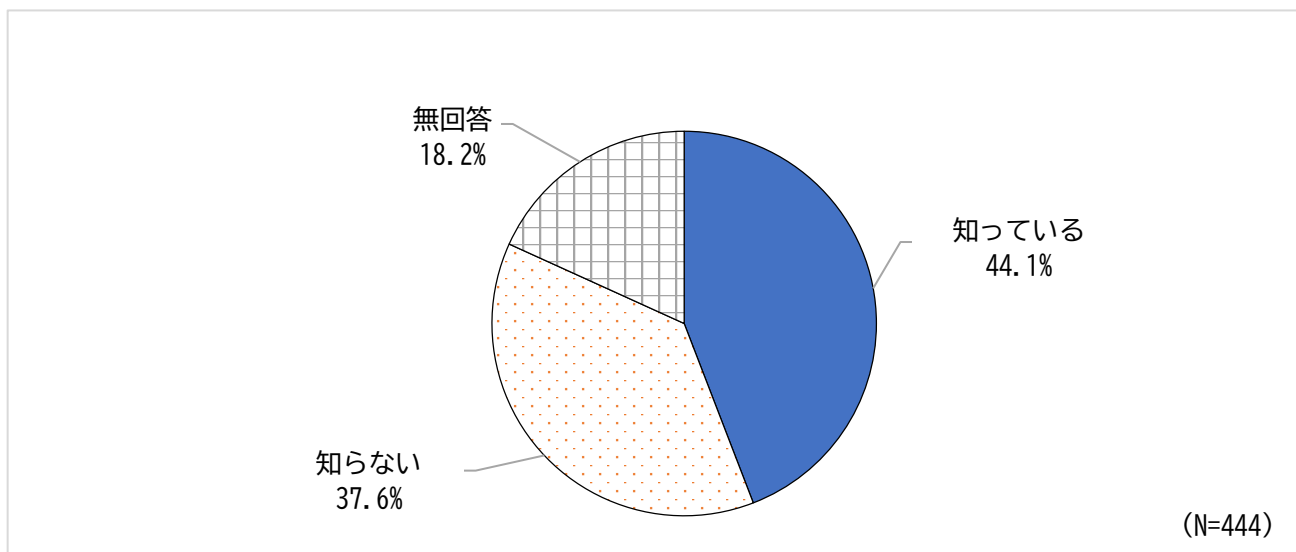


問 次の①～④における認知度をお伺いします。(①～④でそれぞれ〇は1つずつ)

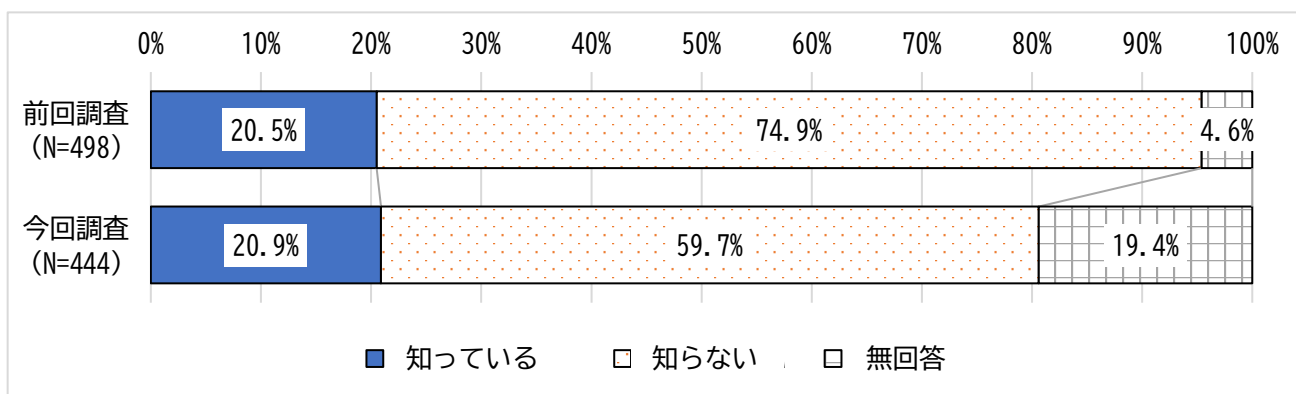
① 民生委員・児童委員



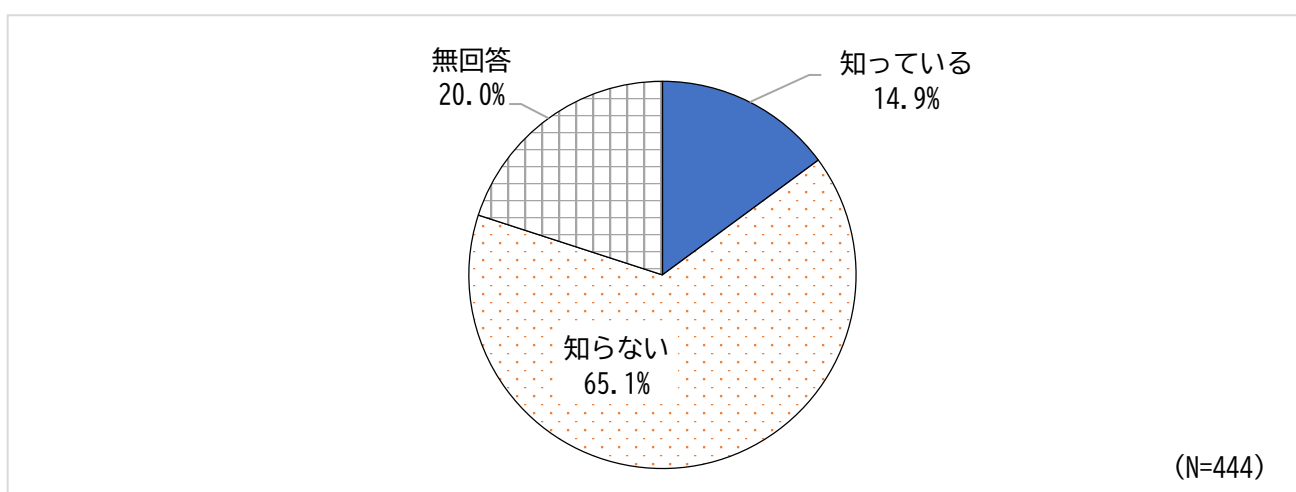
② 福祉委員(地区福祉委員会)



③ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)



④ 生活支援コーディネーター



能勢分校の生徒にご意見をいただきました

大阪府立豊中高等学校能勢分校の対人支援コースを専攻している2年生を対象に、「みんなで考えよう！地域の助け愛（あい）」をテーマに、【困っていること】、【解決する方法】を考えていただきました。

【困っていること】

- 通学するとき、枝葉が道路にはみ出したり、道路に落ち葉が散らばっている。
- バスの本数が少ない。
- 街灯が少ない。
- 近所でのつながりが少ない。
- バス停の屋根がボロボロで災害が来たら危ない。
- 買い物できる場所が少なく、偏っている。
- 災害が起きた時が心配。
- イベントが少ない。

【解決する方法】

- 集まれる場所がほしい。
→憩いの場所として廃校の運動場を利用する。
- 災害が起きた時が心配。能勢町の避難場所が分かっていない。
→能勢町にいる人を把握しておく。また近くの避難所を調べておく。



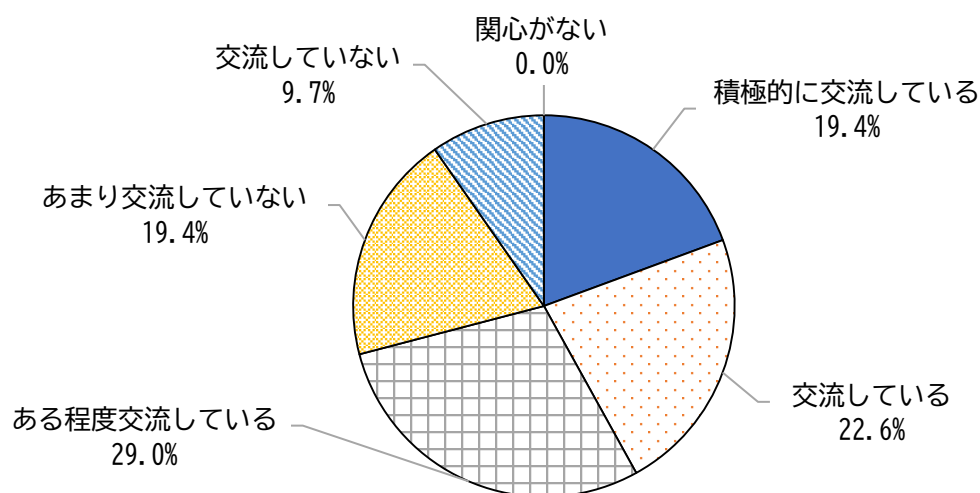
5. 事業者・団体アンケート調査から見る能勢町の現状

(1) 調査概要

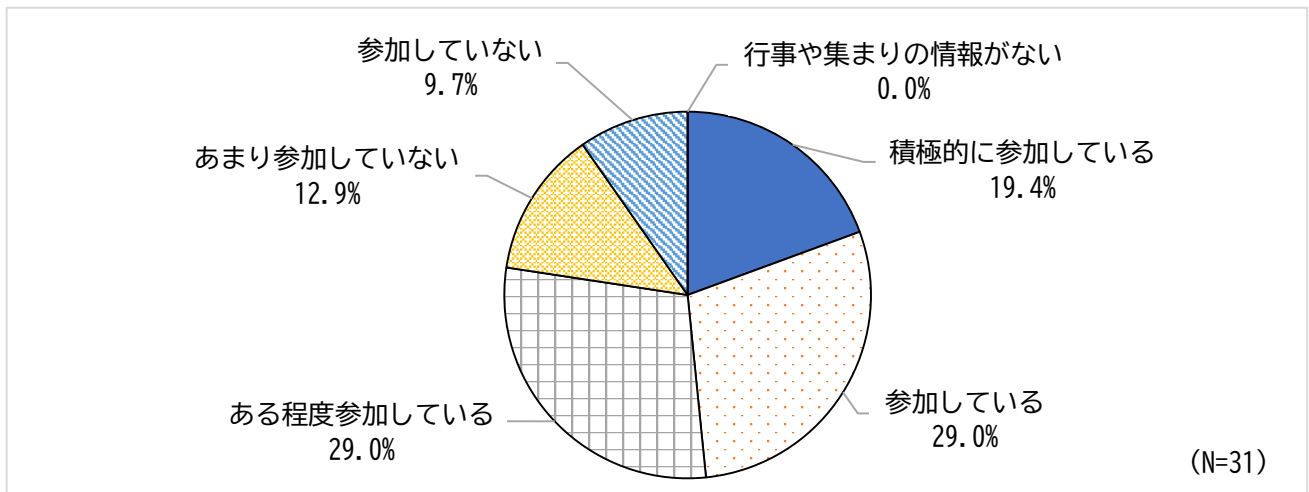
- ① 期 間 令和7年7月16日～令和7年8月14日
- ② 対 象 町内の福祉関係事業者・関係団体
- ③ 方 法 郵送
- ④ 回答数 38団体中31団体から回答（回収率81.6%）

(2) 調査結果の概要

問 地域住民が参加できるイベントを開催するなど、地域住民との交流を図っていますか。
(○は1つ)



問 地域で行われる行事や集まりに参加していますか。(○は1つ)

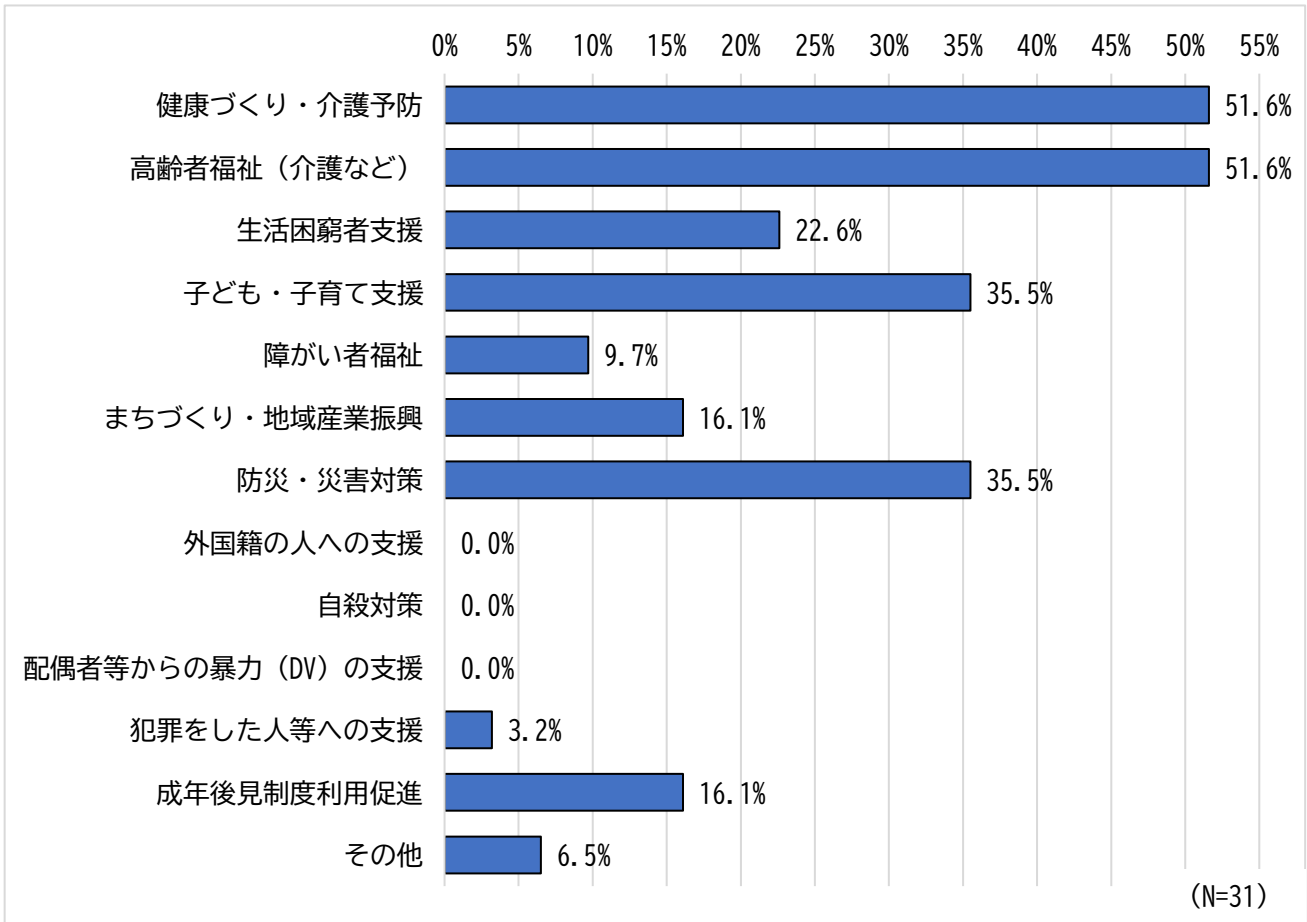


問 地域とのつながりを築いていくに当たって、課題等困っていることがありましたらご記入ください。

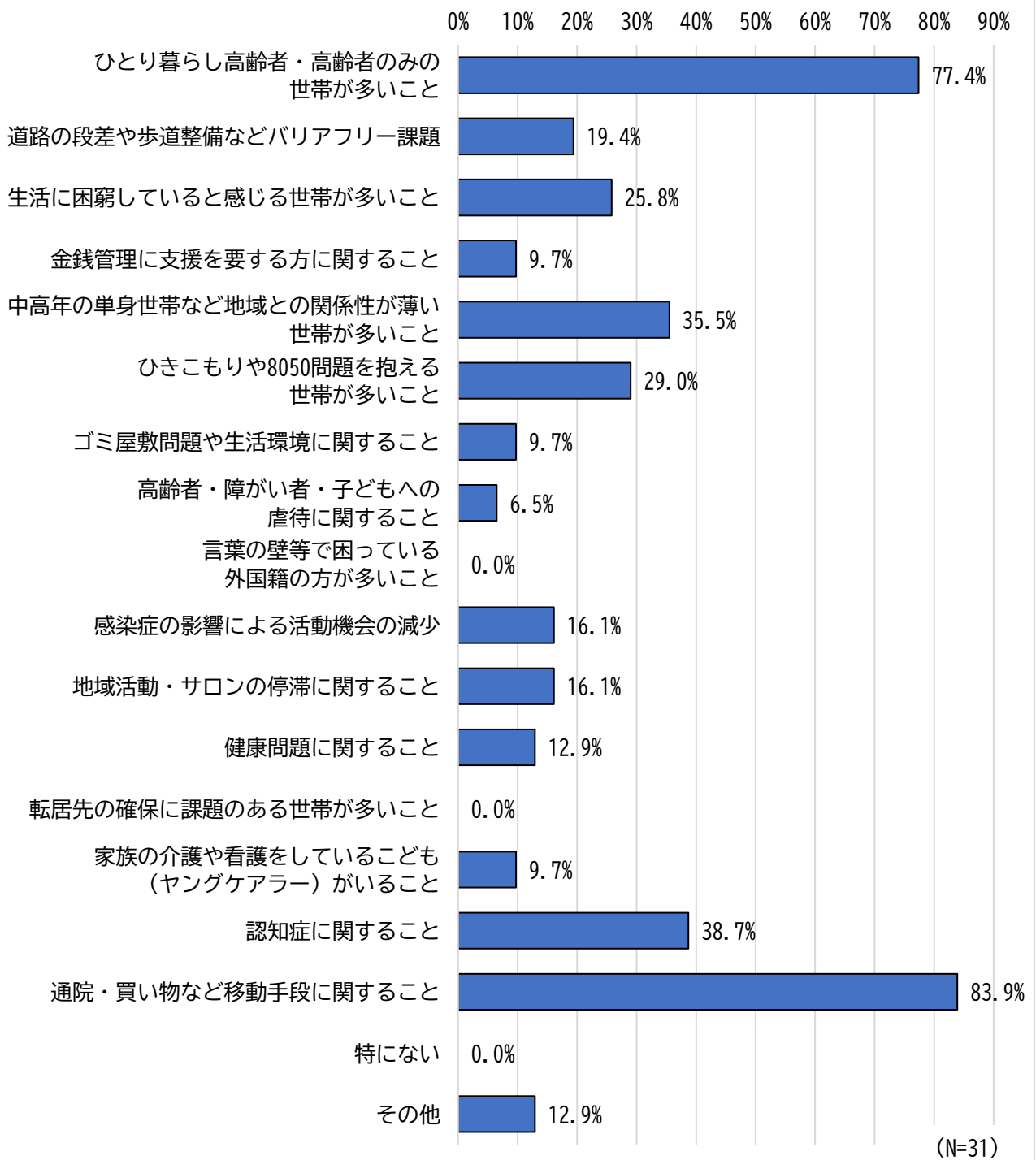
《自由記述の要点》

- 利用者の高齢化などにより外に出る機会が減ったこと。地域福祉活動への参加者や参加機会の減少、つながりの希薄化。コロナ以降、施設に来てもらうことが難しくなった。
- 高齢者の参加は多いものの、車があればもっと参加者が増えると思われる。最近は運転免許を返納する方が増え、事業所内の行事でも送迎車両の準備と利用確認が必須となっている。交通手段がないため、地域全体で認知症カフェを開催できず、車で来られる人に参加が限定される。
- 新しいサービス形態である「看多機 さわや家」の理解が地域住民に浸透していない（特養やデイサービスなどとの違いが伝わりにくい）。民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低い。新しい地域で事業を展開する際の理解を得ることが難しい。
- 地域のケアマネジャーやクリニック、薬局との情報共有、連携体制がまだ十分とは言えない。地域資源（ボランティア、見守りなど）の巻き込み不足があり、「事業所の中だけ」で完結してしまう傾向がある。
- 地域からの期待や依存が大きすぎる。個人情報保護の観点で、誰が障がい者か分かりづらい。

問 新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、どのような分野のニーズが増えたと感じますか。(〇はいくつでも)



問 普段の業務・活動の中で福祉に関わる以下の課題・問題があると思いますか。施設利用者から聞く日常の困りごとも含めてお答えください。(〇はいくつでも)



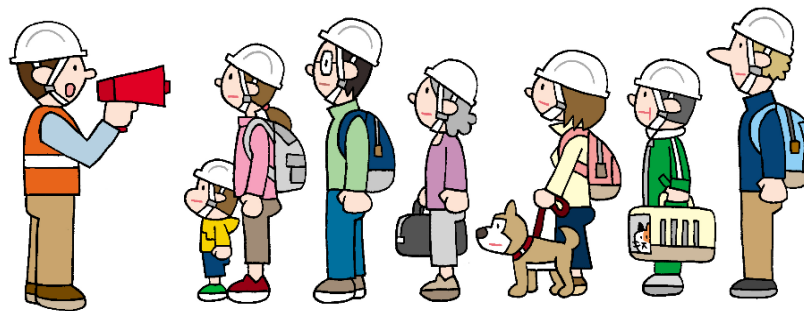
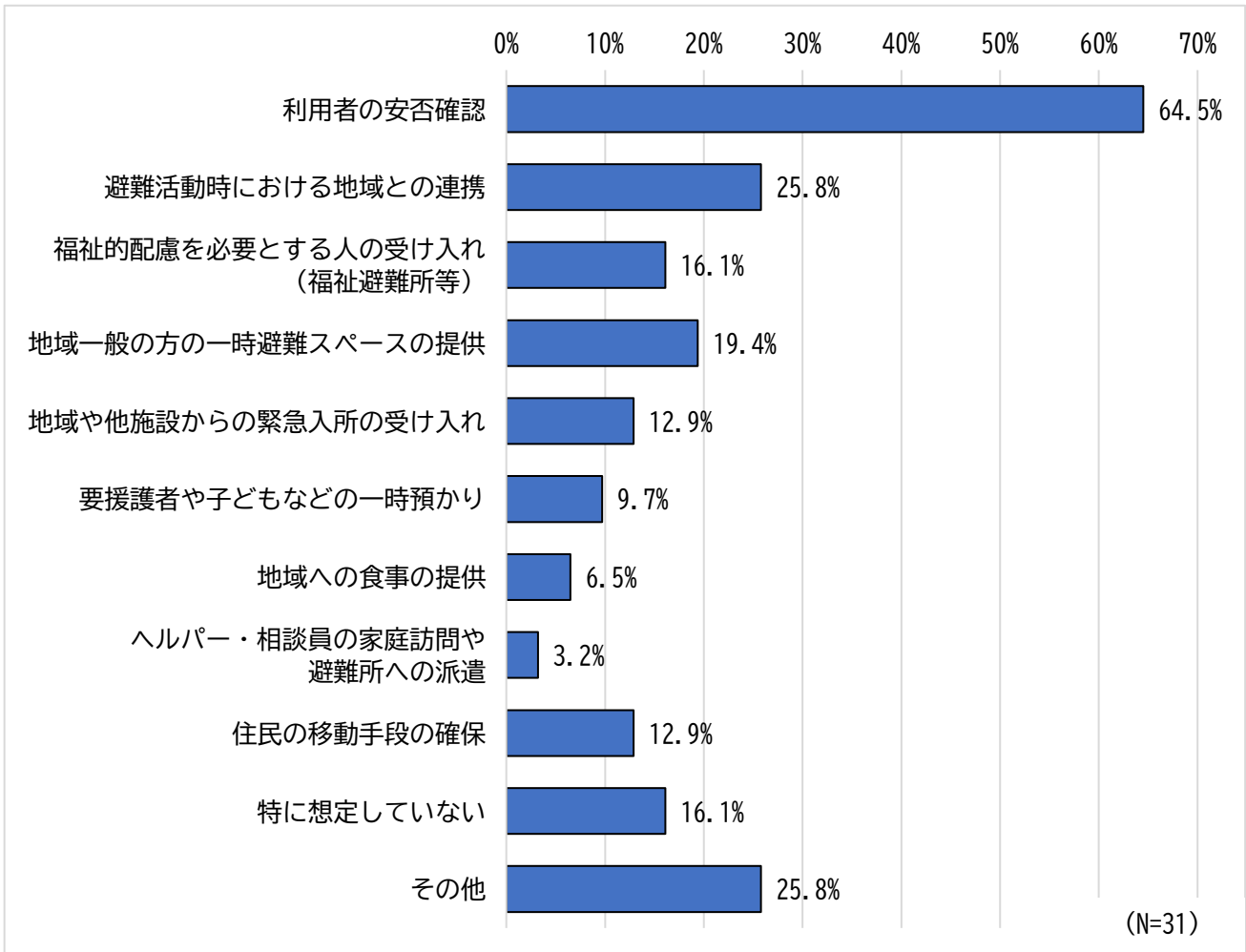
問 無償または無償に近い形で地域住民の生活支援など、地域福祉推進や地域貢献のために取り組まれていることがありましたらご記入ください。

《自由記述の要点》

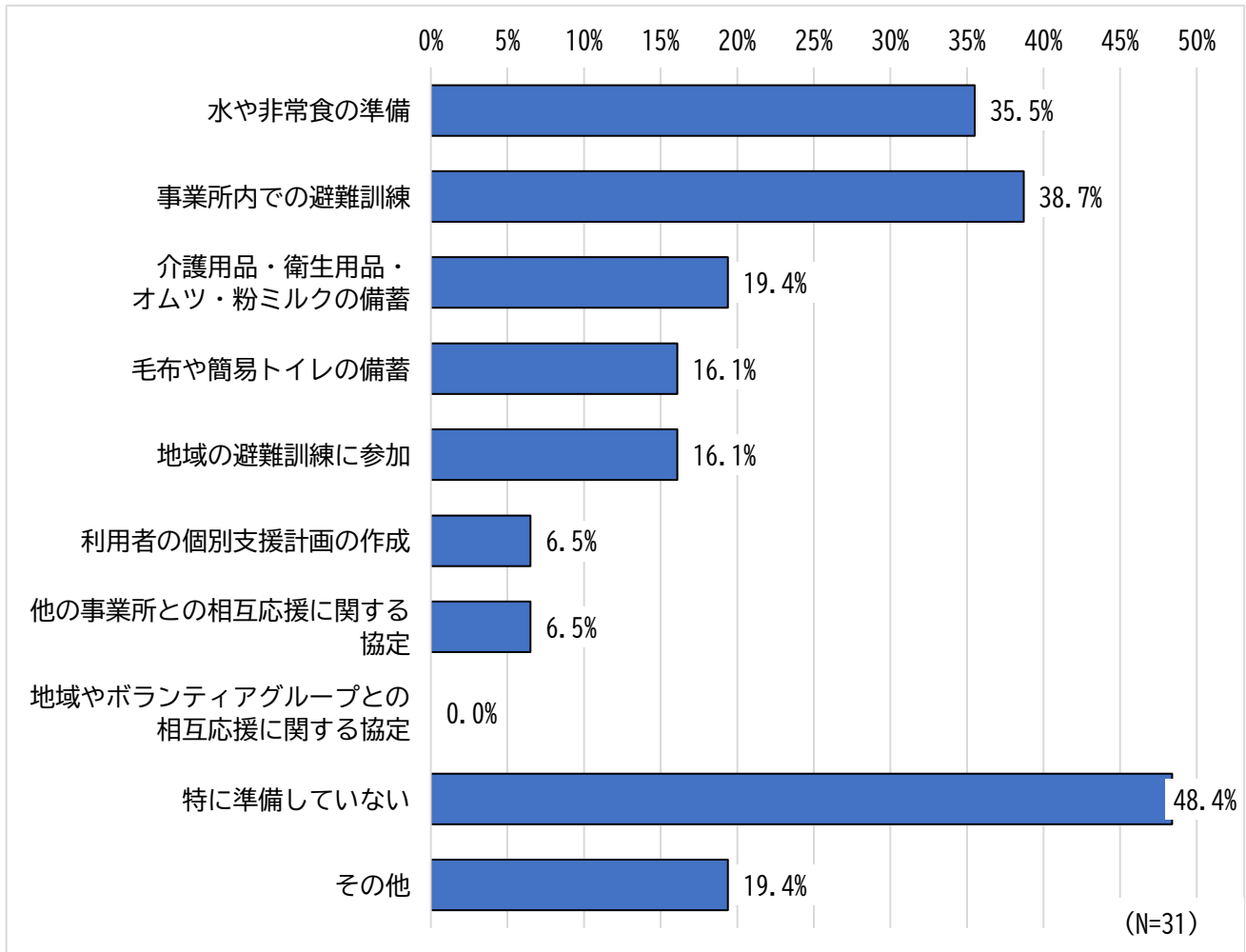
- 「なごみサロン」の運営と無料モーニング提供。長期休暇中の「子ども食堂」の運営と無料昼食提供。こども食堂の運営。社協主催の独居老人見守りサービス（配食弁当作り/配り）への協力。認知症カフェの実施（参加費 100 円）。
- 地域住民の選挙の投票などの送迎協力。地域行事に駐車場及び施設を無償開放。施設 CSW の配置、困りごとの関係機関へのつなぎ、地域の見守り活動。地域団体資源回収における調整や行政への請求事務代行。
- 介護や医療・子育てに関する看護師・保健師による無料相談。体操・脳トレなどを実施する「いどばたかいぎ」（基本無償）。
- 交通空白地有償運送（社協）にドライバーとして参画。ふれあい号やボランティアによる町内病院やお店への買い物移動支援。
- 福祉マップの更新、災害用備蓄啓発品・支援物資の提供など災害時の取組。無料低額施設利用事業。



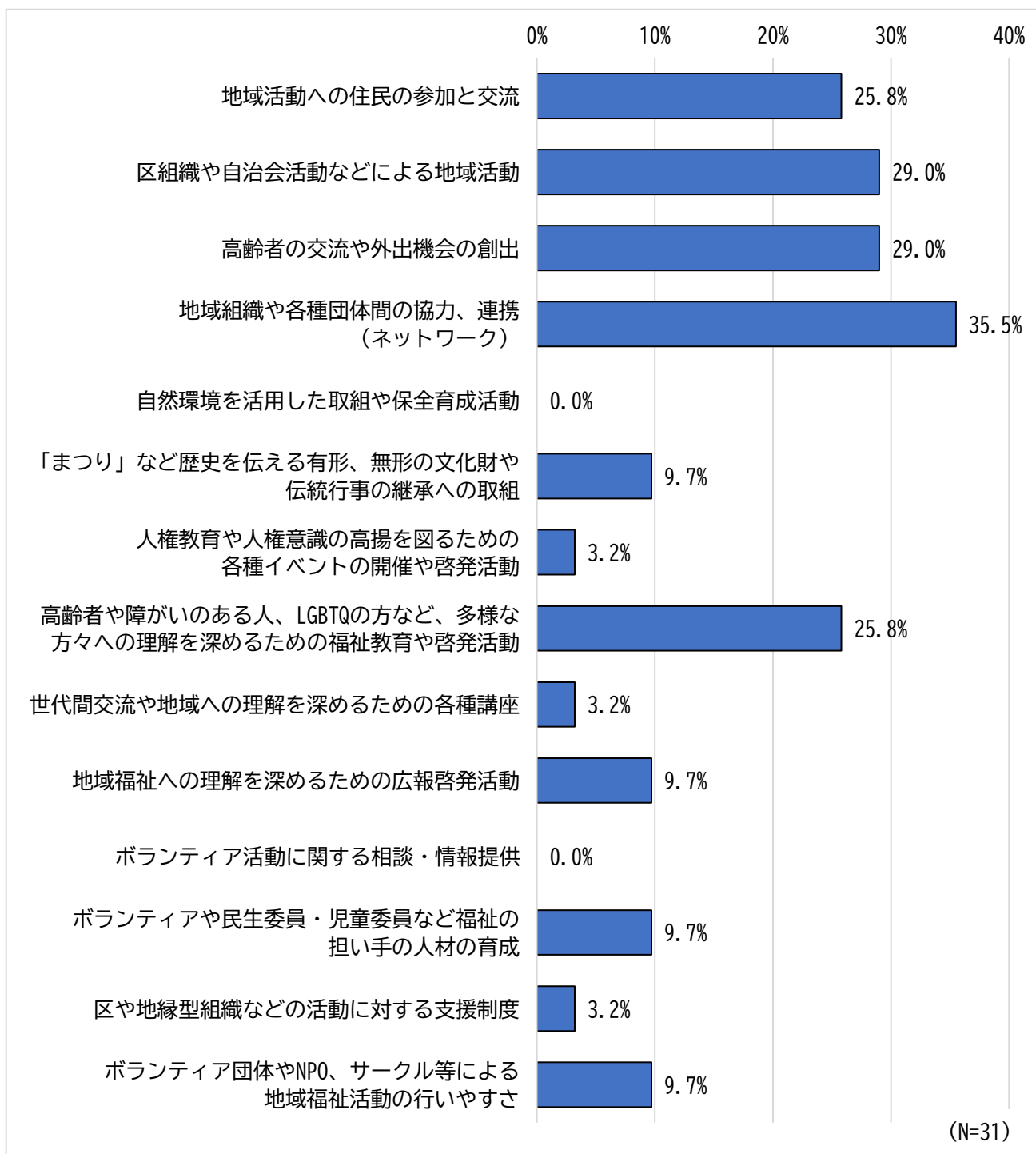
問 地震や水害などの大規模な災害の際に、貴事業所・貴団体による地域への支援活動としてどのようなことがありますか。(〇はいくつでも)



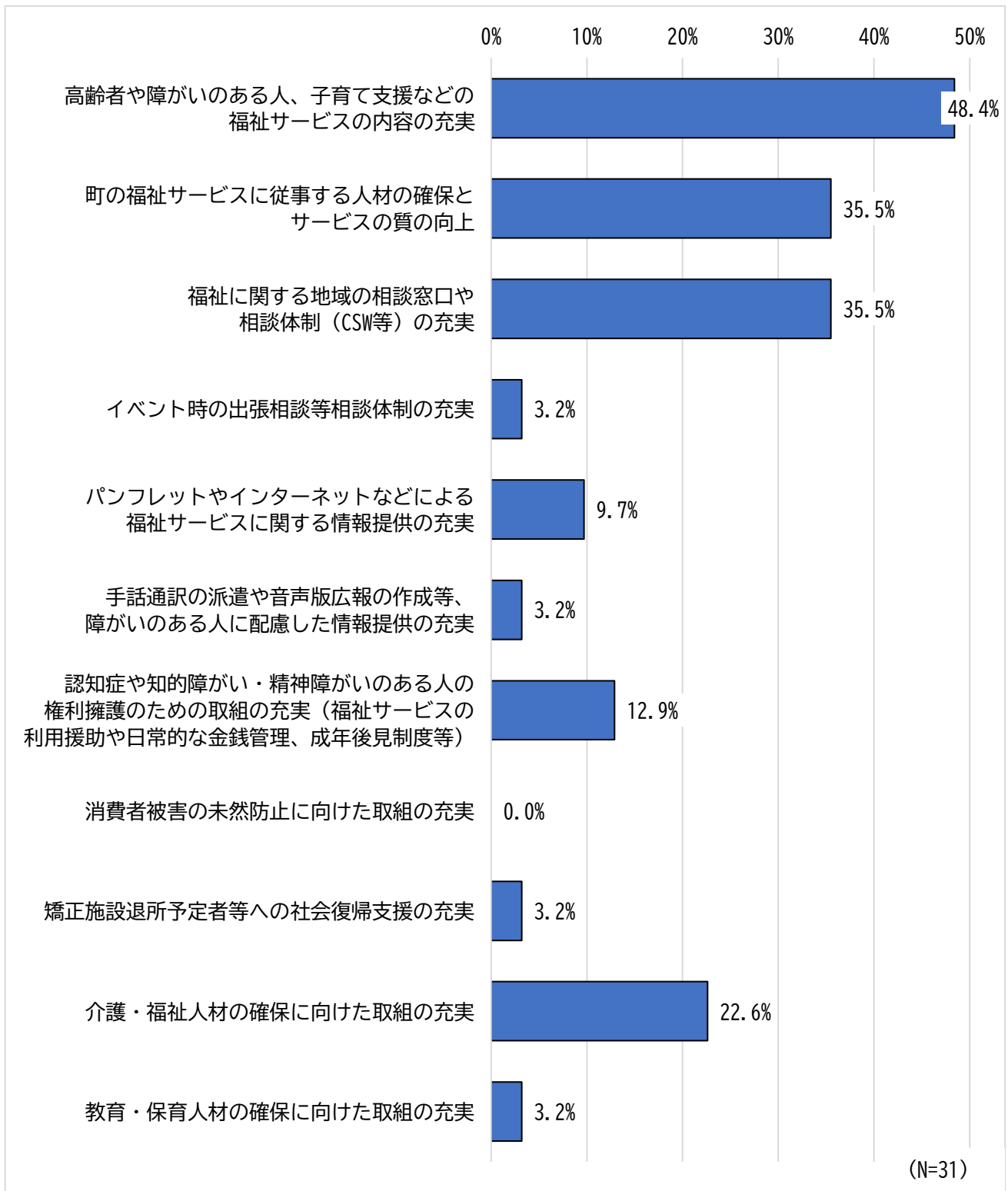
問 貴事業所・貴団体では地震や水害などの大規模な災害に備えて、平時からどのような準備をしていますか。(〇はいくつでも)



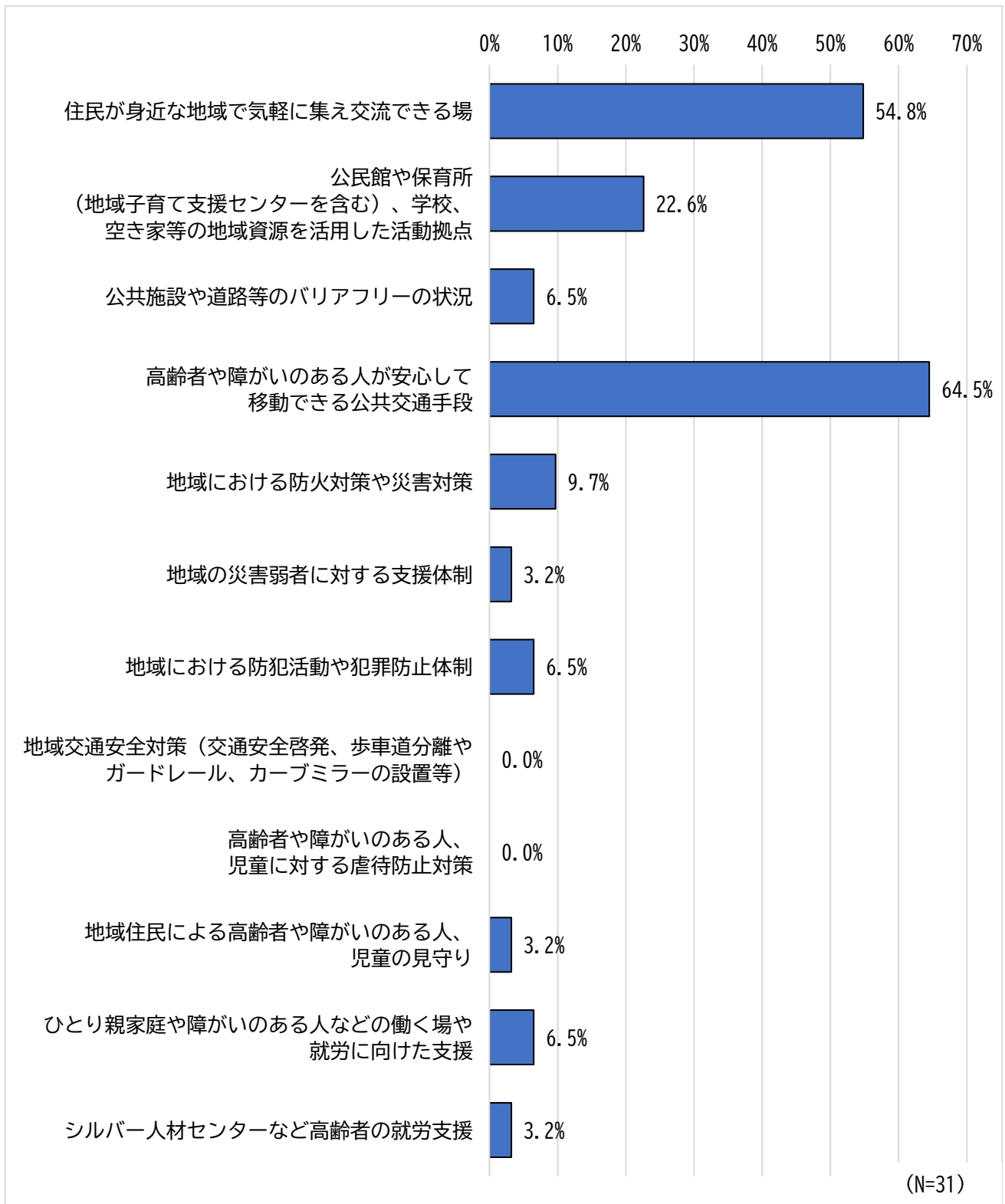
問「ともに助け合い、支え合う地域づくり」について重要なもの（〇は2つまで）



問「地域で支え合う仕組みづくり」について重要なもの（〇は2つまで）



問「誰もが安心して生活できるまちづくり」について重要なもの（○は2つまで）



問 災害時、高齢者や障がいのある方に対する避難の支援活動を円滑に実施するため、地域社会ではどのような取り組みが必要だと思われますか。

《自由記述の要点》

- 普段からのネットワークの構築。小地区（区役員・消防・民生委員・児童委員・福祉施設など）にて情報の共有を行う。
- 支援の必要な方の把握。高齢者や障がいのある方の把握と共有。個人情報保護の関係で避難が必要な方々の情報がないという現状の改善。
- 災害時に「誰が支援して、どこへ避難したらよいか」を日頃より把握しておく。対象者と支援者がしっかり話し合っ、誰が介助してどこに避難するかを決めておく。一定の区域ごとで訓練やシミュレーションを繰り返していく必要性。
- 近所の方との会話、いろんな話が気軽にできるつながり。地域の中で普段から顔を合わせる機会をつくること（コロナ以降減少している）。
- 避難場所のバリアフリー化。民生委員・児童委員や地域住民に行政が頼りすぎず、行政も住民と一緒に支援活動に関わる。

問 高齢者や障がいのある方、子どもへの虐待が社会問題となっています。虐待の未然防止・早期発見のために、地域社会ではどのような取り組みが大切だと思われますか。

《自由記述の要点》

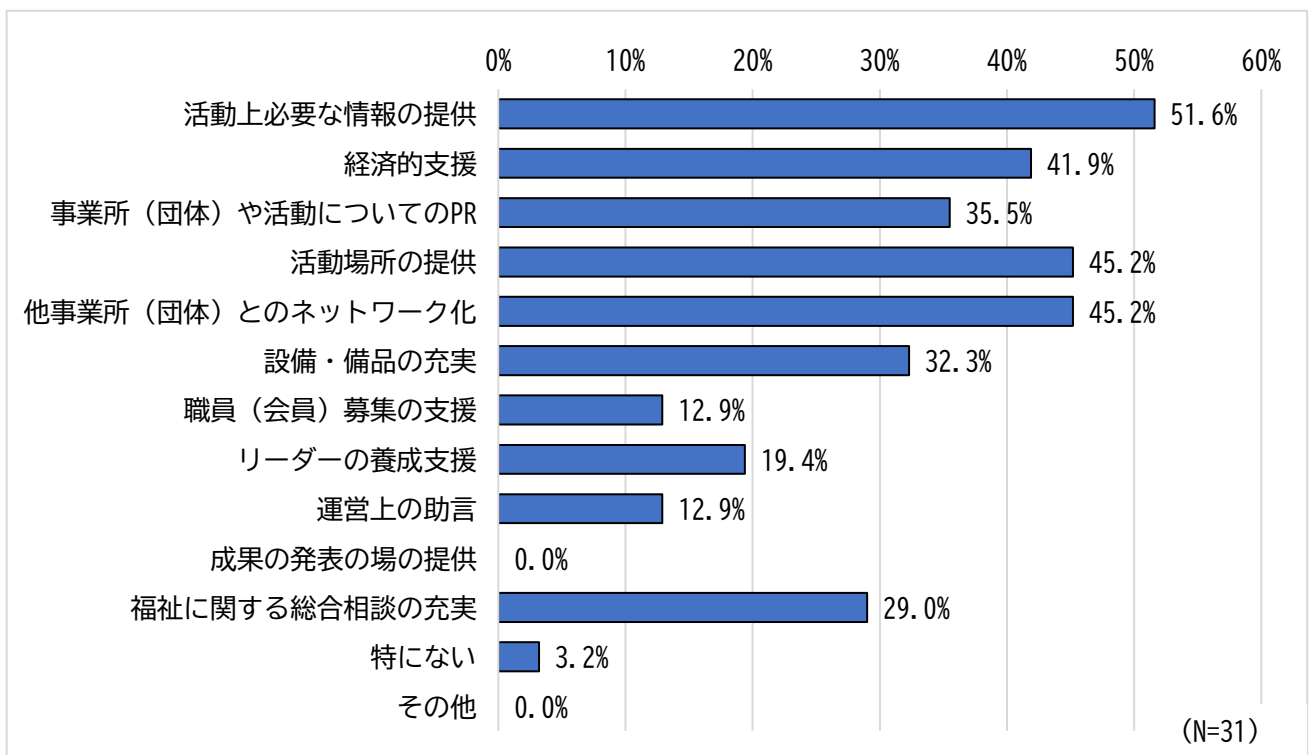
- 虐待に気付くためには、普段から関わりを持っていなければ分ならず、地域で互いに顔を合わせ、声を掛け合える環境づくりが必要。日頃からの挨拶や会話を心がけること、近隣に関心を持ちコミュニケーションを図ることが大切。
- 地域の交流機会が極端に減り、人と人とのつながりが希薄になっている現状がある。地域によっては老人会などが消滅しており、顔の見える関係がないと発見や助け合いは困難であり、時には「おせっかい」も必要。
- 困ったときに相談できる場所や窓口を確保し、その窓口の周知と啓発を行う必要がある。また、どこに、誰に連絡をしたらいいのか（夜間・昼間）を明確にすることも課題。
- 民生委員・児童委員や福祉委員による日頃の見守り活動に加え、地区内をウォーキングする人など、地域住民を取り込む連携が大切。
- 虐待のボーダーラインの吟味の重要性や、障がい者虐待に関する啓発活動、通報義務の周知が必要。

問 高齢者や障がいのある方、子どもの権利擁護のために、どのようなことが必要と考えますか。

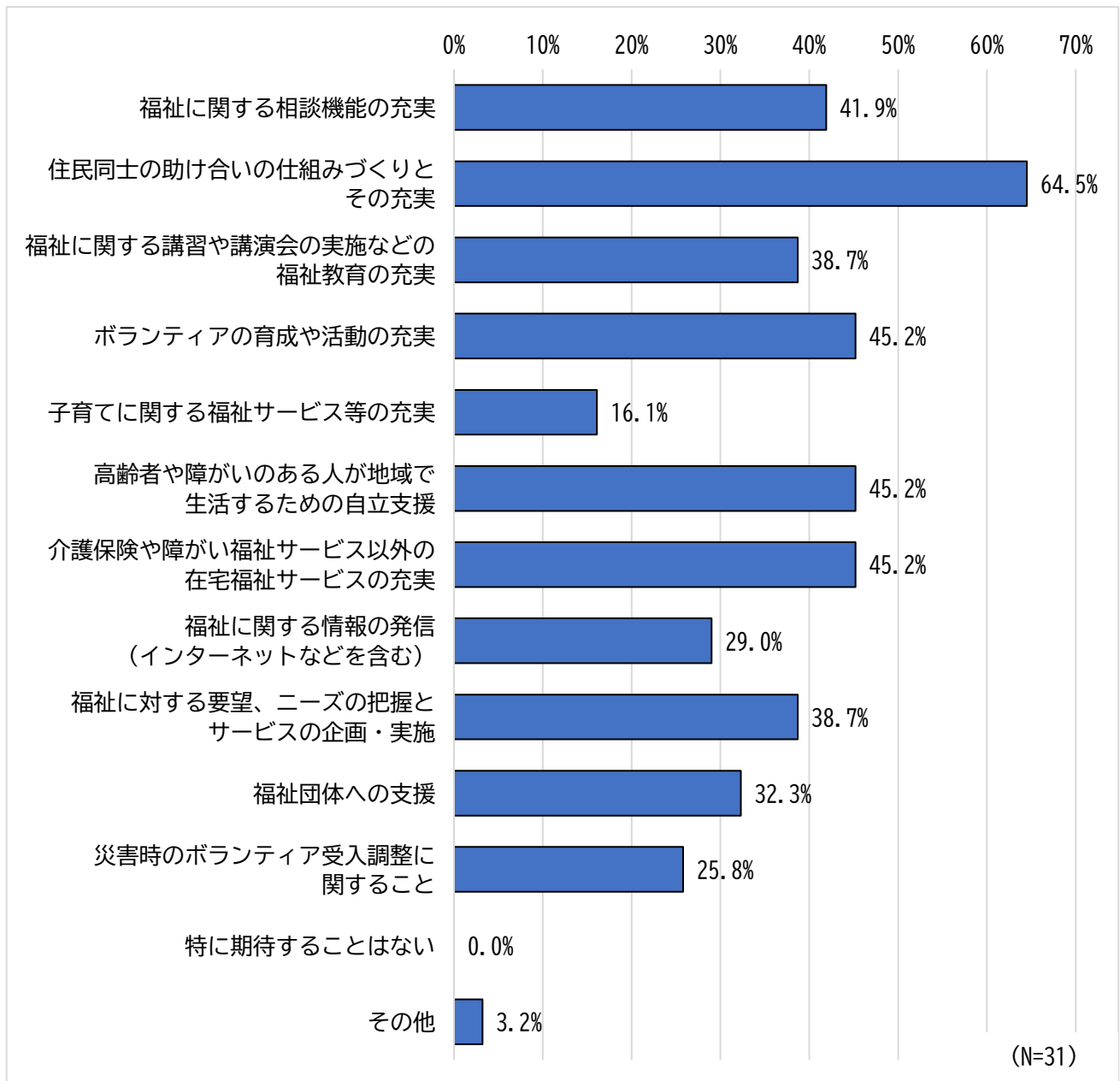
《自由記述の要点》

- 本人の意思を尊重し、話をよく聞き、無理強いをしないことが重要。日常生活を営む上で判断が困難な場合に、本人にとってより良い決定ができる支援をすることや、サービス利用等の情報を提供することが必要。
- 行政に携わる方々が、高齢者や障がい者施設を見学し、現状を知ることが第一歩。また、「能勢町で住民一人ひとりが大切にされているか」を示すため、子育て支援だけでなく、高齢者や障がいのある人への様々な支援策を充実させるべき。
- 成年後見制度などの周知と啓発、幼児から大人まで知識や認識の向上を図り、権利擁護のためのまちづくりを進めるべき。
- 人として尊重され、人を思いやる意識を育むこと、弱者、強者はなくみんな平等だと思えるような環境づくりが必要。
- 機会があるたびに一緒に活動し、心を通わせることを増やしていくこと。見守り、相談支援事業を充実させること。

問 貴事業所・貴団体が活動をしていくうえで町に望むことはどのようなことですか。
(〇はいくつでも)



問 能勢町社会福祉協議会に今後、どのようなことを期待しますか。(〇はいくつでも)



問 その他、平素から地域福祉の推進に必要不可欠と感じているものがあれば、ご記入ください。

《自由記述の要点》

- 福祉の推進には若い世代のマンパワーが不可欠であり、能勢へ移り住む人が増えるよう、魅力ある取組を町が行い、人材確保につなげるべき。介護・福祉事業所で働く人の確保も課題。
- 移動手段がないと様々な活動ができなくなり、心身機能の低下や生きがいを失う状況は地域福祉の後退であり、町としてきちんと取り組んでほしい。
- 近隣同士の開かれた付き合いや助け合いが大切であり、地域コミュニティの閉鎖化に対処するため、区役員、消防、民生委員・児童委員、CSW、福祉施設などの連携が必要。
- 地域福祉を継続するための仕組み（お金、人材）が必要であり、資金が続かなければ活動を維持できなくなるという現実的な不安がある。
- 住民の考えや行動がなければ地域福祉は進まないため、無償で活動している住民の力を生かしてほしい。また、福祉施設には専門職（介護福祉士、社会福祉士、看護師、栄養士など）が多数いるため、町のサービスの一端を担えるよう活用してほしい。
- 独居でない高齢者や、子どもと同居していても日中一人になる高齢者への支援、高齢夫婦二人とも支援が必要なのに介護認定がおりない家庭への対応など、きめ細かな支援が必要。



6. 地域福祉の課題

第4次能勢町地域福祉計画の実績やアンケート結果を踏まえて、本町の地域福祉を取り巻く課題について、次のとおりまとめました。

(1) 地域のつながり

本町では、大阪府内でも特に急速な人口減少と高齢化に直面しており、核家族化、世帯人数の減少も見られます。仕事を退職したことによる職場でのつながりや、家族間のつながり、そして人口減少による地域でのつながりが希薄化していると考えられます。

加えて、コロナ禍は地域での活動に大きな制約をもたらし、町や地域の行事などが中止となり、交流機会が大きく減少しました。コロナ禍が終わり、中止となっていた行事などが徐々に再開されているものの、交流機会は以前の水準には戻ってきていないのが現状です。

今後は、以前と比べると希薄化しているものの、都市部と比較した強みである地域のつながりを生かしながら、住民が主体となった地域での見守りや支え合いを通じて、地域コミュニティを中心とした地域活動を再び構築していくことが求められます。

ただし、住民アンケートでは、地域の行事や活動への参加に負担感があると回答された方が多くありました。また、参加機会がないと回答された方もあったことから、地域の活動に参加しやすい環境を整えることで、地域活動の輪を大きくする必要があります。

(2) 移動手段の確保

住民アンケートでは、地域福祉の推進のために移動手段の確保が重要との声が多く上がりました。本町は自家用車を活用すれば京阪神の大都市へのアクセスは比較的良好ですが、商業施設や医療機関などの生活インフラが少なく、また地域により偏りがあるため、町内外への移動が必要となります。

これまでは自家用車で移動していた方が、加齢に伴う運転機能の低下などを理由に、運転免許を返上される方が増加しており、本町においてはその傾向が顕著です。また、学生にとっては、学校への通学のために移動手段が必要となります。

本町では、社会福祉協議会による交通空白地有償運送に加えて、地域の交通手段として、令和6年度から乗合タクシーが本格運行されています。今後とも住み慣れた本町に暮らし続けることができるよう、安心できる暮らしとまちづくりを支える移動手段の充実が必要です。

(3) 生活課題の複合化・複雑化とニーズに即した相談支援につなぐ仕組み

人々のつながりが希薄になってきたことにより、地域における支援力が低下し、社会的孤立、8050問題、ダブルケア及びヤングケアラー等の生活課題が複合化、複雑化しているケースが見受けられます。

住民アンケートでは、相談や助けを求めることについて、ためらいを感じるとの声が上がりました。ためらいを感じる理由として、身近な人に相談したくないと回答された方もいました。また、本町には各種相談窓口や専門職が配置されていますが、相談のハードルが高いという声もありました。加えて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職の認知度が低いことの回答もありました。

悩みを抱える方がためらいなく相談できるとともに、支援が必要な人を適切な支援に確実につなげていく必要があります。

(4) 災害時の支援体制

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しています。いつ起こるか分からない災害に備えるには、日ごろの準備が重要です。

住民アンケートや事業所・団体アンケートでは、災害への備えを特に行っていないという意見が多くありました。避難先の把握や災害持出品の備蓄などを行い、自分の安全は自分で守る「自助」を進めることが重要です。

また、高齢者や障がいのある方など、災害時に一人で避難できない人が地域にはおられます。災害時にこそ地域での協力が必要です。要支援者情報を支援者で共有することにより、自主防災組織や消防団などが主体となり、避難訓練などを地域ぐるみで行う「互助」、「共助」に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画では、第4次計画における基本理念を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が「地域の主役」として参画し、地域で活用できる資源を発掘し、文化や経済等、様々な活動への参加によって、「助け愛（あい）、支え愛（あい）の精神」により、人と人が支え合い助け合う仕組みを創り上げ、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができるまちづくりを進めることが大切であると考え、基本理念を次のように掲げます。

ふれあいと生きがいのあるまち のせ
～助け^{あい}愛、支え^{あい}愛による地域福祉力の向上～



2. 計画の視点

第5期大阪府地域福祉支援計画では、以下の地域福祉推進に向けた原則が定められています。本町においても、この原則を本計画の視点として取組を進めていきます。

(1) 人権の尊重と住民主体の福祉活動

- 住民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。
- 国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV陽性者、ハンセン病回復者、LGBTQ+などに関わる問題や同和問題（部落差別）などの様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、全ての人々が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組めます。
- そして、そうした取組のもと、住民が自ら考え、自ら活動する、住民主体による福祉活動を通じて、孤立や排除のない全ての人が幸せに暮らすことのできる地域社会の醸成を目指します。

(2) ソーシャル・インクルージョン

- 地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人や、社会から排除されている人の存在を認識し、同じ社会の構成員として認め合い、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- 多様な主体による地域コミュニティの再構築と公民協働の関係の構築に取り組んでいきます。

(3) ノーマライゼーション

- 全ての人々が地域において、自分の意思で当たり前の日常生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- 地域住民による地域社会づくりへの積極的参加を促し、福祉について理解・関心を深めていきます。

3. 地域福祉の担い手と役割

「住民」「地域」「行政」の各主体が連携・協働し、それぞれの主体が持つ特性や資源を生かして、地域の課題解決に取り組み、地域共生社会の実現を目指した地域福祉活動を展開します。

(1) 住民(地域福祉の主人公)

住民は、地域福祉の最も身近な担い手であり、地域福祉の主人公です。

- 主体的な参加

自分たちの暮らしをより良くしていくために、福祉に関する活動や話し合いに積極的に参加することが求められます。

- 支え合い、助け合い

近隣の人々との日常的な交流を通じて、できる範囲で手助けをしたり、また自身が困ったときには手助けを求めるなど、互いに支え合う意識を持つことが大切です。

- 地域の課題への関心

高齢者や障がい者、子育て世代など、様々な立場の人々が抱える課題に関心を持ち、自分ごととして捉える視点が必要です。

(2) 地域(社会福祉協議会、事業所、団体、地区等)

地域は、特定のエリアに住む住民の集まり(地区)だけでなく、社会福祉協議会をはじめとした関係団体、事業所等を指し、住民の自発的な活動を支え、地域全体の福祉力を高める役割を担います。

- つながりの場の提供

住民同士が交流できるサロン活動、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり、高齢者の見守り活動など、地域の実情に応じた多様なつながりの場を創出・運営します。

- 課題の把握と解決に向けた取組

地域の中で困りごとを抱える住民を早期に発見し、必要な支援につなげたり、地域で解決できる課題については地域住民が主体となって取組を進めます。

- 多様な主体との連携

各地区、民生委員・児童委員、ボランティア団体、企業など、地域の様々な団体や組織が連携し、それぞれの強みを生かした福祉活動を展開します。

(3) 行政

行政は、地域福祉を推進するための基盤を整備し、公的なサービスを提供する役割を担います。住民や地域活動を後方から支援することで福祉課題に対応します。

- 計画の策定と推進

能勢町地域福祉計画をはじめとする関連諸計画を策定し、住民や地域の意見を取り入れながら、実情に合った福祉施策を計画的に推進します。

- 情報提供と相談支援

福祉サービスに関する情報提供を積極的に行い、住民からの相談に丁寧に対応し、適切な支援やサービスにつながるようサポートします。

- 人材育成と活動支援

地域で福祉活動を担う人材の育成や、住民・地域団体が行う自発的な活動への支援を行います。

- 関係機関との連携強化

社会福祉協議会、大阪府をはじめとする行政機関、医療機関、教育機関、警察など、様々な関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制を構築します。

- 公平性と持続可能性の確保

誰もが安心して暮らせるよう、公平なサービス提供に努めるとともに、財政的な持続可能性を考慮した福祉施策を展開します。



4. 基本目標

基本目標1 ともに助け合う

住民一人ひとりが孤立することなく、日常生活の中で「困ったときはお互いさま」の助け合い、支え合える地域づくりを目指します。性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として自分らしく、安心して暮らせるよう、顔の見える関係性を育み、いざというときに頼り合えるつながりを深めます。

つながる心、育む絆、あなたの“困った”に寄り添う助け合いのまち

基本目標2 地域で支え合う

専門職や関係機関だけでなく、住民、地域団体、事業所、学校など地域の多様な主体がそれぞれの役割と強みを生かし、連携・協働することで、地域全体で福祉課題を解決し、支え合う仕組みづくりを目指します。個別課題だけでなく、地域全体の課題にも向き合い、住民の主体的な活動を促進します。

ちいさな“できる”が、おおきな“支え”に。協働連携でつくる支え合いのまち

基本目標3 誰もが安心して生活できる

年齢や障がい、経済状況などにかかわらず、いかなる状況にある人も、必要なときに必要な支援を受けることができ、多岐にわたる複合的な課題を包括的に解決できる相談支援体制の確立を目指します。相談者が抱える複合的な課題に対し、たらい回しにされることなく、ワンストップで、かつ継続的に寄り添った支援の提供を推進します。

一人で抱え込まないで。いつでも、だれでも、ワンストップの相談

5. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふれあいと生きがいのあるまちのせ く助け愛(あい)、支え愛(あい)による地域福祉力の向上</p>	<p>基本目標 1 ともに助け合う</p>	<p>(1) 尊重し支え合う意識づくり (2) 福祉人材の確保と育成 (3) 見守り体制の強化</p>
	<p>基本目標 2 地域で支え合う</p>	<p>(1) 交流の場の充実 (2) 地域活動の支援 (3) ボランティア活動の推進 (4) 情報提供の充実</p>
	<p>基本目標 3 誰もが安心して生活できる</p>	<p>(1) 包括的な支援体制づくり (2) 生きづらさを感じる人への支援 (3) 住民の権利を守る体制づくり (4) サービスの質の向上 (5) 地域ぐるみの防災活動の推進</p>

第4章 施策の展開

基本目標1 とともに助け合う

(1) 尊重し支え合う意識づくり

■ 取組の方向性

- 地域福祉の必要性や共助の精神を啓発し、住民の理解と関心を深めます。
- 世代間交流を促進するイベント、ワークショップなどを企画し、住民同士の顔の見える関係性を構築します。
- 支援が必要な方への理解を深め、お互いを尊重し、地域で支え合う関係づくりを支援します。

■ 施策の展開

① 地域のつながりづくり

- あいさつや声かけ、地域の行事や伝統行事などを通じてつながりをつくる。
- 子どもから高齢者まで助け合い、支え合いのできる関係をつくる。

② お互いを尊重し合える環境づくり

- お互いを尊重し合うために、お互いのことをよく知る。
- 高齢者、障がいのある人や子どもなど支援を必要とする人、外国人、LGBTQ+の方等への理解を深める啓発活動を実施する。

住民が行うこと

- あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行う。
- ひとり暮らしの高齢者や転入者などに声をかけ、親しくなる。
- 子どもも大人も地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験する。
- 高齢者、障がいのある人や子どもなどの支援が必要な人、外国人、LGBTQ+の方等への理解を深める。

地域が行うこと

- 地域のイベントや伝統行事などの地域活動を企画し、住民にPRする。
- 地域活動に参加する機会が少ない人が参加しやすくなるよう配慮する。
- 高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人が安心して生活できるよう、住民による助け合い活動を展開する。

行政が行うこと

- 支え合い、助け合いによる地域福祉の重要性を啓発する。
- 住民相互や関係団体が活動する場の創出を支援する。
- 高齢者、障がいのある人や子ども家庭などの支援が必要な人、外国人、LGBTQ+の方等への理解を深めるための啓発活動や交流機会を創出する。

■ 将来の姿

多様な人々がお互いの人格や個性を認め合い、助け合う「共生社会」や「インクルーシブ社会」の実現を目指す住民意識が醸成されています。

(2) 福祉人材の確保と育成

■ 取組の方向性

- 福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えるため、情報の発信や学習機会の提供を行い、人材確保につなげます。
- 福祉専門職を対象とした研修機会の充実や、多職種連携を促進する場を設定し、質の高い支援を提供できる人材を育成します。
- ボランティアコーディネーターの育成や、地域の課題解決に取り組む住民リーダーの発掘・育成を支援し、多様な担い手を確保します。

■ 施策の展開

① 福祉分野の人材の確保・育成

- 地域福祉に関する講座・研修会等の提供により、人材の育成・確保に努める。

② 地域や学校における福祉教育の充実

- 住民・関係機関が連携した地域での福祉教育の充実を支援する。
- 学校と団体・施設等が連携した社会貢献活動の場を充実する。

住民が行うこと

- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこと（我が事）として捉え、地域福祉活動（ボランティア活動等）に参加する。
- 福祉施設の見学や各種講座、研修などに参加して理解を深め、そこで得た知識等を活動に生かす。
- 資格を有する人は、その専門性を生かして積極的に活動する。

地域が行うこと

- 福祉体験の場として、児童生徒や地域の人の見学など受入れに協力する。
- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的に PR し、活動への参加を呼びかける。
- 地域活動を通じた後継者の育成や、地域活動を活発にするためのリーダーの育成を行う。
- 職員等に対し研修等を実施し、資質向上を図る。

行政が行うこと

- 地域福祉に関する研修や講座・学習機会等を提供したり、事業者や地域が行う福祉教育を支援したりすることで、地域活動のための人材発掘やリーダーの育成に努める。
- 職員等に対し研修等を実施し、資質向上を図る。
- 地域福祉の担い手となり得る団体、各地区、NPO、事業者等の相互連携を支援する。

■ 将来の姿

地域住民の多様な生活課題を解決するために、福祉専門職や、地域活動に積極的に関わる住民、NPO・地域団体関係者、行政職員など、多様な主体が活躍しています。

(3) 見守り体制の強化

■ 取組の方向性

- 高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人が、安心して暮らすことができるように、地域住民が主体となった見守り体制を整備します。

■ 施策の展開

① 地域における見守り体制づくり

- 民生委員・児童委員、福祉委員などが行う見守り訪問活動や、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などが行う相談活動が円滑に実施できるよう支援する。
- 見守り訪問や相談活動を行う関係機関や団体の連携をより一層進め、地域の見守り体制を強化する。

住民が行うこと

- 日頃からのあいさつや声かけなど、周囲の人との会話や近所づきあいを行う。
- 高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人が地域から孤立することのないよう、普段の日常生活から「ちょっとしたこと・さ細な変化」に気付く。

地域が行うこと

- 小地域ネットワーク活動の見守り活動やサロン活動を充実させ、高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人を見守りながら、地域からの孤立を防ぐ体制の強化を図る。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携強化を図る。
- 地域の子どもたちの通学路等を見守りを行う。

行政が行うこと

- 高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人への訪問活動や安否確認などを地域の住民や関係団体・事業者等と連携し取り組む。
- 地域の子どもたちの通学路の見守り体制を強化するための支援を行う。

■ 将来の姿

地域住民が主体となり、民生委員・児童委員、地域団体や関係機関などが連携し、日常的な見守り活動が展開されています。



オレンジカフェのせ



民生委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）啓発チラシ

基本目標2 地域で支え合う

(1) 交流の場の充実

■ 取組の方向性

- 多世代が交流でき、気軽に集える場を創出します。
- 関係団体等が行うイベントの開催や情報発信を支援します。

■ 施策の展開

① 交流の促進

- 年齢・性別・国籍・障がいの有無を問わず、誰もが参加できるイベントを開催する。

② 各福祉団体や福祉施設等の連携による交流

- 行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会をつくり、それぞれの活動への理解を深める。

住民が行うこと

- 町や福祉団体・施設等が開催するイベントへ積極的に参加する。
- 隣近所で声をかけ合い、世代間での交流を図っていく。
- 自身が培った経験を活用し、福祉活動へ参加する。

地域が行うこと

- 福祉施設等において、施設利用者と地域住民が交流できる機会をつくる。
- 世代間交流活動やサロン活動といった地域住民が交流できる居場所を提供する。
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ伝承する場をつくる。

行政が行うこと

- 誰でも参加できるイベントを開催し、地域住民の交流を図る。
- 高齢者、障がいのある人や子育て家庭などを対象としたイベントを開催し、ひきこもりがちな人の参加を促し、同じ悩みを持つ人が集まる機会を提供する。
- 地域資源である福祉団体・施設等で地域交流ができる仕組みづくりに取り組む。
- 学校や福祉団体・施設等と地域との交流機会を作り、相互理解を深める。

■ 将来の姿

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に立ち寄ることができ、多様な住民の交流が行われています。

(2) 地域活動の支援

■ 取組の方向性

- 地域のつながりの大切さや地域活動の良さなどを普及啓発するとともに、活動への参加を促進します。
- 地域コミュニティによる支え合い活動を支援します。
- 地域活動が、より発展的な活動になっていくよう、関連情報の提供を積極的に行います。

■ 施策の展開

① 様々な団体のつながりづくり

- 福祉関係者を対象とする研修会、講演会を開催し、地域団体相互の交流・連携を支援する。

② 福祉施設等の事業への参加促進

- 福祉施設等が開催する事業の周知を行うことで、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度を高める。

住民が行うこと

- 地域で高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人がいれば積極的に支援を行うとともに、地域福祉活動への参加を積極的に呼びかける。
- 町の様々な施策に目を向け、自分たちが暮らす地域は自分たちで良くするという意識を持つ。
- 地域の行事や活動に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになる。

地域が行うこと

- 地域福祉に関わる活動内容を積極的に広報する。
- 高齢者が地域福祉活動に参加できる仕組みづくりを行う。
- 福祉サービスの提供以外にも、地域との交流を積極的に持つよう努め、世代間交流活動など、住民相互のふれあいが活発になるよう活動を進める。
- 住民の意見を反映した地域福祉活動を推進していくために、住民の声を拾い上げる仕組みづくりに努める。

行政が行うこと

- 定期的に住民や関係団体等から意見を聞く機会を持ち、課題を明らかにする。
- NPO・ボランティア団体などが行う地域活動に関する広報に努める。
- 地域住民や関係団体などが地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援する。
- 様々な課題を持つ当事者相互の交流の場を設け、お互いに支え合えるよう支援する。
- 地域団体の担い手確保のため、活動しやすい環境づくりへの支援を行う。

■ 将来の姿

住民が主体となって、地域の活性化や課題解決のための様々な活動が活発に展開されています。

(3) ボランティア活動の推進

■ 取組の方向性

- 社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能を強化し、多様なニーズに応じたボランティア活動の機会を創出し、住民が気軽に参加できる仕組みを構築します。
- ボランティア養成講座の実施、活動に関する情報提供、活動中の相談支援などを行い、ボランティアの質の向上と定着を促進します。
- 企業や団体による社会貢献活動としてのボランティア活動を促進し、地域全体のボランティア力を高めます。

■ 施策の展開

① ボランティア講習会の実施

- より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう研修や講習会の充実を図る。

② ボランティアが活動しやすい仕組みづくり

- 若年者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備する。
- 町内で行われているボランティア活動の情報を提供し、支援を必要とする人につなげる。

住民が行うこと

- 高齢者、障がいのある人や子どもなど、支援が必要な人に対して「できること」を考え、実行する。
- 町やボランティア団体などが開催するボランティア講座などに参加する。
- ボランティア団体等との交流を通じ、ボランティア活動に関する知識や実践方法に対する理解を深める。

地域が行うこと

- ボランティア活動に関心のある地域住民が活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- イベントの企画において、幅広い世代が参加できるように内容の充実と工夫を図る。
- ボランティアセンターを拠点として、様々なボランティア団体や個人同士が、連携・協働関係の強化を図る。
- 地域住民にボランティア活動の魅力を発信する。

行政が行うこと

- 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの活動がより充実するよう支援する。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を受け入れる側と行う側のニーズをつなぐ調整機能を充実する。
- 社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に参加できるボランティア活動の仕組みづくりを充実する。
- ボランティア活動に関する情報提供を積極的に進め、地域住民の参加を促進する。
- 学校教育や社会教育の場におけるボランティア学習の機会を設ける。

■ 将来の姿

多様な住民ニーズに応じたボランティア活動の機会が創出され、多様な住民がボランティア活動に参加しています。

(4) 情報提供の充実

■ 取組の方向性

- 地域内の福祉サービス、相談窓口、イベント情報などを一元的に集約し、ウェブサイト、SNS、広報誌など、多様な媒体を通じて分かりやすく発信します。
- 高齢者、子育て世帯、障がい者など、対象者の属性やニーズに合わせた情報提供の方法を検討し、必要な情報が届くように工夫します。
- 地域包括支援センターや専門相談機関など、地域の様々な相談窓口について広く周知し、住民が気軽に相談できる環境を整備します。

■ 施策の展開

① 福祉サービスの情報の発信

- 福祉サービスの情報を広く発信し、支援の必要な人が適切に福祉サービスを選択できる体制を整備する。
- 情報入手が困難な人への配慮として「地域のつながり」を利用した情報提供により、誰もが適切に福祉サービスが受けられるよう配慮する。

② 地域活動等に関する情報の発信

- 地域団体や福祉施設等が行う活動等を情報提供するための支援を行う。

住民が行うこと

- 広報誌やホームページに加え、地域の施設や団体等の機関紙などから、福祉制度やサービスについて情報を得る。
- 高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人について地域での情報共有を行う。

地域が行うこと

- 支援が必要な人のニーズ把握に努め、適切に福祉サービスが受けられるよう情報提供に努める。
- 機関紙やホームページ等により積極的に情報を提供する。

行政が行うこと

- 広報誌、ホームページ、パンフレット、SNS 等の様々な広報媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、困ったときの相談先等についての情報提供を充実する。
- 障がいのある人については、障がい特性に応じた方法での情報提供に努める。
- 高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの防止、早期発見・早期対応につなげるため、情報提供に当たっては啓発月間等の機会を利用する。

■ 将来の姿

地域住民が必要とする情報が、いつでも、どこでも、簡単に、分かりやすく届けられています。



第7回 いきいき百歳体操交流大会
(令和7年7月3日)



広報「のせ」

基本目標3 誰もが安心して生活できる

(1) 包括的な支援体制づくり

■ 取組の方向性

- 複合的な課題を抱える個人や世帯に対する包括的な相談支援体制を構築します。
- 総合相談センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センターや基幹相談支援センターを中心に、医療、介護、障がい福祉、教育、雇用、住まいなど、関係機関との緊密な連携を図り、切れ目のない支援を提供します。
- 困難を抱える個人や世帯が自ら支援を求めにくい場合でも、積極的に訪問し、必要な支援につなげるアウトリーチ支援を強化します。

■ 施策の展開

① 多機関協働事業の実施

- 庁内各課や関係機関・団体などの連携を強化し、包括的な相談支援体制を構築する。

② アウトリーチの強化

- 支援が届いていない人に支援を届ける取組を強化する。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付けるための取組を行う。

③ 包括的な支援体制の強化(重層的支援体制整備事業の実施検討)

- 包括的な支援体制の強化を目指すため、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に実施することを目指した重層的支援体制を整備する。

住民が行うこと

- 困りごとや支援が必要な場合は、一人で抱え込まず、相談できる窓口に気軽に相談する。
- 広報やホームページなどをよく読み、関心を持って情報を得る。
- 地域の一員として、近所の方々とあいさつを交わしたり、困っている人がいれば声をかけたりするなど、日常的な交流を通じて緩やかな見守りや助け合いの関係を築く。

地域が行うこと

- 支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて関係機関に連絡・相談を行う。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民団体、企業など、地域の多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かした支援ネットワークを構築する。

行政が行うこと

- 地域包括支援センター、基幹相談支援センターの運営、多職種連携の推進、医療・介護・福祉サービスの質の向上など、包括的な支援体制の基盤整備を行う。
- 地域包括ケアシステムの目的や内容、利用できるサービス等について、住民や関係機関に分かりやすく情報提供を行い、理解を深めるための啓発を行う。
- 福祉サービスに係る専門職及びボランティアなど、地域を支える人材の育成と確保に積極的に取り組む。
- 住民、地域団体、医療機関、介護事業者、企業など、地域の多様な主体が連携し、協働で地域づくりを進められるよう、必要な支援を行う。

■ 将来の姿

様々な困難を抱えた住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、障がい福祉、教育、雇用、住まいなどのサービスが切れ目なく、一体的に提供されています。

(2) 生きづらさを感じる人への支援

■ 取組の方向性

- 生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー、依存症など、様々な生きづらさを感じる住民が孤立することなく、誰もが地域の一員として自分らしく、安心して暮らせる地域福祉を推進します。
- 生きづらさを感じる人が抱える複合化・複雑化した課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備します。また、相談から自立・社会復帰、回復まで、切れ目のない一貫したサポートを提供することを目指します。
- 医療、保健、教育、就労、住まい、福祉、警察など、様々な分野の専門機関や関係団体と緊密に連携し、多角的な視点から支援を行います。
- 困難を抱える個人や世帯が孤立しないよう、地域での見守りや声かけを通じて課題の早期発見に努め、速やかに必要な支援につなげる仕組みを構築します。
- 誰もが安心して過ごせる居場所や交流の機会を創出し、社会とのつながりを再構築することで、自立した生活や社会参加を促進します。
- 住民一人ひとりの人権を最大限に尊重し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合える社会を目指します。
- 学生、高齢者など自動車を運転できない方をはじめとした住民の移動手段の確保に努めます。
- 生きづらさを感じる人への支援として、本計画に包含して策定する「能勢町自殺対

策計画」(本計画 P.95)及び「能勢町再犯防止計画」(本計画 P.97)に基づき、計画を推進します。

■ 施策の展開

① 相談支援窓口の設置・運営と強化

- 属性を問わず、様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置・運営し、多職種連携を推進する。
- 専門職による伴走型の相談支援を提供し、たらい回しにすることなくワンストップで継続的に寄り添った支援を推進する。
- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのある人の自立に向けた支援を大阪府箕面子ども家庭センターと連携して実施する。

② 居場所と交流機会の創出

- ひきこもり当事者や家族向けのサロンや子ども食堂、地域住民が気軽に集える交流の場などを提供し、社会とのつながりをつくる機会を増やす。

③ 普及啓発と人材育成

- 困難な状況にある人々への理解を深めるための啓発活動を強化する。
- 相談支援を担うゲートキーパーや福祉人材の育成を継続的に実施する。

④ 移動手段の確保

- 安心できる暮らしとまちづくりを支える公共交通の利用促進に努める。
- 公共交通が将来に向けて持続的、安定的に提供できるよう、公共交通を守り、育てていく意識の醸成を図る。

住民が行うこと

- 支援が必要な人の意思を尊重し、地域の一員として温かく受け入れる。
- 近隣の人々との日常的な交流を通じて、困難を抱えている可能性のある人や孤立している人に「こころのサイン」や「小さな変化」に気付き、温かく見守り、声かけを行う。
- 困っている人や支援が必要な人を見かけた場合、一人で抱え込まず、地域の相談窓口や民生委員・児童委員、専門機関へ情報提供したり、相談を勧める「ゲートキーパー」の役割を担う。
- 生きづらさを感じる人に関する正しい知識を持ち、これらの問題に対する偏見や誤解をなくすよう努める。
- 公共交通や地域、関係団体が運営する移動支援を利用する。

地域が行うこと

- 民生委員・児童委員、福祉施設、学校、医療機関など、地域の多様な主体が連携し、見守りネットワークを強化することで、困難を抱える世帯や孤立している人を早期に発見し、適切な相談窓口や専門機関へつなげる。
- 子ども食堂、ひきこもり当事者や家族が安心して過ごせるサロン、多世代が交流できるイベントなど、地域の実情に応じた居場所や交流の機会を創出・運営する。
- 生きづらさを感じる人に対する地域住民の理解を深め、偏見をなくす啓発活動を行う。
- 地域の支え合いを実践し、移動手段を確保する。

行政が行うこと

- 相談対応を通じて、必要に応じ各課題に特化した専門相談窓口へつなぐ。
- 大阪府箕面子ども家庭センター等と連携し、生活困窮者の自立に当たっての問題に関する相談体制の充実を図る。
- 福祉サービスや相談窓口に関する情報を発信し、住民の理解を深めるための啓発活動を行う。
- 地域福祉を担う人材（ゲートキーパー、ボランティアコーディネーター、福祉専門職など）の育成や確保に積極的に取り組み、研修機会の充実を図る。
- 能勢町の公共交通やその他の移動支援を周知することで、利用促進を図るとともに、利用者である地域住民が主体となって、公共交通をみんなで創り、守り、育てる意識の醸成に努める。
- 移動手段における地域の支え合いの仕組みを構築する支援を行う。
- 保護司会や更生保護女性会等と連携し、再犯防止に関する普及啓発活動を行い、地域社会の理解と協力を促進する。

■ 将来の姿

生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー、依存症など、様々な生きづらさを感じる住民が孤立することなく、誰もが地域の一員として自分らしく、安心して暮らすことができている。

(3) 住民の権利を守る体制づくり

■ 取組の方向性

- 認知症高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な方の財産管理や権利擁護のため、成年後見制度の利用を促進し、相談支援を行います。
- 高齢者などを狙った悪質商法や詐欺被害を未然に防ぐため、消費生活センターや警察と連携し、情報提供や啓発活動を強化します。
- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の早期発見・早期対応のため、関係機関との連携を強化し、通報・相談体制の周知と専門職の資質向上に努めます。

■ 施策の展開

① 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用に関わる施策の計画的な推進に努める。
- 認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の権利を擁護する仕組みとしての成年後見制度の周知及び利用を促す。

② 虐待やDVを見逃さないネットワークの強化

- 民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の早期発見に努める。
- 虐待防止センターにおいて、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整備する。

③ 日常生活自立支援事業の推進

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知と利用を促す。

住民が行うこと

- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに関係者・関係機関に通報・相談する。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を把握し、支援につなげていくよう努める。

地域が行うこと

- 認知症や障がいなどにより判断能力に不安のある人の権利を擁護する。
- 福祉サービス利用者や相談者の人権を守り、成年後見制度等の活用を含めて権利擁護制度の利用を促進する。

行政が行うこと

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等、権利擁護のための制度を広報し、利用促進を図る。
- 虐待発生時の体制整備を図るとともに、虐待防止センターや地域包括支援センター、児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いちはやく））等、相談先の周知を図る。
- 地域住民や福祉サービスの提供事業者、医療機関等が協力して虐待の早期発見のためのネットワークを確立する。
- 虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止等の人権啓発活動を行う。

■ 将来の姿

子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする住民が、虐待や人権侵害から守られ、地域で共に生きることが実現しています。

（４）サービスの質の向上

■ 取組の方向性

- 福祉サービス従事者の専門知識・技術の向上を目的とした研修機会を提供します。
- 福祉サービスの選択に役立つ情報を積極的に提供することで、利用者の選択権を尊重します。

■ 施策の展開

① 適切な福祉サービスを選択・活用できる仕組みづくり

- 福祉施設の職員等のスキルアップに向けての研修会や事例収集等に取り組む。
- 提供されている多くの福祉サービスの中から、利用者が適切なサービスを選択し、利用できるような仕組みづくりを図る。

② 福祉サービスの提供事業者等の連携

- 高齢、障がい、児童の各分野において、各福祉サービス事業者、関係機関の連携を促進し、支援を必要とする方に対し、適切に福祉サービスが提供されるよう総合調整する仕組みづくりを行う。

住民が行うこと

- 悩みや困りごとを家族・個人だけで抱えこまず、周囲に相談することを心がける。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談する。
- 町や福祉サービス事業者に対して、積極的にサービスに対する意見を伝える。

地域が行うこと

- 福祉サービスの提供事業者は、職員等の資質向上を図る。
- 他の事業者や関係機関、地域団体等との連携強化・情報共有を図る。

行政が行うこと

- 福祉サービス従事者の資質向上を支援する。
- 福祉サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握し、福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくりを行う。

■ 将来の姿

福祉サービスの質向上を目指す取組が展開されるとともに、福祉サービスの選択に役立つ情報が提供されることによって、利用者の選択権が尊重されています。

(5) 地域ぐるみの防災活動の推進

■ 取組の方向性

- 災害時に支援が必要な住民（高齢者、障がい者、乳幼児など）の情報を把握し、地域住民による見守りや避難支援の体制を整備します。
- 各地区で実施する防災訓練に、より多くの住民が参加できるよう啓発し、地域全体の防災意識を高めます。
- 災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な方を受け入れる福祉避難所の充実を図り、必要な物資の備蓄を行います。

■ 施策の展開

① 緊急時・災害時の支援体制づくり

- 災害時に支援が必要な人を把握する。
- 災害時の救助や安否確認を迅速に行える体制を構築する。

住民が行うこと

- 地域内の危険な場所を確認しておき、身近な人と共有する。
- 自主防災活動や避難訓練に参加する。
- 避難に支援が必要な人は、避難行動要支援者名簿への登録を申し出る。
- 高齢者、障がいのある人や子どもなど、避難支援が必要な人などが隣近所にはいないか、近隣づきあいを通じ把握し、災害が発生した場合の救助に協力する。

地域が行うこと

- 町内の福祉施設や福祉サービスの提供事業者は、行政や住民と協力し、緊急時の避難誘導を行う。
- 福祉施設等においては、災害時の避難誘導體制の確認と確保に努める。また、災害時における福祉避難所としての活用について検討を進める。
- 自主防災組織の立ち上げや避難行動要支援者名簿に基づく避難訓練を行う。

行政が行うこと

- 災害時に避難支援が必要な人を把握し、住民や関係団体、事業者等と連携した緊急連絡体制、支援体制を強化する。
- 避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練などの地域における自主防災活動を支援する。

■ 将来の姿

災害時に支援が必要な住民を把握し、地域ぐるみの見守りや避難支援の体制が整備されることで、誰もが安全に暮らせる地域づくりが行われています。



乗合タクシー



ふれあい号（交通空白地有償運送）



要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会（令和7年9月30日）

能勢町自殺対策計画

■ 計画策定の背景と趣旨

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、その結果、日本国内の自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で令和 2 年には 11 年ぶりに増加しました。また、人口 10 万人当たりの自殺による死亡率は、依然として、G7 諸国の中で最も高いことから、非常事態が続いていると言わざるを得ません。

加えて、子どもの自殺数は令和 6 年には平成 30 年と比較して、約 43%増加しており、10 代における死亡原因の第 1 位が「自殺」であるのは G7 で日本だけです。

本町では平成 30 年度に「能勢町自殺対策計画」を策定し計画を推進してきましたが、地域の実情に即した自殺対策を横断的に推進するため、同計画を「能勢町地域福祉計画」に包含し策定します。

■ 基本理念

一人ひとりのいのちが大切にされるとともに、ふれあいと生きがいのあるまち

■ 施策の展開

① 地域におけるネットワークの強化

医療、保健、生活、教育、労働等に関する総合相談等、様々な関係機関のネットワークを強化します。

② 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成を行います。

③ 住民への啓発と周知

こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、自殺や精神疾患に対する正しい認識を広げるための啓発に取り組みます。

④ 生きることの促進要因への支援

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

⑤ 子ども・若者への支援

「生きることの包括的な支援」として子どもや若年層に対する支援を行います。特に増加傾向にある子どもの自殺対策を推進するため、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。

⑥ 障がい者への支援

障がいがある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる合理的な配慮が行き届く社会の実現を目指します。

⑦ 高齢者への支援

高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加など、生きることへの包括的な支援を行います。

⑧ 生活困窮者及び働いている人への支援

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

働いている方についても、過労、失業、病気、介護等によりこころの健康を損ないやすいことから、自殺対策を「生きるための支援」と捉え、様々な分野の専門職員や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

住民が行うこと

- 「こころのサイン」に気付き、傾聴する姿勢を持つ。
- 悩みを抱えている人に対し、地域の相談窓口や専門家への相談を勧める（ゲートキーパーの役割）。
- 自殺対策に関する正しい知識を持ち、偏見をなくす。
- 地域における見守り活動を通じて、孤立している人を早期に発見し、声かけや情報提供を行う。

地域が行うこと

- 地域における相談体制の周知に協力し、住民が安心して相談できる雰囲気をつくる。
- 関係機関、民生委員・児童委員、福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などが連携し、地域の見守りネットワークを強化する。

行政が行うこと

- 専門職による相談支援体制を強化する。
- 地域住民や関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成研修を継続的に実施する。
- こころの健康に関する普及啓発活動を強化し、早期相談を促す。
- 医療機関、警察、学校、職場など、関係機関との連携を密にし、情報共有と支援体制を強化する。

能勢町再犯防止計画

犯罪をした人や非行少年が更生を目指すためには、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。そこで市町村では国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。

なお、この「能勢町地域福祉計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。



第5章 計画の推進

1. 計画の周知・啓発

住民は地域福祉の最も身近な担い手であり、地域福祉の主人公です。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくためには、多くの住民が地域福祉の理念を理解し、「我が事」にしていく必要があります。そのためにも、地域住民に対する本計画の周知・啓発を図っていきます。

2. 計画の推進体制

(1) 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、住民・関係団体・社会福祉協議会及び行政等、地域福祉の推進に関わる全ての人の主体的な参加や協力のもと連携していくことが重要です。

住民一人ひとりと地域・関係団体等がそれぞれの役割や特性を生かしながら、相互に連携・協働して、地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

また、行政は住民や地域・関係団体等に計画の進捗状況を共有し、意見聴取を行うことなどによって、計画の一層の推進に努めていきます。

(2) 能勢町社会福祉協議会との連携

地域生活課題へ適切に対応していくためには、社会福祉協議会の担う役割や意義が重要です。

社会福祉協議会が策定する「能勢町地域福祉活動計画」は、本計画と連携する地域福祉に関する具体的な取組を定めており、地域住民の普遍的な幸せ、いわゆる「当たり前の幸せを当たり前」にするために、「社会福祉協議会にしか果たせない地域福祉推進の機能（強み）」を更に発揮する、地域福祉の推進の中心的な役割が求められています。

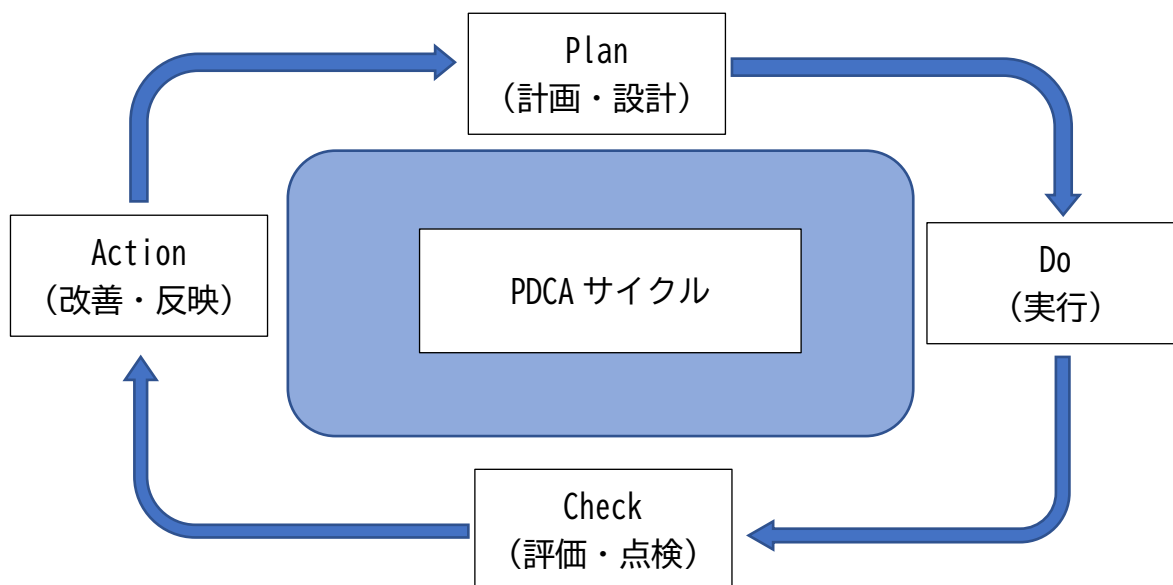
今後、制度の狭間にある生活困窮、子育て、介護等の課題に向き合っていくために、地区福祉委員会におけるネットワークを基盤に「ともに生きる豊かな地域社会」に向けて益々の活躍が期待されています。

町は、今後も引き続き、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

3. 計画の点検・評価

本計画については、より実効性のあるものとするため、毎年開催する「能勢町地域福祉計画推進委員会」において、計画の進行状況を定期的に点検、評価、改善します。

また、PDCA サイクルに基づいて、本計画で定めた取組の進捗状況や、その効果を検証し、施策の充実・見直しについて協議を進め、計画の推進に努めます。



資料編

1. 能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定による市町村地域福祉計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定による市町村自殺対策計画として、能勢町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び推進することを目的として、能勢町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 計画の推進に向けた施策内容に関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び地域福祉環境の把握に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉推進に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 計画の策定及び推進に関し、知識を有する者
- (2) 地域福祉の町内関係団体を代表する者
- (3) 法第2条に規定する社会福祉事業を営む町内の施設を代表する者
- (4) 町内医療機関の医師
- (5) 住民を代表する者
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者にオブザーバーとして会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 委員会の会議は原則として公開し、議事録を開示する。

(報酬)

第8条 委員に報酬を支給する。

2 報酬の額及び支給に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2. 能勢町地域福祉計画推進委員会委員名簿

(令和8年3月現在 敬称略)

	要綱第4条に基づく区分		委員
1	第1号	有識者	◎ 齊 藤 弥 生
2	第2号	関係団体	○ 乾 谷 晃
3	〃	〃	黒 島 雄 貴
4	〃	〃	瀬 川 輝 代
5	〃	〃	野 木 幸 代
6	〃	〃	松 下 和 之
7	〃	〃	八 木 キ ヨ ミ
8	第3号	高齢者施設	桂 隆 信
9	〃	障がい者施設	北 晴 美
10	〃	児童施設	三 浦 瓊 子
11	第4号	町内医療機関の医師	宇 佐 美 哲 郎
12	第5号	住民代表	今 西 大 樹

◎は委員長、○は副委員長

3. 計画策定経過

	実施日(期間)	開催事項等	審議内容(実施内容)
令和6(2024)年	8月1日(木)	令和6年度第1回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)第4次能勢町地域福祉計画の事業実施・進捗状況について (2)第5次能勢町地域福祉計画策定のスケジュールについて
	1月21日(火)	令和6年度第2回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)第5次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査の実施について (2)第5次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査票(案)について
令和7(2025)年	3月	能勢町地域福祉に関するアンケート調査	郵送又はインターネット(WEB調査)による住民を対象としたアンケート調査の実施
	7月1日(火)	令和7年度第1回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)第4次能勢町地域福祉計画の進捗状況について (2)第5次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果について (3)第5次能勢町地域福祉計画策定に係る事業所アンケート(案)について (4)第5次能勢町地域福祉計画の骨子(案)について
	7月~8月	第5次能勢町地域福祉計画策定のための福祉関係事業者・団体等アンケート調査	郵送による関係事業者・団体等を対象としたアンケート調査の実施
	11月6日(木)	令和7年度第2回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)関係事業所・団体等アンケート調査結果報告について (2)第5次能勢町地域福祉計画の素案について
	12月25日(木)	令和7年度第3回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)第5次能勢町地域福祉計画(案)について
	1月16日(金) ~ 2月16日(月)	パブリックコメント	「能勢町パブリックコメント手続に関する要綱」に基づくパブリックコメントの実施
令和8(2026)年	3月2日(月)	令和7年度第4回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1)第5次能勢町地域福祉計画(案)について

4. 用語集

索引	用語	解説
あ行	アウトリーチ	「外に手を伸ばす」という意味で、支援が必要であるにもかかわらず自ら助けを求められない人に対し、専門職などが積極的に訪問して必要な支援に確実につなげる取組のこと。
	LGBTQ+	L レズビアン（女性として女性を好きになる人）、G ゲイ（男性として男性を好きになる人）、B バイセクシュアル（異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）、T トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人）、Q クィア/クエスチョニング（自分の性別や好きになる相手を決めない人、または模索中の人）の5つの英単語の頭文字を組み合わせた性的マイノリティの総称のこと。末尾の「+（プラス）」は、これらの5つの枠組みに当てはまらない、多様な性のあり方を含めるために付けられている。
か行	学校版スクリーニング	支援の見える化・児童生徒理解のために、すべての児童生徒から気になる子をピックアップし、適切な支援や対応にふりわけること。
	基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族からの相談に対し、専門的な相談支援を行ったり、地域の相談支援体制の核として関係機関との連携を図ったりする拠点。能勢町では保健福祉センター内に設置されている。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
	交通空白地有償運送	バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは、十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の要件を満たした NPO 法人などが運送主体となり、事前に会員登録した住民などから、タクシーの半額程度の対価を収受して運行する形態。
	子ども家庭センター （大阪府設置）	大阪府の町村（島本町除く）の生活保護に関する事務を担当しているほか、児童相談所の役割も担っている。能勢町では箕面子ども家庭センターが担当している。
	コミュニティソーシャル ワーカー（CSW）	地域の住民や関係機関と連携しながら、既存の制度では対応が難しい複合的な課題を抱える人の相談に応じ、解決に向けたネットワークを構築する専門職。

さ行	社会増減	他地域からの転入又は他地域への転出によって生じる人口の増減のことを、それぞれ社会増・社会減と表される。
	重層的支援体制整備事業	属性（高齢・障がい・子ども等）を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を市町村が一体的に実施し、複雑化した課題を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制の整備を目指す事業。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が選任した援助者（成年後見人等）が財産管理や契約などの法律行為を支援する制度。
	ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。
た行	ダブルケア	育児と介護を同時に担う状態のこと。
	地域共生社会	制度や分野ごとの縦割り、あるいは「支え手」「受け手」という関係を超え、住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、さまざまな相談を受け、適切なサービスの紹介や調整、制度の利用につなげる等の支援を一つの窓口で行う総合機関。能勢町では、保健福祉センター内に設置されている。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
な行	日常生活自立支援事業	大阪府社会福祉協議会が実施主体となり、認知症高齢者や知的・精神障がいのある人が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や、日常的な金銭管理（預金の払い戻し等）をサポートする事業。
	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、高齢者も、誰もが地域の中で当たり前に日常生活を営むことができる社会こそが「正常（ノーマル）」であるという考え方。
は行	8050 問題	50 代前後のひきこもりとなった子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、この4段階を繰り返すことによって業務や計画を継続的に改善していく手法。

	避難行動要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者について、市町村が作成・活用する名簿。この名簿は、災害時の避難行動支援に関する取り組みを促進するために設けられている。
	ボランティアセンター	ボランティアの相談、登録、ボランティア保険の加入など、さまざまなボランティアへの支援を実施している。また、地域のボランティア活動の拠点としての役割を果たしている。能勢町では社会福祉協議会が運営している。
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満のこどものこと。
	養護相談	保護者のいない児童、虐待を受けたと思われる児童など、家庭での養育が困難な児童について行う相談のこと。

第5次能勢町地域福祉計画

発行年月 令和8(2026)年3月

発行・編集 能勢町福祉部福祉課

〒563-0351 大阪府豊能郡能勢町栗栖8 2番地の1

TEL : 072-731-2150 FAX : 072-731-2151

E-mail : hukusi@town.nose.osaka.jp

能勢町ホームページ <http://www.town.nose.osaka.jp>